

熊谷市公共施設等総合管理計画

(案)

熊谷市

はじめに

本市における公共施設マネジメントの取組においては、平成23年度に公共施設の状況調査に着手して以降、庁内組織設置、第1回市民アンケート等を経て、平成27年3月の熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針の策定という形で最初の成果を取りまとめることができました。その後も、同基本計画策定、1年間の市報連載、熊谷市公共施設白書作成、第2回市民アンケート実施、最初の市民説明会や市民ワークショップ開催、公共施設再編方針案の公表とエリア別市民説明会・地域説明会開催等により取組を推進し、令和2年3月までに熊谷市個別施設計画をはじめとする各個別施設計画を策定することができました。

アンケート、ワークショップ、各種説明会、パブリックコメント等に御参加・御協力をいただきました市民の皆様には、改めまして厚く御礼を申し上げます。

基本方針・基本計画から各個別施設計画までの一連の計画を策定したことで、本市の公共施設マネジメントは、計画策定段階から事業実施段階へと本格的に移行したわけですが、いずれの計画も、引き続きその内容の改善・改定を重ねていく必要があります。その過程において、インフラ施設も含めた公共施設マネジメントの取組全体の統一性・一貫性を確保するため、今回、令和元年度の各個別施設計画の策定を受け、上位計画である基本方針・基本計画を一体で見直し、熊谷市公共施設等総合管理計画として改定することとしました。

今回の見直し・改定においては、特に次の3点に留意しました。

1点目として、基本方針で掲げた面積削減率43%について、個別施設計画（主に建築物）による削減見込みが32%であることから、両者の整合を図りました。

2点目として、今後の議論・検討に資するように、施設削減以外の要因もバランスよく取り込んだ、より広い視野・高い視点からの検討の枠組みを提示しました。

3点目として、市民生活の基盤であり、建築物である公共施設以上に重要とも考え得るインフラ施設の持続可能性を、より一層重視しました。インフラ施設の持続可能性を確保していくには、長期間にわたる多額の投資を着実に継続していく必要がありますが、今回の見直しでは、本市の最上位計画である熊谷市総合振興計画や熊谷市人口ビジョン・総合戦略との整合性確保という切り口から検討しました。

本市における公共施設マネジメントは、市と市民との意見交換、総合振興計画等と公共施設マネジメント関係計画との整合性確保、公共施設等総合管理計画と各個別施設計画との統一性・一貫性維持など、何重にも重なったキャッチボールを続けながら進めていきたいと考えております。市民の皆様におかれましては、御自身にかかわる課題、あるいは子や孫たちの将来にかかわる課題として、本市の生活基盤・社会基盤のあるべき姿について共に考えていただければ幸いと存じます。

令和3年3月 熊谷市長 富岡 清

目次

第1章 総合管理計画の概要	- 1 -
第1節 本計画の目的	- 1 -
第2節 本計画の位置付け	- 1 -
第3節 計画期間	- 3 -
第4節 対象施設	- 3 -
第5節 取組体制及び情報管理・共有方策	- 5 -
第6節 進捗状況の評価及び本計画の見直し	- 8 -
第2章 公共施設等を取り巻く現状及び課題	- 10 -
第1節 建築物の状況	- 10 -
1 保有等の状況	- 10 -
2 老朽化の状況	- 13 -
3 耐震化の状況	- 15 -
4 利用の状況	- 17 -
第2節 インフラ施設の状況	- 18 -
1 公園	- 19 -
2 道路	- 19 -
3 橋梁	- 19 -
4 上水道	- 20 -
5 公共下水道	- 20 -
6 農業集落排水施設	- 21 -
7 河川等管理施設	- 21 -
第3節 公共施設等の経費及び財源の状況等	- 22 -
1 経費及び財源の状況	- 22 -
2 経費の推計	- 25 -
3 中長期的な経費・財源の見込み及び各個別施設計画の効果額	- 28 -
第4節 現状及び課題に関する基本認識	- 31 -
1 人口の現状及び推計	- 31 -
2 財政の現状及び課題	- 35 -
3 現状及び課題に関する基本認識	- 37 -
第3章 管理等に関する基本的な考え方	- 39 -
第1節 検討の枠組み	- 39 -
第2節 基本的な考え方	- 41 -
第3節 数値目標	- 41 -
1 公共施設等の総経費に関する数値目標	- 42 -
2 公共施設等への投資に関する数値目標	- 45 -
第4節 個別の実施方針・推進方針	- 46 -
1 点検・診断等の実施方針	- 46 -
2 維持管理・更新等の実施方針	- 47 -
3 安全確保の実施方針	- 48 -

4	耐震化の実施方針	- 49 -
5	長寿命化の実施方針	- 50 -
6	ユニバーサルデザイン化の推進方針	- 51 -
7	統廃合・複合化の推進方針	- 51 -
8	推進体制の構築方針	- 53 -
9	市民との情報共有の推進方針	- 53 -
10	PPP/PFIの実施方針	- 54 -
11	跡地活用の推進方針	- 55 -
第4章	施設区分（類型）ごとの考え方	- 56 -
第1節	施設の分類と地域拠点施設の考え方	- 56 -
1	広域施設と地域施設	- 56 -
2	地域拠点施設	- 58 -
第2節	建築物	- 61 -
1	庁舎等	- 61 -
2	行政施設等	- 62 -
3	市民文化施設	- 62 -
4	社会教育施設	- 63 -
5	人権施設	- 63 -
6	保健福祉施設	- 64 -
7	水浴施設	- 64 -
8	産業施設	- 65 -
9	消防施設	- 65 -
10	環境施設	- 65 -
11	防災・河川施設（倉庫）	- 66 -
12	公園・スポーツ施設	- 66 -
13	公共交通施設等	- 67 -
14	葬斎施設	- 67 -
15	学校施設	- 68 -
16	子育て支援施設	- 68 -
17	し尿処理施設	- 69 -
18	市営住宅	- 69 -
第3節	インフラ施設	- 70 -
1	公園	- 70 -
2	道路	- 70 -
3	橋梁	- 71 -
4	上水道	- 71 -
5	公共下水道	- 72 -
6	農業集落排水施設	- 72 -
7	河川等管理施設	- 73 -
第5章	本計画の見直し等に当たっての留意事項・視点	- 74 -
第1節	行政サービスの水準と民間施設の活用等について	- 74 -
第2節	新規整備の許容と抑制について	- 74 -

第3節	公共施設等の再編・再配置について.....	- 75 -
第4節	地域公共交通の再編・充実について.....	- 78 -
第5節	負担の公平性について.....	- 79 -
第6節	隣接市町との広域連携等について.....	- 81 -
付録	- 82 -

第1章 総合管理計画の概要

本章では、この「熊谷市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）の目的や位置付けなどについて述べます。

第1節 本計画の目的

公共施設等¹の維持・更新等は、現在、全国的な課題となっています。本市においても、次のような状況や課題があります。

- (1) おおむね1970～90年代を中心に整備された公共施設等が、2030～50年代を中心として大量に更新時期を迎え、今後、多額の費用が必要となる見込みであること。
- (2) 人口減少等に伴う税収減（収入減少）と高齢化の進行等による社会保障費の増大（支出増加）という環境の中で、インフラを含む施設の更新等のための財源を確保・捻出していかなければならないこと。
- (3) 老朽・未耐震施設の損壊によって生じる危険等を未然に防止する必要があること。
- (4) 合併により生じた重複施設等の整理統合を進め、効率的に施設サービスを提供すべきこと。

本計画は、これらの状況や課題に適切に対応していくための基本的な取組方針を定めるものです。人口減少は税収の減少という面と利用者の減少という面を併せ持つことから、本計画では、施設の「量」を維持するのではなく、市民1人当たりのサービス水準という「質」の維持・向上を図っていくというスタンスも取り入れています。

また、本計画は、本市の公共施設等を全体としてとらえ、マクロの視点からの方向付けを行うものです。個々の施設の具体的な更新・統廃合の方向性については、「熊谷市個別施設計画²」（以下「個別施設計画」という。）をはじめとする本市の各種の個別施設計画（以下「各個別施設計画」と総称する。）に記載しています。

第2節 本計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である熊谷市総合振興計画の下位計画として本市の諸施策の中に位置付けられるとともに、各個別施設計画の上位計画として、公共施設マネジメントにおける基本的な取組方針を定めています。

また、策定の経緯としては、既に策定済みの公共施設等総合管理計画に該当する「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針³」（以下「基本方針」という。）と、その下位計画である「熊谷市

¹ 公共施設等：本計画では、学校や図書館などのいわゆるハコモノ施設（一般的な公共施設）と、道路や上下水道などのインフラ施設（都市基盤施設）とを併せて、「公共施設等」といいます。

² 熊谷市個別施設計画：2020（令和2）年3月策定。主にハコモノ施設に関する個別施設計画で、①庁舎等編～⑩子育て支援施設編の全16編で構成されています。

³ 熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針：2015（平成27）年3月策定。基本的な取組方針として、6つの全体方針と12の個別方針を定めていました。

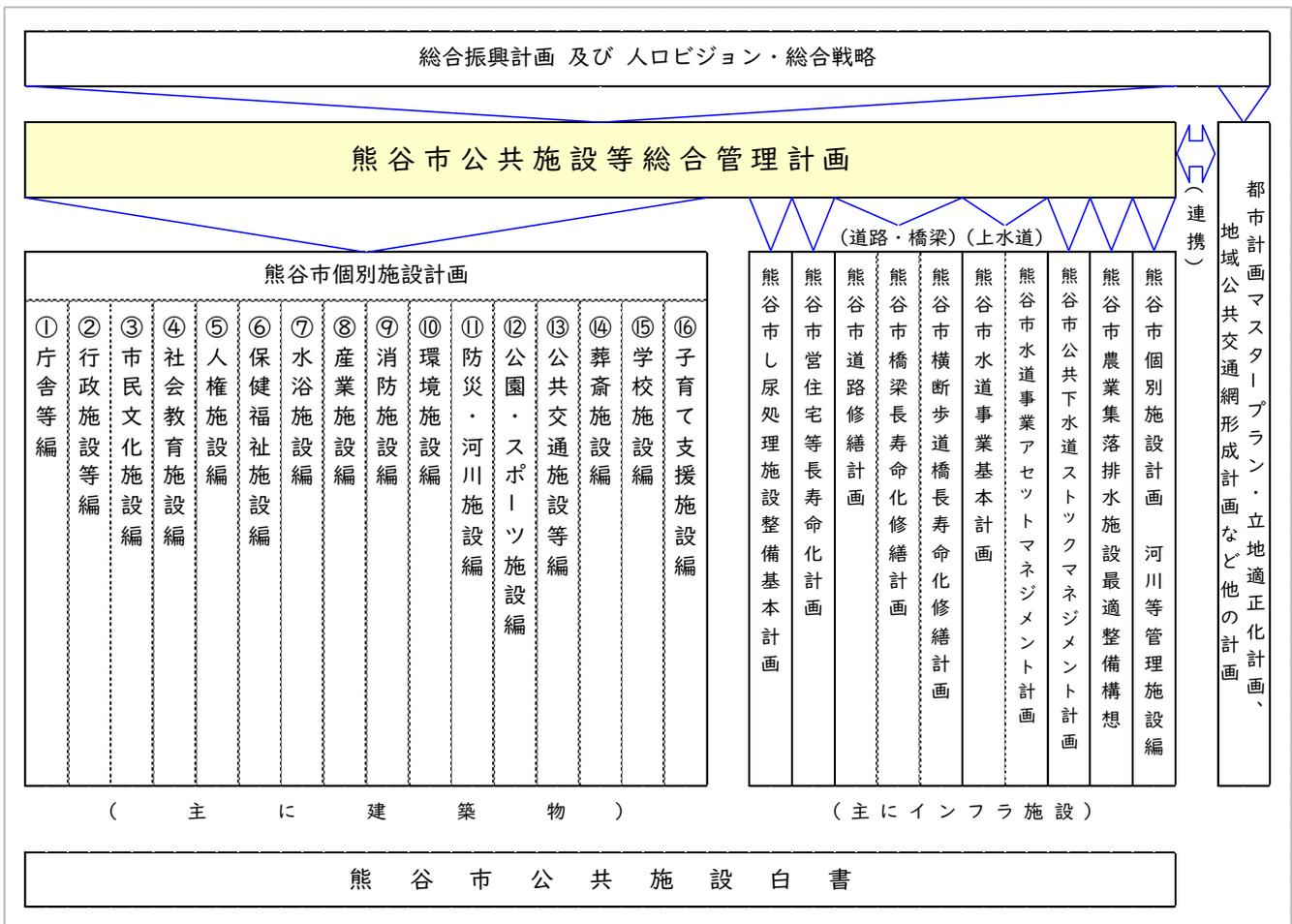
公共施設アセットマネジメント基本計画⁴（以下「基本計画」という。）を併せて、一体の計画として改定したものが、本計画となります。したがって今後は、本計画が、本市の「公共施設等総合管理計画」として位置付けられます。今回の改定により、改定前の3階層（基本方針－基本計画－各個別施設計画）が2階層（本計画－各個別施設計画）となり、より分かりやすい体系となりました。本市の公共施設マネジメントの体系は、図表1のとおりです。

また、基本方針からの主な変更点は、次の3点です（詳しくは、第3章第2節・第3節参照）。

(1) 公共施設等の総経費を40年間で25～38%削減という目標値を設定

基本方針で掲げた面積削減率43%について、個別施設計画（主に建築物）による削減見込みが32%であることから、両者の整合を図る視点から再検討を行いました。具体的には、熊谷市人口ビジョン・総合戦略の人口推計等を参考に、公共施設等全体の総経費の削減率として、40年間で25～38%という幅を持った目標値を定めました。面積だけに着目した削減率ではなく、維持管理等の費用も含めた総経費の削減率という視点から、新たな数値目標を定めました。

図表1 本市の公共施設マネジメントの体系



⁴ 熊谷市公共施設アセットマネジメント基本計画：2017（平成29）年4月策定。基本方針の目的達成のために必要となるより具体的な基準・方針等を定めていました。

(2) 保有量の削減と単位保有量当たり経費の削減の両方に着目

今後の議論・検討に資するように、施設数や施設面積の削減以外の要因もバランスよく取り込んだ、より広い視野・高い視点からの検討の枠組みを提示しました。具体的には、統廃合・集約等による保有量の削減だけでなく、各種のコスト節減や収支改善による単位保有量当たり経費の削減にも着目し、取り組んでいくこととしました。

(3) 世代間の負担の公平性を図りつつ、市民生活の基盤であるインフラ施設の持続可能性を確保

市民生活の基盤であるインフラ施設を維持していくには、長期間にわたる多額の投資を着実に継続する必要があります。具体的には、本市の最上位計画である熊谷市総合振興計画の「めざそう値」である将来負担比率0%以下という許容範囲内で起債等を実施し、世代間の負担の公平性を図りつつ、インフラ施設の持続可能性を確保していくこととしました。

なお、各施設の具体的な情報は、「熊谷市公共施設白書⁵」（以下「施設白書」という。）として別に取りまとめています。

第3節 計画期間

長期的な視点からの取組を可能とするため、本計画の計画期間は、2020（令和2）年度から2059（令和41）年度までの40年間⁶とします。

計画期間の一部をなす5年間で単位とする各期間について、基本方針からの連続性や個別施設計画との整合性を踏まえ、「第1期後半」（2020～24年度）、「第2期前半」（2025～29年度）といった呼称を引き続き用いますが、同時に「2020年度期」（2020～24年度）、「2025年度期」（2025～29年度）といった呼称も併用することとします。

本計画及び他の各種計画の計画期間相互の関係は、図表2のとおりです。

第4節 対象施設

本計画の対象施設は、原則として、市が保有、維持管理又は運営をする全ての施設（建築物及びインフラ施設⁷）です。

なお、熊谷市以外が保有・管理する施設のうち大里広域市町村圏組合⁸が保有する廃棄物処理施設等は、施設が大規模で更新費用等多額であることから例外的に対象⁹とします。その更新費用の推計に当たっては、負担金の負担割合を考慮し、熊谷市の実質的な負担額を算出することとします。

⁵ 熊谷市公共施設白書：2017（平成29）年9月作成。学校施設、庁舎等、市民文化施設などの施設の分野・機能ごとに、施設概要、配置状況、利用状況、コスト状況、災害時の役割等を列挙し、必要に応じ若干の分析を加えたものです。

⁶ 40年間：改定前の旧計画（基本方針）の計画期間が2015（平成27）年度から2054（平成66）年度までの40年間でしたので、40年間という期間はそのまま5年分だけ未来にスライドしたことになります。

⁷ 建築物及びインフラ施設：総務省が示す分類を参考に、「建築物」とは、学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうちインフラ施設を除いたものとし、「インフラ施設」とは、道路、橋梁（きょうりょう）、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物とします。

⁸ 大里広域市町村圏組合：熊谷市、深谷市及び寄居町によって構成される一部事務組合（特別地方公共団体の一種）で、構成市町からの負担金等を財源として、当該2市1町の区域における廃棄物処理及び介護保険に関する事務を処理しています。

⁹ 例外的に対象：ただし、大里広域市町村圏組合が保有する施設の個別施設計画は、大里広域市町村圏組合が策定するものですので、市では策定しません。

図表 2 総合振興計画、人口ビジョン・総合戦略、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の計画期間と相互の関係

総合振興計画	第2次		(第3次)		(第4次)		(第5次)		(第6次)																																					
	前期	後期	(前期)	(後期)	(前期)	(後期)	(前期)	(後期)	(前期)																																					
人口ビジョン・総合戦略	第2期		(第3期)	(第4期)	(第5期)	(第6期)	(第7期)	(第8期)	(第9期)																																					
年度(西暦)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060					
公共施設等総合管理計画	2020年度期 (第1期後半)		2025年度期 (第2期前半)		2030年度期 (第2期後半)		2035年度期 (第3期前半)		2040年度期 (第3期後半)		2045年度期 (第4期前半)		2050年度期 (第4期後半)		2055年度期 (第5期前半)																															
個別施設計画 ①庁舎等編 ~ ⑩子育て支援施設編	第1期後半		第2期前半																																											
年度(元号)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34	R35	R36	R37	R38	R39	R40	R41	R42					
策定・改定	総合振興計画			◇				○					◇					○					◇					○							◇							○				
	人口ビジョン・総合戦略					◇				○				◇					○					◇					○						◇									○		
	公共施設等総合管理計画	○					◇				○					◇				○						◇				○								◇								
	個別施設計画		○				◇					○					◇					○						◇						○					◇							

*1 総合振興計画及び人口ビジョン・総合戦略の第3次(第3期)以降は、仮定による。

*2 公共施設等総合管理計画は、計画期間を40年間とする。5年ごとの改定時に、過去となる5年間分を計画期間から外すとともに、新たな5年間分を追加策定するものとする。

*3 主にハコモノ分野の個別施設計画(①庁舎等編~⑩子育て支援施設編)は、計画期間を10年間とする。5年ごとの改定時に、過去となる5年間分を計画期間から外すとともに、新たな5年間分を追加策定するものとする。

*4 主にインフラ分野の各個別施設計画の改定時期等については、それぞれの計画に定めるところによる。

第5節 取組体制及び情報管理・共有方策

公共施設マネジメントに取り組むための庁内組織として、本市では、施設マネジメント推進委員会と分野別検討会が設置されています。本市の取組体制の概要は、図表3のとおりです。

施設マネジメント推進委員会¹⁰（以下「推進委員会」という。）は、庁内横断的な検討組織で、主に部長級の職員によって構成され、本計画や個別施設計画の改定案の審議、計画目標の達成状況の評価等を所掌します。

分野別検討会¹¹は、推進委員会の下部組織で、対象施設の種類（庁舎等、市民文化施設など）又は所管事項（都市整備等、跡地利用など）といった分野別に設置されています。主に課長級の職員によって構成され、各個別施設計画の改定案の審議等を所掌します。分野の設定に当たっては、組織横断的な視点¹²からの検討が可能となるように、必要に応じ、既存の部の枠組みを越えて関係課をグルーピングしました。分野別検討会の概要は、図表4のとおりです。

公共施設マネジメントを所管・統括する部署の設置は、取組開始当初からの課題でしたが、2019（平成31）年4月に総合政策部内に施設マネジメント課¹³が新設され、大きく進展しました。施設マネジメント課は推進委員会の事務局を兼ね、分野別検討会にもそれぞれ関与しています。

各個別施設計画に記載された具体的な事業の推進については、実施計画立案・予算要求の段階から各所管が主体的に取り組んでいきます。施設マネジメント課は、全体の調整・進捗管理を担当します。

情報管理・共有の方策としては、固定資産台帳を含む新たな公会計システムを2016（平成28）年度から導入したことで、各施設の延床面積、構造、建築年月日、コスト等の基本情報の把握・集計・分析等が格段に容易となりました。また、内部情報システムによる庁内電子掲示板・電子キャビネット等への掲示・格納等により、全庁的な情報共有が図られています。

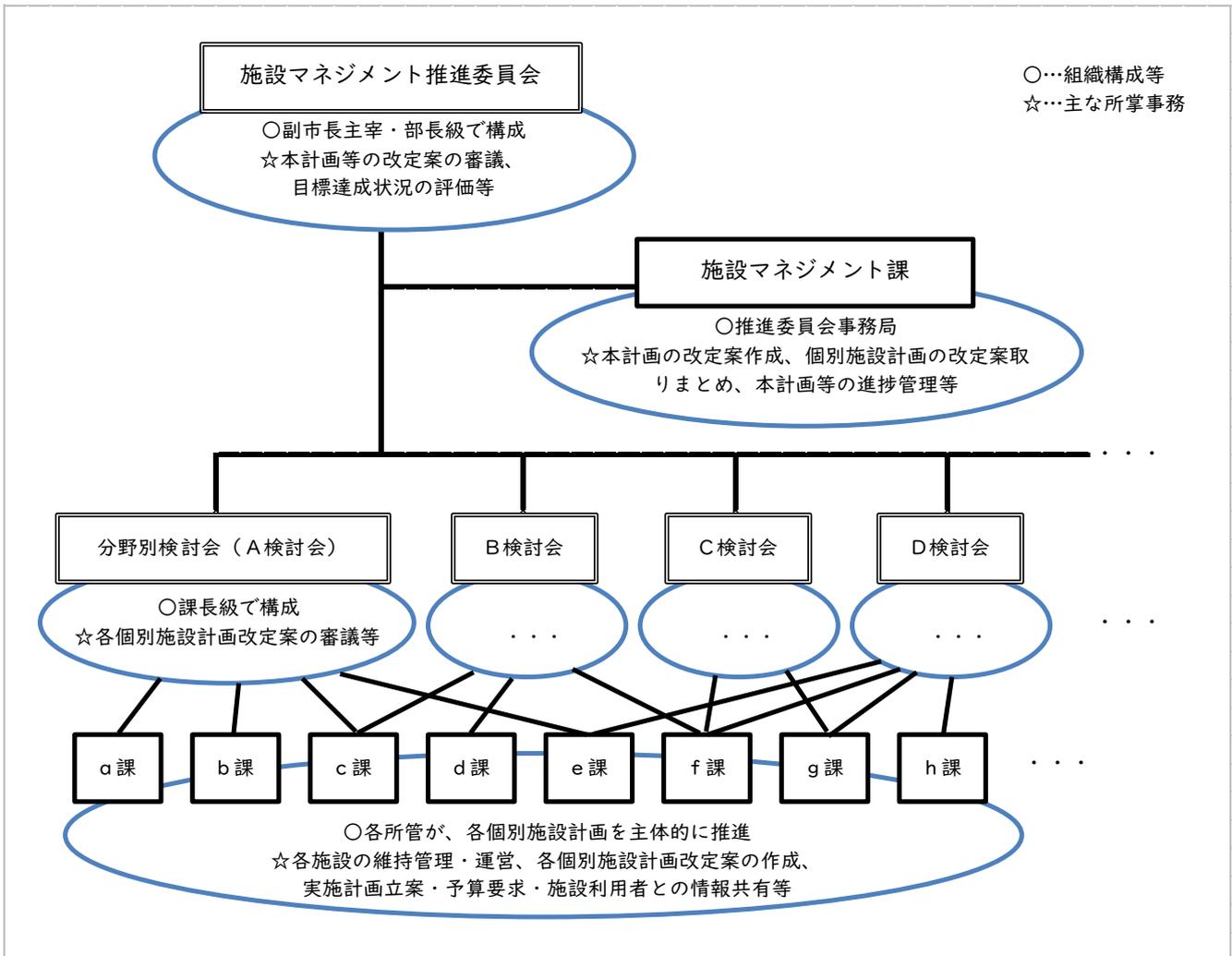
¹⁰ 施設マネジメント推進委員会：基本方針の下で設置されていたアセットマネジメント計画策定委員会を前身とするもので、2020年3月に各個別施設計画が出そろい、本市の施設マネジメントが計画策定段階から事業実施段階へと本格的に移行することに伴い、組織名等を変更したものです。

¹¹ 分野別検討会：推進委員会と同様、基本方針の下で設置されていた組織を引き継いでいます。常設（開催は非定期）の22の検討会（2020.4.1現在）と、新規施設の整備構想案作成等に当たる臨時の検討会から構成されています。図表4には、臨時の検討会に掲載していません。

¹² 組織横断的な視点：例えば、水浴施設検討会は、屋内プール等がある健康スポーツセンターを所管する健康づくり課（市民部）、お風呂のある老人福祉センターを所管する長寿いきがい課（福祉部）、市民プールを所管する公園緑地課（都市整備部）のほか、小中学校プールの機能移転先（水泳の授業を行える校外の施設。民間施設を含む。）を確保する視点から教育総務課・学校教育課（教育委員会）と、車いす用入浴設備による障害者の利用環境整備等の視点から障害福祉課（福祉部）をメンバーとして構成されています。同様に、市営住宅検討会は、市営住宅を所管する営繕課（建設部）のほか、住宅福祉の視点から生活福祉課（福祉部）と、空き家対策の視点から安心安全課（市民部）をメンバーとして構成されています。

¹³ 施設マネジメント課：主に公共施設マネジメントと財産管理を所管し、課長を含め6名（設置当時。2020（令和2）年4月現在7名）で、全員が事務職。技術職配置の要否や営繕部門（建設部営繕課）との役割分担については、引き続き検討課題です。

図表 3 本市の公共施設マネジメントの取組体制



図表 4 分野別検討会一覧

No.	名称	主な対象施設又は所管事項	構成部署
1	庁舎等検討会	庁舎（江南複合施設を含む。）、男女共同参画推進センター【ハートピア】、独立の倉庫	施設マネジメント課、◎庶務課、男女共同参画室、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター、選挙管理委員会事務局
2	行政施設等検討会	出張所・連絡所、パスポートセンター、環境美化センター、土地区画整理事業関係施設、維持課分室、その他の施設・建物	◎施設マネジメント課、スポーツ観光課、市民課、パスポートセンター、環境美化センター、土地区画整理事務所、維持課、大里行政センター、妻沼行政センター
3	市民文化施設検討会	コミュニティ施設及び市民活動支援センター、公民館、スポーツ・文化村【くまびあ】、老人憩の家、地域コミュニティセンター、障害福祉会館、商工会館、その他の市民文化施設	◎市民活動推進課、長寿いきがい課、障害福祉課、商工業振興課、農業振興課、江南行政センター、社会教育課、中央公民館、妻沼中央公民館
4	社会教育施設検討会	ホール、図書館、博物館的施設、歴史公園	◎社会教育課、妻沼中央公民館、文化会館、熊谷図書館、プラネタリウム館、江南文化財センター
5	人権施設検討会	隣保館（春日文化センター）、集会所	◎人権政策課、保育課、社会教育課
6	保健福祉施設検討会	保健施設、急患診療所、心身障害児通園施設（あかしあ育成園）	◎健康づくり課、熊谷保健センター、母子健康センター、休日・夜間急患診療所、保育課
7	水浴施設検討会	健康保持増進施設（健康スポーツセンター）、老人福祉センター、市民プール	◎健康づくり課、長寿いきがい課、障害福祉課、公園緑地課、教育総務課、学校教育課
8	産業施設検討会	めめま有機センター、大里穀類乾燥調製施設【ライスセンター】、その他の加工施設等、道の駅、勤労者福祉施設	◎商工業振興課、東部地域開発推進室、農業振興課、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター
9	消防施設検討会	消防署・分署、消防団車庫	◎消防総務課、警防課
10	環境施設検討会	し尿処理施設、廃棄物処理施設、水族館（ムサシトミヨ保護センター）、公衆トイレ、一般廃棄物最終処分場、旧妻沼清掃センター、その他の環境施設	スポーツ観光課、◎環境政策課、環境推進課、第一水光園、荒川南部環境センター、妻沼南河原環境浄化センター、環境美化センター
11	防災・河川施設検討会	準用河川、排水機場、防災倉庫、水防倉庫	◎危機管理課、管理課、河川課、大里行政センター、妻沼行政センター
12	公園・スポーツ施設検討会	都市公園、屋内スポーツ施設、屋外スポーツ施設、都市公園以外の公園、緑化センター	スポーツ観光課、商工業振興課、◎公園緑地課
13	公共交通施設等検討会	立体駐車場（本町駐車場）、平面駐車場、自転車駐車場（駐輪場）、自由通路、屋根付きバス待合所、熊谷駅前防犯センター安心館	◎企画課、安心安全課、商工業振興課、都市計画課、維持課
14	葬斎施設検討会	葬斎施設（集会室を含む。）	市民課、◎葬斎施設
15	学校施設検討会	小・中学校、学校給食センター、幼稚園	施設マネジメント課、◎教育総務課、学校教育課
16	子育て支援施設検討会	保育所、児童館・児童クラブ、地域子育て支援拠点	◎こども課、保育課
17	市営住宅検討会	市営住宅	安心安全課、生活福祉課、◎営繕課
18	上下水道施設検討会	上水道施設、公共下水道施設、農業集落排水施設	環境推進課、農地整備課、◎経営課、水道課、下水道課
19	道路・橋梁検討会	道路・橋梁	管理課、道路課、◎維持課
20	公共施設等総合管理検討会	スクールバスを含む地域公共交通の充実・再編、財源確保・財政平準化、使用料等の見直しなど	企画課、財政課、◎施設マネジメント課
21	都市整備等検討会	地域防災計画、都市計画マスタープラン等との調整、開発・建築・消防等の規制確認など	危機管理課、企画課、◎施設マネジメント課、都市計画課、開発審査課、建築審査課、営繕課、消防総務課
22	跡地利用検討会	売却等を含む施設跡地の活用方策検討、学校跡地への地域拠点施設整備など	◎施設マネジメント課、スポーツ観光課、市民活動推進課、教育総務課

（備考） 1 新規施設の整備構想案作成等に当たる臨時的検討会は掲載していない。

2 検討会の代表課に◎印を付する。

3 No.10のうち廃棄物処理施設は、市有施設でないため、市としては個別施設計画を策定しない。

第6節 進捗状況の評価及び本計画の見直し

数値目標の達成度合いによって本計画の進捗状況の評価し、さらに当該評価に基づき本計画自体を見直す（改定する）というサイクルを繰り返すことで、本市の公共施設マネジメントの進捗を管理していきます。具体的には、次の(1)~(4)のような手順で、原則5年間を周期¹⁴として、PDCAサイクルを回していきます。

(1) 計画 (Plan)

(4)の段階で取りまとめた改善手法により、本計画を改定する。また、本計画の取組方針の具体化である各個別施設計画を改定する。

(2) 実行 (Do)

(1)の段階で改定された本計画及び各個別施設計画に記載された取組・事業を実施する。

(3) 評価 (Check)

(2)の段階で実施された取組・事業の成果・実績の評価を行う。

(4) 改善 (Act/Action)

(3)の段階でなされた評価結果に基づき、目標未達の項目・案件について改善手法を取りまとめる。

上記のPDCAサイクルを図示すると、図表5のようになります。

なお、対象となる計画上の各期間は5年間ですが、本計画で採用する人口推計の基となる人口ビジョン・総合戦略の改定から、本計画の改定を受けて行われる個別施設計画の改定までの関連作業を全体として捉えると、5年間の前に1年・後ろに2年を加えた合計8年間のサイクルで回っていると考えることもできます。この場合、1年目は前の5年間と、7・8年目は後ろの5年間とそれぞれ重複することになります。

¹⁴ 原則5年間を周期：本計画及び個別施設計画については5年サイクルですが、これら以外の各個別施設計画（主にインフラ施設を対象）では、計画期間等もまちまちですので、それぞれ適切な周期により、PDCAサイクルを回していくこととなります。

図表 5 本計画におけるPDCAサイクル

区分		...		2020年度期 (第1期後半)					2025年度期 (第2期前半)					2030年度期 (第2期後半)					...	
		2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)	2030(R12)	2031(R13)	2032(R14)	2033(R15)	2034(R16)	2035(R17)	2036(R18)	
人口ビジョン・総合戦略 の改定		○ *2					◆ *2					○ *2					◆ *2			
公共施設等 総合管理 計画	計画 (Plan)		○ *1・2					◆ *2・4											◆ *2・4	
	実行 (Do)			→					→					→						
	評価 (Check)																			
	改善 (Act/Action)																			
個別施設計画の改定				◆ *5					○ *5								◆ *5			

- *1 本来は基本方針（本計画の前身）の改定に伴う評価・改善がなされるべきであるが、対象期間は計画策定段階であった（取組内容自体が個別施設計画等の策定であった）ため、省略する。
- *2 人口ビジョン・総合戦略の推計人口を用いるため、その改定を待って本計画を改定する。
- *3 5年間の初年度は改定年度と重なるため、実際上は、初年度に限っては改定前の計画に従って実行することとなる。
- *4 5年間の実績を評価し、目標未達分について改善手法を取りまとめ、改定に反映させる。
- *5 本計画改定を受けた個別施設計画の改定（5年に1度）を想定する。

第2章 公共施設等を取り巻く現状及び課題

本章では、本市の公共施設等の現状と課題について述べます。各種のデータは、原則として、建築物¹⁵とインフラ施設¹⁶、普通会計¹⁷の施設と公営事業会計¹⁸の施設に区分して掲載しています。

第1節 建築物の状況

1 保有等の状況

2019（令和元）年度末現在で、本市の建築物の保有量及び保有割合は、図表 6 及び 7 のとおりです。

¹⁵ 建築物：庁舎、市民文化施設、学校施設等の建築物を主体とした施設を指します。原則として、建築物以外の土地の工作物（プール等）の一部も含めて「建築物」として取り扱います。インフラ施設と一体の建築物（例えば、上水道施設の浄・配水場、公共下水道施設のポンプ場等）や文化財である建物等は除外しています。

¹⁶ インフラ施設：道路、橋梁、河川、公園、上下水道等及びそれらと一体となった建築物を指します。

¹⁷ 普通会計：一般会計に公営事業会計以外の特別会計を合算したものです。一般会計や特別会計の範囲は、地方公共団体ごとに異なることから、地方公共団体間の比較や国全体としての統計を可能にするため、全国統一の会計区分として設けられています。

¹⁸ 公営事業会計：本市の場合、水道事業会計、下水道特別会計（2019.4.1から企業会計に移行）、農業集落排水事業特別会計及び駐車場事業特別会計の全部並びに熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計の一部が該当します。

図表 6 本市の建築物の保有量

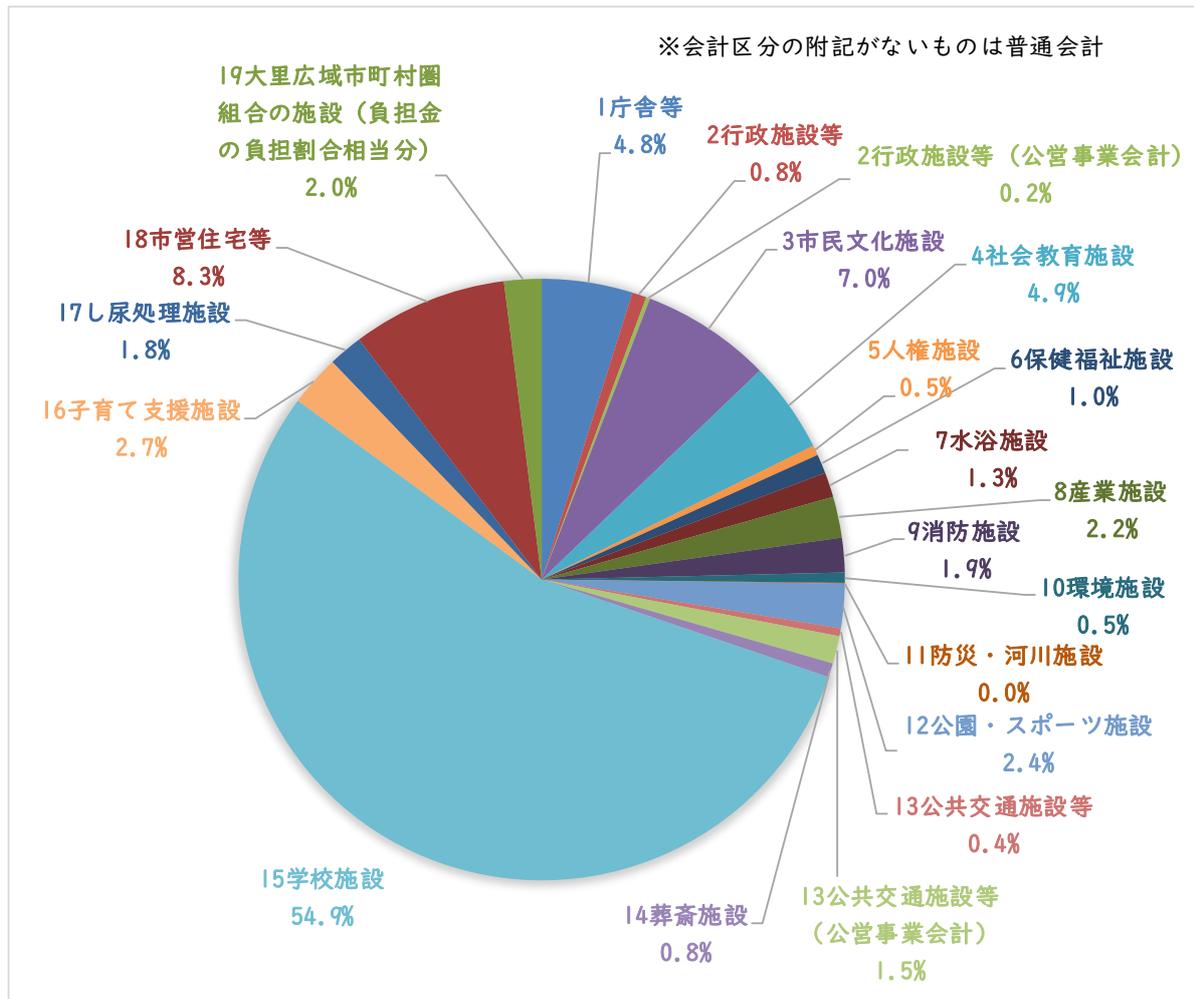
2020.3.31現在

No.	施設区分	対象施設(※1)	保有量 (m ²) (※2)	備考
1	庁舎等	庁舎4、男女共同参画推進センター【ハートピア】、独立の倉庫2	27,054	江南庁舎と江南複合施設は、一体の施設として計上
2	行政施設等	出張所・連絡所3、パスポートセンター、環境美化センター、ゲートボール場休憩室2、作業所等3、妻沼老人デイサービスセンター、屋台・山車収納庫等4	4,240	維持課分室は、インフラ施設の一部(道路と一体)とみなし、ここでは計上しない。
		土地区画整理事業関係施設3	1,213	
3	市民文化施設	コミュニティ施設5、市民活動支援センター、公民館28、スポーツ・文化村【くまびあ】、老人憩の家4、地域コミュニティセンター7、障害福祉会館、商工会館、その他の市民文化施設9	38,896	
4	社会教育施設	ホール4、図書館4、博物館的施設14、歴史公園(星溪園)	27,275	
5	人権施設	隣保館(春日文化センター)、集会所19	3,012	
6	保健福祉施設	保健施設3、急患診療所2、心身障害児通園施設(あかしあ育成園)	5,754	
7	水浴施設	健康保持増進施設(健康スポーツセンター)、老人福祉センター4	7,436	市民プール(熊谷運動公園内の屋外・屋内プール)は、インフラ施設の一部(公園の附属施設)のため、ここでは計上しない。
8	産業施設	めぬま有機センター、大里穀類乾燥調製施設【ライスセンター】、その他の加工施設等4、道の駅構成施設2、勤労者福祉施設4	12,352	
9	消防施設	消防署・分署6、消防団車庫32	10,354	
10	環境施設	水族館(ムサシトミヨ保護センター)、公衆トイレ11、一般廃棄物最終処分場2、旧妻沼清掃センター、その他の環境施設4	3,065	
11	防災・河川施設	防災倉庫(防災まちづくり倉庫)	229	水防倉庫8及び排水機場9は、インフラ施設の一部(準用河川等の附属施設)のため、ここでは計上しない。
12	公園・スポーツ施設	屋内スポーツ施設(公園施設以外)8、屋外スポーツ施設(公園施設以外)2	13,310	公園(都市公園以外の公園を含む。)及びその附属施設は、インフラ施設のため、ここでは計上しない。
13	公共交通施設等	自転車駐車場(駐輪場)7、屋根付きバス待合所6、熊谷駅前防犯センター安心館	2,361	自動車駐車場(平面駐車場)2及び自由通路2は、インフラ施設の一部(道路と一体)とみなし、ここでは計上しない。
		本町駐車場	8,283	
14	葬斎施設	葬斎施設【メモリアル彩雲】	4,231	
15	学校施設	小学校29、中学校16、小島小・中学校(休校中)、学校給食センター2、江南幼稚園	306,580	
16	子育て支援施設	保育所12、児童館・児童クラブ58、地域子育て支援拠点4	15,323	
17	し尿処理施設	し尿処理施設3	10,252	
18	市営住宅等	市営住宅6	46,341	棟数ではなく団地数
19	(大里広域市町村圏組合の施設)	廃棄物処理施設4、曙町事務所	11,142	負担金の負担割合相当分(50%とする)の保有量のみ計上
		合計	558,704	

※1 複数の場合は施設数を附記した。また、公営事業会計の施設には下線を付した(下線無しは普通会計)。

※2 原則として延床面積(学校プールのみ水面積)を計上し、屋外施設の整備面積は除外した。

なお、簡易な附属施設(自転車置き場、一部の車庫等)の面積は含まない。



図表 7 本市の建築物の保有割合

基本方針における施設（建物）の延床面積は約 62 万 4 千 m²であったのに対し、本計画における建築物の保有量（延床面積）は約 55 万 9 千 m²となっていますが、相違の最大の理由は、集計対象の捉え方の違い¹⁹によるものです。保有量の実質的な増減（おおむね 2013 年度末と 2019 年度末との比較）をみると、小中学校体育館の耐震改築（棟数は変わらないものの、改築後の方が 1 棟当たりの延床面積が増加）や児童クラブ新設（余裕教室の転用ではない新築の場合）などの要因により、老朽施設の廃止・除却等の分を控除しても、若干の増加²⁰となっています。

また、建築物の保有割合では学校施設が過半を占めています。

長期的には更なる人口減少とこれに伴う財政力低下が予想される現状においては、市民サービスの水準の維持・向上には配慮しつつも、建築物の保有量の削減・抑制が、引き続き課題となります。

19 集計対象の捉え方の違い：基本方針における集計対象のうち、①インフラ施設と一体の建築物（上下水道の処理場、公園の附属施設等）、②一部の附属施設（学校プールの附属施設）や簡易な施設（自転車置き場等）などを除外して本計画の集計を行っているため、本計画における保有量の方がより小さい数字となっています。

20 若干の増加：基本方針の集計方法による参考値を挙げると、2018（平成 30）年度末現在で約 63 万 1 千 m²であり、約 1%の増加となっています。

2 老朽化の状況

2019（令和元）年度末現在で、本市の建築物の老朽化状況は、図表8及び9のとおりです。

図表8 本市の建築物の老朽化状況（一覧表）

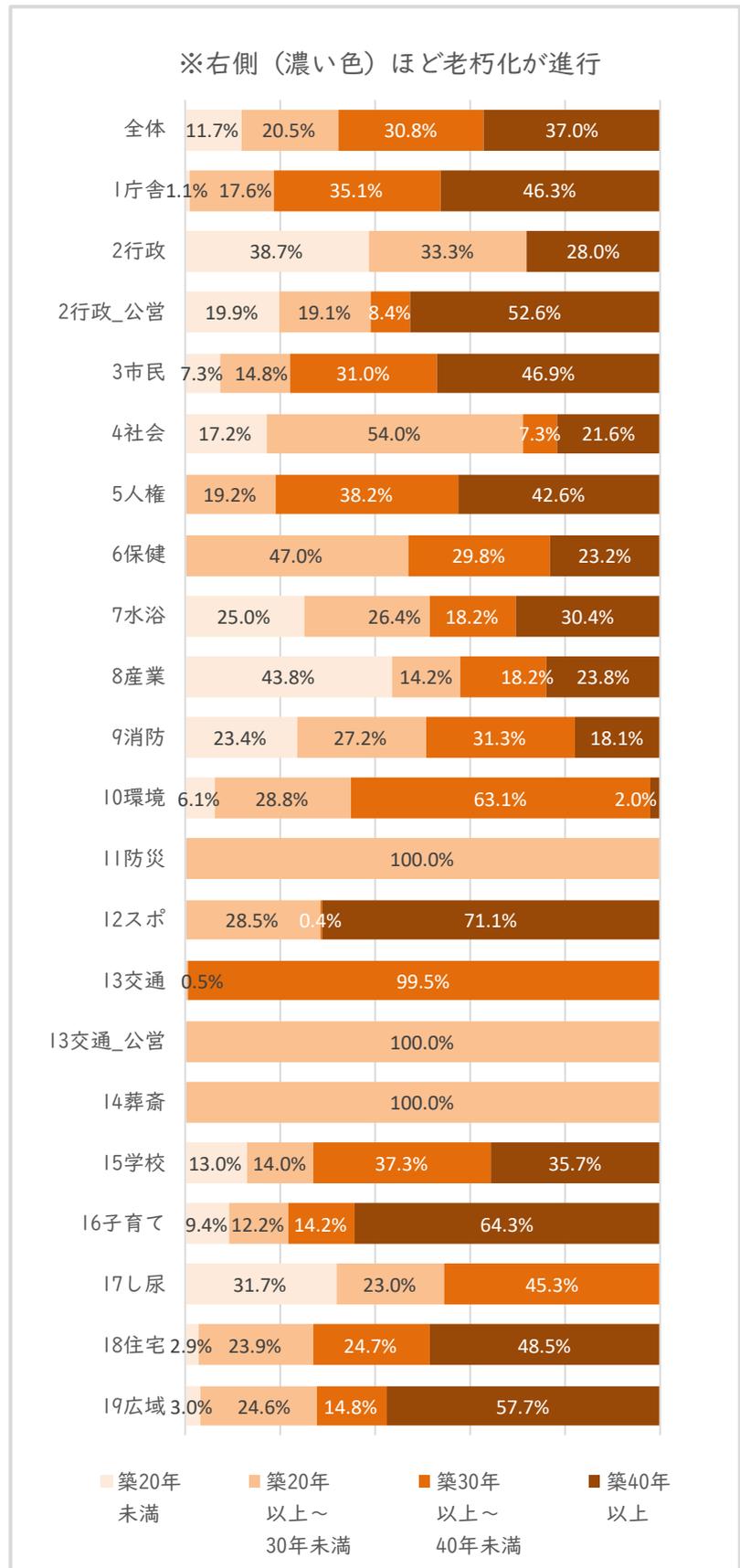
2020.3.31現在

No.	施設区分	会計区分	築年数別の保有量（m ² ）				保有量合計（m ² ）
			築20年未満	築20年以上～30年未満	築30年以上～40年未満	築40年以上	
1	庁舎等	普通	284	4,749	9,493	12,528	27,054
2	行政施設等	普通	845	810	356	2,229	4,240
		公営事業	469	404	0	340	1,213
3	市民文化施設	普通	2,832	5,750	12,073	18,241	38,896
4	社会教育施設	普通	4,678	14,726	1,984	5,887	27,275
5	人権施設	普通	0	578	1,150	1,284	3,012
6	保健福祉施設	普通	0	2,704	1,717	1,334	5,754
7	水浴施設	普通	1,857	1,966	1,352	2,261	7,436
8	産業施設	普通	5,405	1,757	2,254	2,937	12,352
9	消防施設	普通	2,423	2,817	3,245	1,870	10,354
10	環境施設	普通	188	882	1,934	61	3,065
11	防災・河川施設	普通	0	229	0	0	229
12	公園・スポーツ施設	普通	0	3,789	52	9,469	13,310
13	公共交通施設等	普通	0	13	2,348	0	2,361
		公営事業	0	8,283	0	0	8,283
14	葬斎施設	普通	0	4,231	0	0	4,231
15	学校施設	普通	39,847	43,070	114,312	109,351	306,580
16	子育て支援施設	普通	1,437	1,866	2,172	9,848	15,323
17	し尿処理施設	普通	3,252	2,354	4,646	0	10,252
18	市営住宅等	普通	1,357	11,062	11,443	22,478	46,341
19	（大里広域市町村圏組合の施設）	普通	336	2,736	1,646	6,424	11,142
	合計		65,210	114,775	172,177	206,542	558,704

全体では、約4割(37.0%)が築40年以上、約7割(67.8%)が築30年以上であり、老朽化が進行しています。施設区分別に築40年以上の割合が高い順で掲げると、スポーツ・公園施設(71.1%)、子育て支援施設(64.3%)、大里広域市町村圏組合の施設(57.7%)となっています。

このような状況を踏まえ、個別施設計画(2020年3月策定時)では、スポーツ・公園施設の体育施設等8館のうち老朽化の進んだ4館の解体・除却等(更新の場合を含む。)を予定・検討しています。また、子育て支援施設についても、老朽化の進んだ一部の保育所や児童館兼児童クラブの集約・除却等を予定・検討しています。

なお、大里広域市町村圏組合の施設(廃棄物処理施設)については、築年数こそ経過しているものの、4施設(5工場)のうち3施設(4工場)の基幹改良工事(長寿命化工事)を実施済みです。



図表 9 本市の建築物の老朽化状況(帯グラフ)

3 耐震化の状況

2019（令和元）年度末現在で、本市の建築物（建築物以外の土地の工作物を除く。）の耐震化状況²¹は、図表 10 及び 11 のとおりです。

図表 10 本市の建築物の耐震化状況（一覧表）

2020.3.31現在

No.	施設区分	会計区分	耐震化状況別の保有量（m ² ）		保有量合計（m ² ）
			耐震化済み	未耐震	
1	庁舎等	普通	26,978	77	27,054
2	行政施設等	普通	2,345	1,875	4,220
		公営事業	873	340	1,213
3	市民文化施設	普通	21,198	17,697	38,896
4	社会教育施設	普通	26,878	397	27,275
5	人権施設	普通	1,728	1,284	3,012
6	保健福祉施設	普通	4,420	1,334	5,754
7	水浴施設	普通	5,293	2,142	7,436
8	産業施設	普通	9,415	2,937	12,352
9	消防施設	普通	8,345	2,009	10,354
10	環境施設	普通	3,004	0	3,004
11	防災・河川施設	普通	229	0	229
12	公園・スポーツ施設	普通	3,924	9,386	13,310
13	公共交通施設等	普通	2,348	0	2,348
		公営事業	8,283	0	8,283
14	葬斎施設	普通	4,231	0	4,231
15	学校施設	普通	284,134	5,342	289,475
16	子育て支援施設	普通	10,000	5,323	15,323
17	し尿処理施設	普通	5,697	4,556	10,252
18	市営住宅等	普通	43,367	2,974	46,341
19	（大里広域市町村圏組合の施設）	普通	8,130	3,012	11,142
	合計		480,822	60,684	541,506

²¹ 建築物の耐震化状況：1981（昭和56）年施行のいわゆる新耐震基準（現行の基準）に照らして、十分な耐震性を有している場合が「耐震化済み」です。具体的には、①新耐震基準施行後の建築物、②新耐震基準施行前の建築物であるが、耐震診断の結果、新基準に適合すると認められたもの、③新耐震基準施行前の建築物で耐震改修により新基準に適合したものが、「耐震化済み」です。

基本方針の基準時（2013（平成25）年度末）では約84%が耐震化済みでしたが、2019（令和元）年度末ではその値は約89%まで向上しています。理由としては、避難所でもある小中学校の体育館の耐震改築、災害時に災害対策本部となる市役所本庁舎の耐震改修の完了等が挙げられます。

一方で、公園・スポーツ施設（未耐震割合70.5%）や市民文化施設（同45.5%）のように、未耐震の割合が高い施設区分については早急な対策が必要です。

引き続き、統廃合等の検討も踏まえた上で、順次、耐震診断及び強度不足の場合の耐震改修等を実施していく必要があります。



図表 11 本市の建築物の耐震化状況（帯グラフ）

4 利用の状況

本市の建築物を主体とした施設の利用状況に関し、2016～18（平成28～30）年度における1日当たり利用者数等²²は、図表12のとおりです。

施設の利用形態や集計単位・方法の相違等のため、施設区分同士での単純な比較が困難な場合も少なくありませんが、できるだけ統一的に把握できるように、1日当たり利用者数又は在籍者数を掲載しました。

全体としては、人口減や少子化の影響で1日当たり利用者数等が減少傾向にあるように見受けられますが、子育て支援施設のように増加傾向にある施設区分もあります。

貸館施設の稼働率等のより詳細なデータについては、施設白書や各個別施設計画を参照してください。

図表12 本市の建築物を主体とした施設の1日当たり利用者数等

2020.3.31現在

No.	施設区分	会計区分	年度別の1日当たり利用者数等				備考（対象施設、集計項目等）
			2016 （平成28）	2017 （平成29）	2018 （平成30）	集計 単位	
3	市民文化施設	普通	2,483	2,507	2,448	人	
4	社会教育施設	普通	1,704	1,312	1,887	人	
5	人権施設	普通	61	57	54	人	
6	保健福祉施設	普通	87	84	78	人	
7	水浴施設	普通	593	579	552	人	
8	産業施設	普通	2,206	2,213	2,116	人	
9	消防施設	普通	25	26	27	件	火災発生・救助発生・救急出動の各件数の合計を年間日数で除したもの。暦年で集計
12	公園・スポーツ施設	普通	846	923	897	人	体育施設等の1日当たり利用者数。公園及びその附属施設（インフラ施設に該当）の分を除く。
13	公共交通施設等	普通	2,407	2,317	2,265	台	熊谷駅自転車駐車場の1日当たり利用台数
		公営事業	68	84	71	台	本町駐車場の1日当たり利用台数
14	葬斎施設	普通	6	6	6	件	葬斎施設【メモリアル彩雲】の1日当たり火葬件数
15	学校施設	普通	15,011	14,735	14,365	人	小中学校・幼稚園に在籍する児童生徒数（5/1現在）
16	子育て支援施設	普通	2,494	2,662	2,780	人	保育所入所児童数（4/1現在）と児童クラブ登録児童数（5/1現在）の合計
18	市営住宅等	普通	672	635	609	戸	入居戸数（年度末現在）

※1 対象施設が図表6の掲載内容と（おおむね）一致する場合は、備考欄の記載は省略

※2 適当な統計のない施設区分は掲載していない。

²² 1日当たり利用者数等：不特定の者の利用も想定した施設（公民館、図書館等）においては、年間の延べ利用者数を年間日数（365日又は366日）で除したものです。また、特定の者の利用に限定した施設（小中学校、保育所等）においては、特定時点で在籍者数です。詳しくは、図表12の備考欄を参照してください。

第2節 インフラ施設の状況

2019（令和元）年度末現在で、本市のインフラ施設の保有量は、図表13のとおりです。

図表13 本市のインフラ施設の保有量

2020.3.31現在

No.	施設区分	会計区分	対象施設	集計対象	保有量
20	公園（※1）	普通	公園（都市公園143、都市公園以外の公園21）及びその附属施設等（熊谷運動公園プール、中央公園緑化センター等を含む。）	公園面積	2,185,210 m ²
21	道路	普通	道路及びその附属施設等（維持課分室、平面駐車場2及び自由通路2を含む。）	道路面積（※2）	10,887,872 m ²
22	橋梁	普通	橋梁1,039、横断歩道橋10	橋梁面積（※3）	45,334 m ²
23	上水道	公営事業	上水道の管路網（7給水区）、浄・配水場17（水道庁舎兼東部浄水場及び機能停止中の施設を含む。）	管路延長（※4）	1,177,202 m
24	公共下水道	公営事業	公共下水道の管渠網（8処理分区。整備中の区域を含む。）、ポンプ場3、終末処理場1		511,130 m
25	農業集落排水施設	公営事業	農業集落排水の管渠網（17処理区）、処理施設17		122,056 m
26	河川等管理施設	普通	準用河川2、排水機場2、調節池3、排水路9、調整池24のほか、水防倉庫8及び埼玉県策定の個別施設計画に記載される排水機場7を含む。	準用河川の管理延長	7,921 m

※1 建築物を含めた共通の施設区分としては「公園・スポーツ施設」。施設数は、個別施設計画（⑫公園・スポーツ施設編）での整理番号の付番方法による。

※2 道路敷全体から路肩部分を除いた「道路部」といわれる部分の面積。維持課分室等の延床面積は除く。

※3 横断歩道橋の面積等は除く。

※4 管路・管渠の総延長を「管路延長」として掲載した。処理場等の延床面積は計上していない。□

上の図表では、本市が設置・管理するインフラ施設²³だけを計上していますが、いずれも膨大な保有量となっています。例えば、道路面積は約1089万m²（10.9km²）となっていますが、市の総面積が159.82km²ですので、その約6.8%が道路（市道）で覆われている計算になります。

なお、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽による市全体の汚水処理（生活排水処理）については、熊谷市生活排水処理基本計画（以下「生活排水処理計画」という。）を参照²⁴してください。

²³ 本市が設置・管理するインフラ施設：例えば道路では市道のみを計上し、国道・県道は含みません。同様に、本市の区域内に存在しても本市が設置も管理もしないインフラ施設（具体例を挙げると、公園では県が管理する熊谷スポーツ文化公園、橋梁では県が管理する荒川大橋など）は含みません。

²⁴ 熊谷市生活排水処理基本計画を参照：（市HP）トップページ＞各課のページ＞環境推進課＞その他のお知らせ＞熊谷市生活排水処理基本計画

1 公園

体育館等の建築物、グラウンドやコート等の屋外スポーツ設備などの複合施設である公園²⁵は、その実態を簡潔に把握することが難しい面もありますが、本計画では単純に「公園」として捉え、保有量としても公園面積のみを掲載しています。

公園の老朽化対策として、一部の公園については長寿命化を実施し、利用者ニーズへの合致、施設の安全性（物理面・防犯面）の向上等を図りつつあります。

公園の管理運営については、比較的大規模な公園については主に指定管理者制度を活用し、それ以外の公園については直営管理、民間委託、公園サポーター制度²⁶による地元の協力等を効果的に組み合わせて実施しています。

公園は、日常の憩いの場として、また、災害時の避難場所や延焼を防ぐ空地などとしての役割があり、かつ、公園の大半を占める都市公園は法令上原則として廃止はできない²⁷ため、方向性としては保有量の削減ではなく、コスト節減や収入増加を目指す必要があります。

公園の状況については、施設白書や個別施設計画（⑫公園・スポーツ施設編）を参照してください。

2 道路

道路は建設年度別のデータが利用できないため老朽化の状況は不明ですが、「熊谷市道路修繕計画」（以下「道路修繕計画」という。）によると、本市の道路の約 97%（管理延長による割合）は分類D（損傷の進行が極めて遅く占用工事等の影響が無ければ長寿命）に該当するため、舗装の老朽化対策としての更新の費用負担は、現実には抑制されることが期待できます。

本市の道路の状況については、施設白書や道路修繕計画を参照²⁸してください。

3 橋梁

「熊谷市橋梁長寿命化計画」（以下「橋梁長寿命化計画」という。）によると、対象橋梁 569 橋²⁹のうち、老朽化の目安としての架設後 50 年以上を経過しているのは、2020 年現在で 142 橋（25%）ですが、これが 20 年後には 366 橋（64%）、30 年後には 517 橋（91%）と増加していく見込みです。これらの老朽化が進行する橋梁群に対して、損傷が進行した後に補修をする従来型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕・改修に要する費用が増大することが懸念されます。

本市の橋梁の状況については、施設白書や橋梁長寿命化計画を参照³⁰してください。また、横断歩道橋の状況については、熊谷市横断歩道橋長寿命化修繕計画を参照³¹してください。

²⁵ 複合施設である公園：個々の機能に着目すると、例えば、熊谷運動公園プールは水浴施設、中央公園緑化センターは市民文化施設のような把握の仕方も可能ですが、本計画ではいずれも、名目どおり公園の附属施設として位置付け、保有量としても（延床面積等ではなく）公園面積で代表されるものとして取り扱います。

²⁶ 公園サポーター制度：地域の公園の美化活動を行う自治会等と協定を締結し、市民と行政の協力による快適な公園の維持・保全や公園愛護意識の高揚を図るものです。

²⁷ 原則として廃止はできない：都市公園法第 16 条は、その保存（みだりな廃止の禁止）を定めています。

²⁸ 道路修繕計画を参照：（市HP）トップページ>各課のページ>維持課>お知らせ>熊谷市道路修繕計画を策定しました

²⁹ 対象橋梁 569 橋：本市の橋梁のうち、橋長 15m 以上の重要橋梁 55 橋と、近接目視による全橋点検により修繕の必要性が高いと判定された 514 橋との合計数

³⁰ 橋梁長寿命化計画を参照：（市HP）トップページ>各課のページ>維持課>お知らせ>熊谷市橋梁長寿命化修繕計画を更新しました

³¹ 熊谷市横断歩道橋長寿命化修繕計画を参照：（市HP）トップページ>各課のページ>維持課>お知らせ>熊谷市横断歩道橋長寿命化修繕計画を策定しました

4 上水道

「熊谷市水道事業アセットマネジメント計画」（以下「水道アセット計画」という。）では、現有する水道施設（資産）の状況を整理し、長期の更新需要・財政収支の見通しを立てています。同計画によると、管路を除く構造物及び設備（建築施設、土木施設、電気設備、機械設備、計装設備、その他）の保有量は、金額換算で約287億円³²です。また、管路延長について、口径350mm以下の配水管が全体の約95%を占めるのに対し、口径400mm以上の配水管や導水管・送水管は約5%程度ですが、後者は主要な管路としてその重要度は高いといえます。管路の耐震化率は、全体で約16%ですが、未耐震の（耐震継手でない）老朽管については引き続き耐震管への更新が必要です。

「熊谷市水道事業基本計画」（以下「水道基本計画」という。）では、①計画値の乖離（人口減少に伴う給水量・給水人口の減少傾向に合わせて一部事業を見直すべきこと。）、②施設能力の適正化（減少する給水量に合わせて施設の統廃合やダウンサイジングを行うべきこと。）、③更新・耐震化（特に管路更新の進みが遅く、老朽管の解消には長い年数を要する状態にあること。）、④健全財政の維持（今後也有収水量³³の減少により給水収益が減少し、厳しい状況となることが見込まれる一方で、更新が必要な施設・管路は多く、財源確保の必要があること。）といった課題を示し、給水区ごとの施設整備方針を定めています。健全な財政状態を堅持しつつ、施設の統廃合や老朽化施設・管路の更新を計画的に実施する必要があります。

本市の上水道の状況については、施設白書や水道基本計画の概要版、水道アセット計画の概要版等を参照³⁴してください。

5 公共下水道

既に保有している施設・管渠の更新等を進める必要があるのは当然ですが、本市の場合、生活排水処理計画における下水道整備率（2019年度末現在）が約74%となっており、今後も新規整備が要請されることから、老朽施設の更新を行いつつ、同時に新規整備も進めなければならないという状況にあります。

「熊谷市公共下水道ストックマネジメント計画」（以下「公共下水道ストック計画」という。）によると、老朽施設の更新等については、予防保全（状態監視保全・時間計画保全）³⁵や事後保全といった各種手法を組み合わせる必要があり、効率的に進める必要があります。

本市の公共下水道の状況については、施設白書や公共下水道ストック計画を参照³⁶してください。

³² 金額換算で約287億円：取得価格約239億5千万円を、個別の資産の取得年度に応じて建設工事費デフレータ（取得時の工事費額を現在の実質額に変換する係数）で補正し、2017（平成29）年度現在の価値に換算したもの

³³ 有収水量：水道料金の対象となった水量。漏水分や消防の消火活動で使用された分を除いた水道水の量です。

³⁴ 水道基本計画の概要版、水道アセット計画の概要版等を参照：（市HP）トップページ>各課のページ>経営課>お知らせ>熊谷市水道事業ビジョン等計画を策定しました

³⁵ 予防保全（状態監視保全・時間計画保全）：施設・設備の劣化の兆候を把握して予防的な対策を実施することにより機能の保持・回復を図る管理手法です。予防保全のうち、施設等の劣化・動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う方法を「状態監視保全」といい、施設等の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数）により対策を行う方法を「時間計画保全」といいます。状態監視保全では確認できた状態に応じて対策を行うため無駄がありませんが、未確認の損傷等は残ってしまう可能性もあります。一方、時間計画保全では隠れた損傷等にも定期的に対応できますが、まだ使える設備を交換等してしまう可能性もあります。これらに対して、施設・設備に機能低下等の劣化や故障が発生した後に対策を行う方法を「事後保全」といい、予防保全における上記のような心配はありませんが、当然予防保全よりも後手となります。どの方法も一長一短であるといえます。

³⁶ 公共下水道ストック計画を参照：（市HP）トップページ>各課のページ>下水道課>お知らせ>熊谷市公共下水道ストックマネジメント計画。内容的には概要版です。

6 農業集落排水施設

農業集落排水施設については、2013（平成25）年度供用開始の野原・土塩地区農業集落排水施設を最後に新規整備はしない方針ですので、公共下水道と異なり、更新対象の施設・管渠が今後大きく増加することはありません。

「熊谷市農業集落排水施設最適整備構想」（以下「農業集落排水最適構想」という。）によると、全17処理区のうち、柴・千代、樋春及び野原の3処理区については、供用後の経年劣化を踏まえ機能更新を実施しています。

本市の農業集落排水施設の状況については、施設白書や農業集落排水最適構想の概要版を参照³⁷してください。

7 河川等管理施設

河川それ自体は半永久的な構造物ですが、その護岸や管理用道路、防護柵の補修や浚渫（しゅんせつ）等の維持管理は必要であり、歴史的にも特に水害に対する備えを欠くことのできない本市にとっては重要な施設です。

「熊谷市個別施設計画 河川等管理施設編」（以下「河川等管理施設編」という。）には、準用河川³⁸、排水機場等の施設の種類ごとに施設現況、機能診断調査結果等がまとめられています。

なお、河川等管理施設編に掲載されていない7つの排水機場等については、埼玉県策定の土地改良施設にかかる計画である「インフラ長寿命化基本計画に基づく個別施設計画」に記載されています。

³⁷ 農業集落排水最適構想の概要版を参照：（市HP）トップページ＞各課のページ＞農地整備課＞お知らせ＞熊谷市農業集落排水施設最適整備構想【概要版】を策定しました

³⁸ 準用河川：一級河川及び二級河川以外の法定外河川のうち、河川法の規定により市町村長が指定・管理する河川を指します。本市の場合、具体的には新星川（管理延長2,406m）と新奈良川（同5,515m）です。

第3節 公共施設等の経費及び財源の状況等

1 経費及び財源の状況

2016～18（平成28～30）年度における本市の公共施設等の経費及び財源³⁹の状況は、図表14のとおりです。ランニングコストである「維持管理・修繕」とイニシャルコストである「改修・更新等」とに分けて掲載しており、前者には運営費も含む⁴⁰こととしています。

図表14 本市の公共施設等に係る経費（支出）及び財源（収入）

金額の単位：千円

No.	施設区分	会計区分	収支区分 (※1)	維持管理・修繕			改修・更新等(※2)			備考	
				2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)		
1	庁舎等	普通	支出	252,167	237,683	242,152	230,431	8,910	697		
			収入	12,043	15,304	17,340	0	0	0		
			支出－収入	240,124	222,380	224,812	230,431	8,910	697		
2	行政施設等	普通	支出	638,206	656,481	636,633	10,238	899	20,174		
			収入	27,568	42,880	27,516	0	0	0		
			支出－収入	610,638	613,602	609,117	10,238	899	20,174		
		公営事業	支出	149,985	148,325	158,232	0	0	0		区画整理事業で築造中の道路、管路等は計上しない。
			収入	0	0	0	0	0	0		
支出－収入	149,985	148,325	158,232	0	0	0					
3	市民文化施設	普通	支出	551,417	530,642	531,553	404,597	4,760	7,088		
			収入	27,295	8,695	6,846	9,800	0	0		
			支出－収入	524,122	521,947	524,707	394,797	4,760	7,088		
4	社会教育施設	普通	支出	555,314	524,906	562,847	36,237	716,753	28,844		
			収入	12,843	16,226	15,165	8,255	29,089	0		
			支出－収入	542,471	508,680	547,681	27,982	687,664	28,844		
5	人権施設	普通	支出	33,503	38,552	32,575	0	0	603		
			収入	6,324	6,320	6,387	0	0	0		
			支出－収入	27,179	32,231	26,189	0	0	603		
6	保健福祉施設	普通	支出	209,554	214,442	272,610	1,345	793	0		
			収入	74,271	74,188	73,825	0	0	0		
			支出－収入	135,283	140,255	198,785	1,345	793	0		
7	水浴施設	普通	支出	175,741	154,812	157,189	28,058	0	33,640		
			収入	14	25	49	0	0	0		
			支出－収入	175,727	154,787	157,140	28,058	0	33,640		
8	産業施設	普通	支出	141,928	141,693	138,972	0	11,670	8,893		
			収入	47,161	45,842	46,542	0	0	0		
			支出－収入	94,767	95,851	92,431	0	11,670	8,893		
9	消防施設	普通	支出	2,090,245	2,082,489	2,155,555	125,335	135,896	181,153		
			収入	7,485	5,366	99,576	0	15,927	16,074		
			支出－収入	2,082,759	2,077,123	2,055,979	125,335	119,969	165,079		

³⁹ 公共施設等の経費及び財源：一部の施設区分を除き、2016（平成28）年度に導入された公会計システムによる経費等の集計データに基づきます。維持管理・修繕の経費（支出）とは、人件費、物件費等（維持補修費など）、その他の業務費用（支払利息など）等ですが、減価償却費は含みません。維持管理・修繕の財源（収入）とは、経常収益（使用料及び手数料など）、国県等補助金のうち運営費補助金等ですが、一般財源充当額は含みません。また、改修・更新等（投資）の経費（支出）とは、工事請負費、設計委託料等です。改修・更新等（投資）の財源（収入）とは、国県等補助金（運営費補助金を除く。）等であり、市債は含みません。

⁴⁰ 運営費も含む：指定管理料のように維持管理・修繕費と運営費との仕訳が困難なケースも多いため、ランニングコストの全体（減価償却費を除く。）を「維持管理・修繕」に計上しています。

金額の単位：千円

No.	施設区分	会計区分	収支区分 (※1)	維持管理・修繕			改修・更新等(※2)			備考
				2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	
10	環境施設	普通	支出	78,505	82,914	80,042	0	1,810	55,716	
			収入	7,127	7,139	7,370	0	0	7,273	
			支出-収入	71,378	75,775	72,672	0	1,810	48,443	
11	防災・河川施設	普通	支出	48,523	35,579	18,254	288,537	285,164	16,848	
			収入	34	0	0	0	0	0	
			支出-収入	48,489	35,579	18,254	288,537	285,164	16,848	
12	公園・スポーツ施設	普通	支出	70,864	70,720	82,480	0	6,370	7,911	公園及びその附属施設 (インフラ施設に該当) の分を除く。⇒No.20
			収入	636	607	587	0	0	4,800	
			支出-収入	70,228	70,113	81,893	0	6,370	3,111	
13	公共交通施設等	普通	支出	57,936	61,122	69,128	0	0	0	
			収入	56,144	53,980	53,305	0	0	0	
			支出-収入	1,791	7,142	15,823	0	0	0	
		公営事業	支出	30,064	21,217	20,056	0	0	0	
			収入	13,696	15,633	13,568	0	0	0	
			支出-収入	16,368	5,584	6,488	0	0	0	
14	葬斎施設	普通	支出	134,951	134,161	166,265	0	2,808	159,753	
			収入	56,705	58,087	53,772	0	0	0	
			支出-収入	78,246	76,074	112,493	0	2,808	159,753	
15	学校施設	普通	支出	1,912,978	1,992,658	1,824,017	1,169,723	903,494	1,539,572	
			収入	603,160	604,969	575,350	245,258	106,367	3,366	
			支出-収入	1,309,819	1,387,688	1,248,667	924,465	797,127	1,536,206	
16	子育て支援施設	普通	支出	1,636,631	1,738,688	1,786,336	15,729	27,004	52,461	
			収入	449,106	480,430	520,325	8,004	22,352	14,521	
			支出-収入	1,187,525	1,258,257	1,266,011	7,724	4,652	37,940	
17	し尿処理施設	普通	支出	317,195	319,860	432,949	18,050	13,251	7,849	
			収入	7,099	7,256	12,313	0	0	0	
			支出-収入	310,096	312,604	420,636	18,050	13,251	7,849	
18	市営住宅等	普通	支出	89,141	94,989	113,319	57,551	68,491	43,240	
			収入	185,192	177,521	166,190	14,146	29,678	13,143	
			支出-収入	△ 96,052	△ 82,532	△ 52,871	43,405	38,813	30,097	
19	(大里広域市町村圏組合の施設)	普通	支出	2,092,865	1,519,697	1,593,501	0	0	0	市の負担金等は全て「維持管理・修繕」に計上
			収入	417,900	417,900	417,900	0	0	0	
			支出-収入	1,674,965	1,101,797	1,175,601	0	0	0	
20	公園	普通	支出	584,379	596,954	584,685	16,978	50,857	140,607	
			収入	45,128	40,816	45,135	0	0	72,302	
			支出-収入	539,252	556,138	539,550	16,978	50,857	68,305	
21	道路	普通	支出	1,140,806	1,221,990	1,092,076	1,233,776	1,247,366	1,893,189	
			収入	267,453	279,986	217,421	437,547	329,047	454,185	
			支出-収入	873,353	942,004	874,655	796,229	918,319	1,439,004	
22	橋梁	普通	支出	33,746	46,565	59,260	0	73,046	104,082	
			収入	3,862	1,508	9,557	0	33,528	73,450	
			支出-収入	29,883	45,057	49,703	0	39,518	30,632	
23	上水道	公営事業	支出	2,135,986	2,223,120	2,193,076	1,439,481	1,236,153	1,721,000	企業会計。ただし、左の金額には減価償却費は含まない。
			収入	3,913,379	3,863,684	3,868,458	425,774	215,842	325,439	
			支出-収入	△ 1,777,394	△ 1,640,563	△ 1,675,382	1,013,707	1,020,310	1,395,561	
24	公共下水道	公営事業	支出	1,555,714	1,513,323	1,359,583	748,223	734,170	558,085	2019.4.1から企業会計に移行(左の期間は公会計)
			収入	1,417,961	1,417,379	1,420,989	203,362	181,622	186,250	
			支出-収入	137,753	95,944	△ 61,407	544,861	552,548	371,836	
25	農業集落排水施設	公営事業	支出	263,671	282,526	260,745	8,916	4,274	5,928	
			収入	155,241	172,584	156,967	0	0	0	
			支出-収入	108,430	109,942	103,778	8,916	4,274	5,928	
26	河川等管理施設	普通	支出	157,085	299,347	326,552	58,318	80,492	57,390	
			収入	15,123	15,140	20,254	0	0	0	
			支出-収入	141,962	284,206	306,298	58,318	80,492	57,390	

金額の単位：千円

No.	施設区分	会計区分	収支区分 (※1)	維持管理・修繕			改修・更新等(※2)			備考
				2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	
建築物	普通		支出	11,087,664	10,632,087	10,896,378	2,385,830	2,188,073	2,164,442	
			収入	1,998,108	2,022,735	2,100,358	285,463	203,413	59,177	
			支出-収入	9,089,556	8,609,352	8,796,020	2,100,367	1,984,660	2,105,266	
	公営事業		支出	180,049	169,542	178,288	0	0	0	
			収入	13,696	15,633	13,568	0	0	0	
			支出-収入	166,353	153,909	164,720	0	0	0	
	小計		支出	11,267,713	10,801,629	11,074,666	2,385,830	2,188,073	2,164,442	
			収入	2,011,804	2,038,368	2,113,926	285,463	203,413	59,177	
			支出-収入	9,255,909	8,763,261	8,960,740	2,100,367	1,984,660	2,105,266	
インフラ施設	普通		支出	1,916,017	2,164,857	2,062,573	1,309,072	1,451,761	2,195,268	
			収入	331,566	337,451	292,367	437,547	362,575	599,937	
			支出-収入	1,584,451	1,827,406	1,770,206	871,525	1,089,186	1,595,331	
	公営事業		支出	3,955,370	4,018,970	3,813,403	2,196,620	1,974,597	2,285,013	
			収入	5,486,581	5,453,647	5,446,414	629,136	397,464	511,689	
			支出-収入	△ 1,531,211	△ 1,434,677	△ 1,633,011	1,567,484	1,577,132	1,773,324	
	小計		支出	5,871,387	6,183,826	5,875,976	3,505,692	3,426,358	4,480,281	
			収入	5,818,147	5,791,098	5,738,781	1,066,683	760,039	1,111,626	
			支出-収入	53,240	392,728	137,195	2,439,009	2,666,318	3,368,656	
公共施設等 (全体)	普通		支出	13,003,681	12,796,944	12,958,951	3,694,902	3,639,834	4,359,710	
			収入	2,329,674	2,360,186	2,392,725	723,010	565,988	659,114	
			支出-収入	10,674,007	10,436,758	10,566,226	2,971,892	3,073,846	3,700,597	
	公営事業		支出	4,135,419	4,188,511	3,991,691	2,196,620	1,974,597	2,285,013	
			収入	5,500,277	5,469,280	5,459,982	629,136	397,464	511,689	
			支出-収入	△ 1,364,858	△ 1,280,769	△ 1,468,291	1,567,484	1,577,132	1,773,324	
	総計		支出	17,139,100	16,985,455	16,950,642	5,891,522	5,614,430	6,644,723	
			収入	7,829,951	7,829,466	7,852,707	1,352,146	963,452	1,170,802	
			支出-収入	9,309,149	9,155,989	9,097,935	4,539,376	4,650,978	5,473,921	

※1 「支出-収入」は、経費(支出)から財源(収入)を差し引いたもので、黒字(支出<収入)の場合にマイナスで表示

※2 改修・更新等には、翌年度以降の減価償却の対象となる支出(例えば、自動車を含む備品等の購入費)を含む。

上の図表によると、市の公共施設等全体では毎年度約170億円ものランニングコスト⁴¹(表の一番下の太枠部分上段)が掛かっていますが、対応する収入(同太枠部分下段)も約80億円(78億円程度)で推移しており、差し引きでは約90億円/年度で支出が上回っています。財源(収入)の約7割を占めるのは、インフラ施設の使用料(主に上下水道の料金・使用料)です。

次にイニシャルコスト⁴²についてみると、市の公共施設等全体では3か年平均で約61億円/年度(白抜き枠部分)を投資しています。同じ期間の投資的経費(普通建設事業費)⁴³の3か年平均は約55億円/年度ですので、集計対象が一致していないという事情はあるものの、スケール感としてはおおむね同規模といえます。

収入も考慮した上でのトータルコストは、ランニング(維持管理運営)に約90億円/年度、イニシャル(改修・更新等)に約50億円/年度で、合計では約140億円/年度です。

⁴¹ ランニングコスト：原則として行政コスト計算書に計上されたコストを指しますが、例外として、①減価償却費を除き、リース債務(流動負債)を含みます。

⁴² イニシャルコスト：減価償却の対象となる工事請負費や設計委託料が主な項目ですが、用地買収や物件移転の補償費、一部の備品購入費等も含まれます。

⁴³ 投資的経費(普通建設事業費)：「投資的経費」とは、道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、公共施設(社会資本)の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されています。よって、「普通建設事業費」とは、災害復旧又は失業対策以外の目的で支出された公共施設の整備等の費用ということになります。

2 経費の推計

経費の推計⁴⁴は、施設区分により独自の推計がある場合は、それに基づきます。

独自の推計がない場合は、経費の区分ごとに、次の方法により行っています。

(1) 維持管理・修繕の経費について

図表 6 及び 14 の数値を基に施設区分ごとに維持管理・修繕の単価⁴⁵を設定し、これに将来時点（各年度）の保有量を乗じて推計しています。

維持管理・修繕の単価表は、図表 15 のとおりです。

同表では施設区分により単価が大きく異なっていますが、要因としては、分母のスケールの相違⁴⁶や、人件費をどの程度含むかの相違⁴⁷などが考えられます。また、収入も含めた収支合計を経費として単価を算出しているため、見かけ上黒字⁴⁸の施設区分では単価がマイナスになっている場合があります。これらのマイナスの単価が示す黒字分は、最終的には改修・更新等に充当⁴⁹されることとなります。

(2) 改修・更新等の経費について

更新、大規模修繕、耐震化、長寿命化等を実施する年度において、それぞれの単価に対象となる量（延床面積等）を乗じて得た額の経費が掛かるものとして、推計しています。

また、推計による各経費が計上される年度は、各個別施設計画の取組を実施しなかった場合については、原則として、対象施設の耐用年数を満了する年度とし、一方、各個別施設計画の取組を実施した場合については、各個別施設計画（個別施設計画第5章第2節の再編方針の内容を含む。）で予定する更新、大規模修繕、耐震化、長寿命化等を実施する年度としています。

耐用年数表及び更新等単価表は、図表 16 及び 17 のとおりです。

なお、更新等の単価については、建築物の多くでは基本方針の数値を踏襲しています。建設資材価格や労務単価が高騰している昨今の状況を考慮すれば更新等の単価の改定も選択肢ですが、40年という長期間における平準化の可能性を考慮するとともに、削減目標43%を掲げた基本方針との比較可能性を確保するため、今回の改定は見送りました。

⁴⁴ 経費の推計：原則として、見込まれる財源（収入）も織り込んで推計しています。ただし、一般財源と起債収入は除きます。

⁴⁵ 維持管理・修繕の単価：「（維持管理・修繕等の支出－使用料等の収入）÷保有量」で計算した値（収支は2016～18年度の平均値、保有量は2019年度末）です。減価償却費を含まないため、単価がマイナスの場合もあります。なお、同表に掲載した単価によらない施設区分（独自の推計に基づくインフラ施設など）についても、実績値として参考に掲載しています。

⁴⁶ 分母のスケールの相違：延床面積と、公園面積・道路面積等の敷地面積的な数値とでは、通常桁数が（大きく）異なるため、商（計算結果としての単価）に影響します。

⁴⁷ 人件費をどの程度含むかの相違：例えば、消防施設と学校施設の単価には約50倍の開きがありますが、消防職員の人件費は消防施設の経費として計上される一方、小中学校教職員の人件費は県費負担のため学校施設の経費（市の経費）からは除外されています。このような相違も、施設区分によって単価が大きく異なる要因となると考えられます。

⁴⁸ 見かけ上黒字：企業会計と異なり、公会計上は減価償却費が経費として計上されないため、減価償却費によって相殺されない分が黒字であるかのように見えてしまう場合があります。減価償却費を計上する形での分析方法もありますが、国が示す図表18及び19の形式（改修・更新等のインシャルコストをランニングコストとは別途計上）において減価償却費を計上すると、更新費用が二重計上となってしまうため、ここでは減価償却費を計上しない方法によります。

⁴⁹ 最終的には改修・更新等に充当：マイナス単価（黒字）になっているのは市営住宅等と上水道です。普通会計に含まれる市営住宅等は、財政上の確定的な定めはないものの、黒字分は究極的には改修・更新等に充当されることが想定されます。公営事業会計（企業会計）である上水道は、減価償却費によって内部留保に回った剰余金が、減債積立金や過年度分損益勘定留保資金という形で最終的に投資財源不足を補填することとなります。

図表 15 本市の公共施設等の維持管理・修繕の単価表

No.	施設区分	会計区分	単価(円)	No.	施設区分	会計区分	単価(円)
1	庁舎等	普通	8,625	14	葬斎施設	普通	21,409
2	行政施設等	普通	146,797	15	学校施設	普通	4,370
		公営事業	127,780	16	子育て支援施設	普通	82,239
3	市民文化施設	普通	13,711	17	し尿処理施設	普通	34,550
4	社会教育施設	普通	19,902	18	市営住宅等	普通	△ 1,696
5	人権施設	普通	9,648	19	(大里広域市町村圏組合の施設)	普通	120,429
6	保健福祉施設	普通	27,988				
7	水浴施設	普通	22,266	20	公園	普通	254
8	産業施設	普通	7,780	21	道路	普通	84
9	消防施設	普通	203,810	22	橋梁	普通	933
10	環境施設	普通	24,349	23	上水道	公営事業	△ 1,469
11	防災・河川施設	普通	151,447	24	公共下水道	公営事業	114
12	公園・スポーツ施設	普通	5,669	25	農業集落排水施設	公営事業	896
13	公共交通施設等	普通	3,560	26	河川等管理施設	普通	31,395
		公営事業	1,166				

※1 単価は、2016～18年度の3か年度平均値(小数点以下四捨五入で表示)。収入も含めた収支合計を分子として単価を算出しているため、見かけ上黒字の場合はマイナスで表示

※2 No.20は公園面積1m²当たり、No.21は道路面積1m²当たり、No.22は橋梁面積1m²当たり、No.23～25は管路延長1m当たり、No.26は管理延長1m当たり、他は延床面積1m²当たりの年間コスト

図表 16 耐用年数表

区分(※1)	構造、施設系統等(※2)	耐用年数
建築物	鉄筋コンクリート造(RC)、鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)	60
	鉄骨造(S)、コンクリートブロック造(CB)	50
	木造(W)、軽量鉄骨造(LS)	40
	し尿処理(RC、S等の構造にかかわらず)	50
	公営住宅(構造等による異なる。)	30～70
	その他	30
インフラ	幹線道路(予防保全対象路線)	30
	生活道路(事後保全対象路線。※3)	—
	橋梁(建設年代による異なる。)	60～100
	上水道管(管径等による異なる。)	40～81
	下水道管渠	50
	農業集落排水管渠	72

※1 本計画で多用する建築物・インフラ施設の区分とは必ずしも一致しない。

※2 主なもののみ掲載する。

※3 目標使用年数(耐用年数)を設定せず、修繕・補修で対応

図表 17 更新等単価表

区分 (※1)	施設系統等(※2)	更新等区分別単価						(単位)
		更新 (※3)	大規模 修繕 (※3)	耐震 診断 (※4)	耐震化 (※4)	長寿命化 (※4)	除却 (※4)	
建築物・ 工作物	行政、市民文化、医療、産業、消 防、社会教育	400	250	3	35	120	40	千円/m ²
	学校教育、子育て支援	330	170			99	33	
	屋内スポーツ、保健福祉、その他	360	200			108	36	
	公営住宅	(除却費)					200	千円/坪
		(建築費)	13,000					千円/戸
イン フラ (※5)	幹線道路(予防保全対象路線)	11						千円/m ²
	橋梁					235		
	上水道管(管径等による異なる。)	78~458						千円/m
	下水道管渠	135						
	農業集落排水管渠	56						

※1 本計画で多用する建築物・インフラ施設の区分とは必ずしも一致しない。

※2 主なもののみ掲載する。

※3 「更新」及び「大規模修繕」の単価は、基本方針を踏襲するか、各個別施設計画に従うこととした。

※4 建築物・工作物の「耐震診断」から「除却」までの単価は、「学校施設の長寿命化改修の手引～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～」(平成26年1月・文部科学省)、「公共施設等の解体撤去作業に関する調査結果」平成25年12月・総務省自治財政局地方債課)等も参考に設定した。

※5 インフラについては詳細な方法で推計している場合が多いため、詳しくは各個別施設計画等を参照。

なお、「幹線道路(予防保全対象路線)」の「更新」では、舗装打替えのみを想定した。また、「橋梁」の「更新」(架替え)は想定せず、「長寿命化」によるものとした。

3 中長期的な経費・財源の見込み及び各個別施設計画の効果額

前記2の方法により、中長期（2020（令和2）年度を起点とする10年間及び40年間）について行った経費（収支）の推計結果⁵⁰は、図表18及び19のとおりです。

図表18 今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費（収支）の見込み

【令和2年度から10年間】		（百万円）							
		維持管理・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	合計④ ①+②+③	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合⑤	長寿命化対策等の効果額 ④-⑤	現在要している経費（過去3年平均）
普通会計	建築物 (a)	88,955	3,612	39,813	132,381	改修・更新等における一部の補助金等は織り込み済み。改修・更新等の不足分には起債や基金取崩し等を充てることを見込む。	165,743	△ 33,362	13,118
	インフラ施設 (b)	17,809	2,665	13,289	33,763		39,041	△ 5,278	3,700
	計 (a+b)	106,764	6,278	53,102	166,144		204,784	△ 38,640	16,818
公営事業会計	建築物 (c)	1,108	0	37	1,145	維持管理・修繕における一部の施設の使用料等引上げ及び改修・更新等における一部の補助金等は織り込み済み。不足分には企業債等を充てることを見込む。	3,534	△ 2,389	176
	インフラ施設 (d)	△ 27,574	6,209	40,165	18,800		33,617	△ 14,817	6,081
	計 (c+d)	△ 26,466	6,209	40,202	19,945		37,151	△ 17,206	6,257
建築物計 (a+c)		90,063	3,612	39,850	133,526		169,276	△ 35,751	13,294
インフラ施設計 (b+d)		△ 9,765	8,874	53,454	52,563		72,658	△ 20,095	9,781
合計 (a+b+c+d)		80,299	12,486	93,304	186,089		241,934	△ 55,846	23,075

【備考】

※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの

※ インフラ施設：道路、橋梁、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物

※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう（運営費を含む）。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※ 改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。新設及び除却も含む。

※ 現在要している経費（過去3年平均）：投資分も含めた単年度当たりの経費（2016～18（平成28～30）年度実績の平均値）。ただし、本項目に限り支出のみを計上

⁵⁰ 経費（収支）の推計結果：収入も考慮した収支トータルを「経費（収支）」として計上しています。支出・経費をプラス、収入・収益をマイナスで表示しているため、黒字の場合はマイナスで表示されます。維持管理・修繕①については、減価償却費は経費から除外（更新等に掛かる工事請負費等の支出見込額を改修・更新等の経費として計上）し、使用料等を収入に算入しています。改修②と更新等③については、国や県の補助金、他団体の負担金等を収入に算入する一方、起債（市債・企業債）や基金取崩し等による収入は数字としては算入していません。

また、推計に当たっては、将来のインフレ見込みや消費税等の税率引上げは考慮していません。収入の推計については、施設区分により、調定額ベースの場合と収納額ベースの場合があります。

図表 19 今後40年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費（収支）の見込み

【令和2年度から40年間】

(百万円)

		維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している 経費 (過去3年平均)
普通 会計	建築物 (a)	316,067	14,197	158,894	489,158	599,512	△ 110,354	13,118
	インフラ施設 (b)	71,357	9,737	42,571	123,664	145,291	△ 21,626	3,700
	計 (a+b)	387,424	23,933	201,465	612,822	744,803	△ 131,981	16,818
公営 事業 会計	建築物 (c)	1,956	0	372	2,328	12,102	△ 9,774	176
	インフラ施設 (d)	△ 126,678	33,180	155,394	61,896	147,727	△ 85,831	6,081
	計 (c+d)	△ 124,722	33,180	155,766	64,224	159,829	△ 95,605	6,257
建築物計 (a+c)		318,023	14,197	159,266	491,486	611,614	△ 120,128	13,294
インフラ施設計 (b+d)		△ 55,320	42,917	197,964	185,561	293,017	△ 107,457	9,781
合計 (a+b+c+d)		262,702	57,113	357,231	677,046	904,631	△ 227,585	23,075

※ 各用語の説明は、図表 18と同趣旨のため省略

図表 18の「財源見込み」の欄に記載したように、特定財源については、各個別施設計画等で想定する使用料等の引上げによる収入増や国県等補助金による収入の一部を織り込んだ上で、見込額を算出しています。一方で、起債⁵¹（企業債を含む。）や基金等⁵²（公共施設建設基金⁵³、水道事業の利益剰余金等）の取崩しについては、表の数字には含めていませんので、これらをどのように調達し、一般財源等と併せてどのように充てていくかについては、財政部門（公営企業の経営部門を含む。）の中長期的な計画や見通しによります。

図表 18及び 19は国が示す様式にできるだけ忠実に取りまとめたものですが、これをより全体像が見やすいように簡潔にしたもの⁵⁴が、図表 20です。この図表を参照しながら、各個別施設計画（2020（令和2）年3月時点。個別施設計画第5章第2節の再編方針の内容を含む。）の取組による効果額についても確認します。

⁵¹ 起債：具体的には、合併特例債（充当率95%・地方交付税措置率70%）や各種の公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業では充当率90%・地方交付税措置率50%、転用事業では充当率90%・地方交付税措置率30%（本市の場合）等）の活用を見込んでいます。

⁵² 基金等：2019（令和元）年度末の基金等の現在高・残高は、公共施設建設基金が9,047,435千円、水道事業の利益剰余金が1,588,823千円（処分後の繰越利益剰余金では1,188,823千円）です。

⁵³ 公共施設建設基金：現在の基金は建設目的に用途が限定されているため、条例改正により「公共施設等総合管理基金」に改め、改修や除却にも使用できるようにすることが課題です。

⁵⁴ より全体像が見やすいように簡潔にしたもの：図表 18及び 19は各小計の欄は充実していますが、個別施設計画等による取組を実施した場合と、そうでない場合（単純更新の場合）との比較という視点からはやや分かりにくい面（単純更新の場合の内訳が不明等）もあるため、別に図表 20も作成しました。なお、「財源見込み」についての考え方は、図表 20も図表 18及び 19と同様です。

図表 20 各個別施設計画の取組を実施した場合における今後40年間の効果額等

【令和2年度から40年間】

(百万円)

場合分け、 効果額等	各個別施設計画の取組を実施した場合			各個別施設計画の取組を 実施しなかった場合			各個別施設計画 の取組による 効果額 ①-②	総経費の 削減率 ①/②-1	
	維持管理 運営	改修・ 更新等	小計①	維持管理 運営	改修・ 更新等	小計②			
普通	建築物	316,067	173,091	489,158	358,557	240,955	599,512	△ 110,354	-18.4%
	インフラ 施設	71,357	52,307	123,664	84,591	60,699	145,291	△ 21,626	-14.9%
公営 事業	建築物	1,956	372	2,328	6,586	5,516	12,102	△ 9,774	-80.8%
	インフラ 施設	△ 126,678	188,574	61,896	△ 41,067	188,793	147,727	△ 85,831	-58.1%
合計	(ア) 262,702	(イ) 414,344	(ウ) 677,046	(エ) 408,668	(オ) 495,963	(カ) 904,631	(キ) △ 227,585	(ク) -25.2%	

※ 各用語の説明は、図表 18と同趣旨のため省略。ただし、「維持管理・修繕」に替えて「維持管理運営」という文言を用いる(同義)。また、「各個別施設計画」には再編方針(個別施設計画第5章第2節)を含める。なお、「総経費の削減率」については、第3章第3節も参照

まず、本市の公共施設等の経費のうち、改修・更新等の経費(イニシャルコスト)について比較します。各個別施設計画に記載された取組を実施しなかった場合は、上の図表にあるように40年間(2020~59年度)で約5000億円(上表中のオ。積み残し分を含む。)となります。基本方針の推計では、40年間(2015~54年度)で約5800億円⁵⁵でしたので、状況がある程度改善⁵⁶されたといえます。要因としては、学校体育館の耐震改築、市営住宅の政策空家の除却、廃棄物処理施設の基幹改良工事(長寿命化工事)等の進捗を挙げることができます。この部分は、これまでの取組における効果と考えることができます。

これに対して、各個別施設計画に記載された取組を実施した場合の推計額は、40年間で約4100億円(イ)となり、実施しなかった場合との比較による効果額は約800億円⁵⁷です。

次に、公共施設等の経費のうち、維持管理運営の経費(ランニングコスト)について同様に比較すると、取組を実施しなかった場合の約4100億円(エ)に対し、実施した場合は約2600億円(ア)となり、効果額は約1500億円です。

合計では、取組を実施しなかった場合の約9000億円(カ)に対し、実施した場合は約6800億円(ウ)であり、効果額は約2300億円(キ)となることが見込まれます。

また、取組を実施したことによる総経費の削減率(第3章第3節参照)は、公共施設等全体で約25%(ク)と見込まれます。

⁵⁵ 約5800億円：積み残し分を除くと約5400億円

⁵⁶ 状況がある程度改善：単純に計算すると約800億円の削減となりますが、基本方針では推計に含めていなかった更新投資に対する補助金等を今回は見込んでいることや、一部の施設区分で基本方針とは異なる推計方法・前提を採用したことによる影響もあるため、実質的な効果額はより小さくなります。

⁵⁷ 約800億円：約5000億円-約4100億円=約900億円となるのは四捨五入による端数処理の影響で、より正確な数字で計算すると約800億円となります(約4960億円-約4140億円=約820億円)。

第4節 現状及び課題に関する基本認識

本節では、前節までの分析・検討に加え、「第2期熊谷市人口ビジョン・総合戦略」（以下「人口ビジョン」という。）や「第2次熊谷市総合振興計画」（以下「総合計画」という。）を参照しつつ、本市の人口、財政及び公共施設等の現状や課題に関する基本認識を述べます。

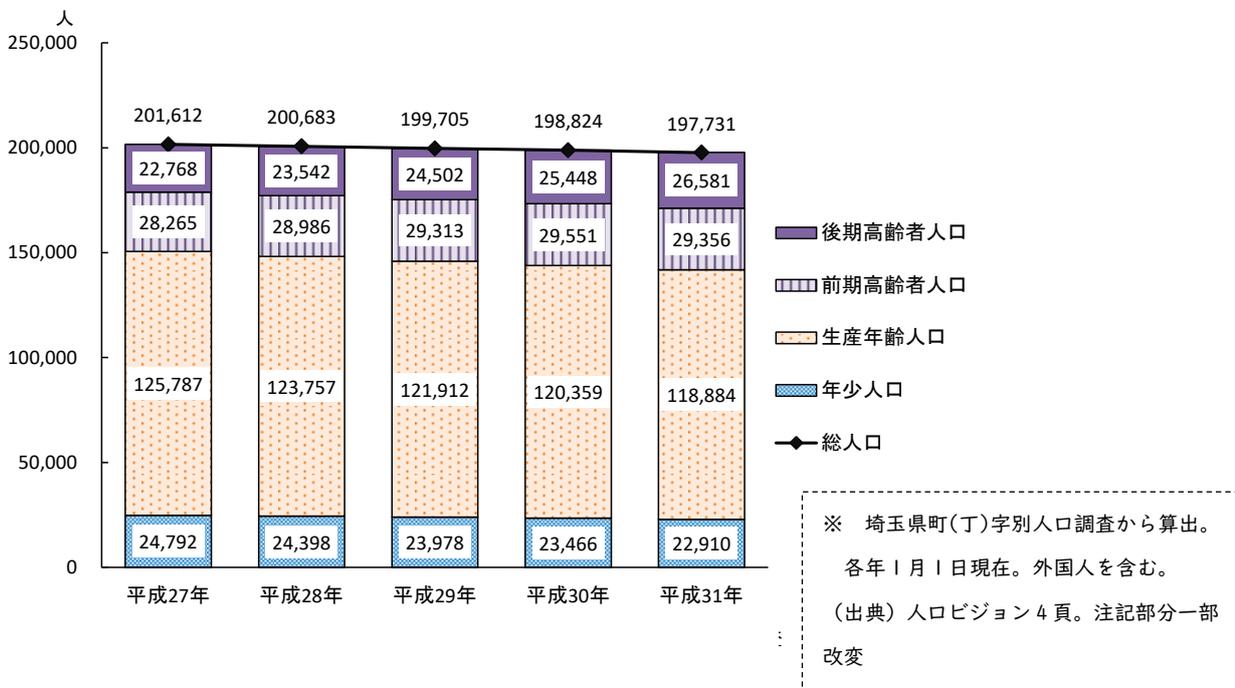
1 人口の現状及び推計

本市の人口（平成の合併前の旧1市3町の合計。住民基本台帳人口）は、1999（平成11）年に約20万6千人で最大となった後は減少傾向にあり、2020年1月1日現在では、図表21にあるように約19万8千人となっています。図表に掲げた期間の推移だけを見ても、年少人口（15歳未満）は7.6%減、主な労働力である生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は5.5%減とその割合が更に低下しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は、前期高齢者人口（65歳以上75歳未満）が3.9%増、後期高齢者人口（75歳以上）が16.7%増と引き続き増加傾向にあります。

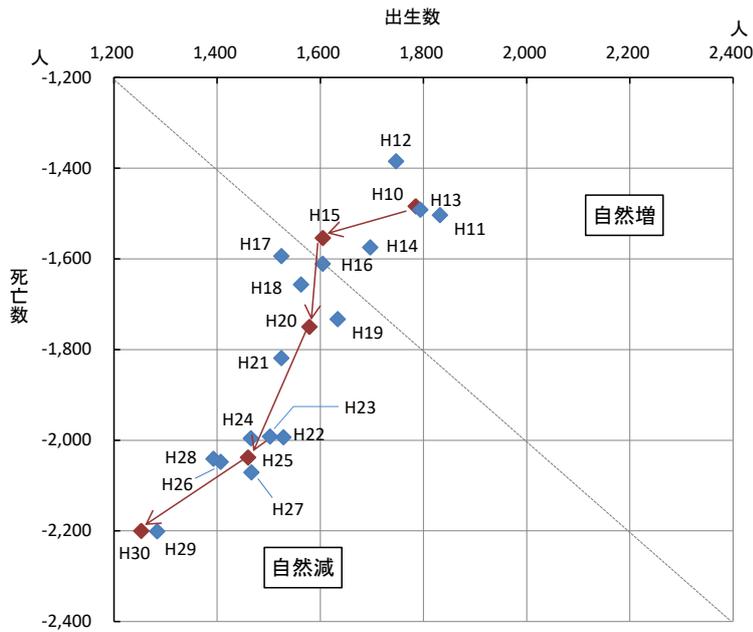
次に自然動態（出生・死亡）については、図表22にあるように、出生数減少と死亡数増加の傾向は継続しており、毎年千人前後の人口減少として表れています。

また、本市の合計特殊出生率は、図表23にあるように、一時的に上昇する年もあるものの、傾向としては埼玉県や全国より低くなっています。

最後に社会動態（転入・転出）については、図表24にあるように、おおむね転出が転入を上回る傾向（転出超過）が続いていましたが、2016（平成28）年から転入と転出は拮抗しつつあるように見受けられます。

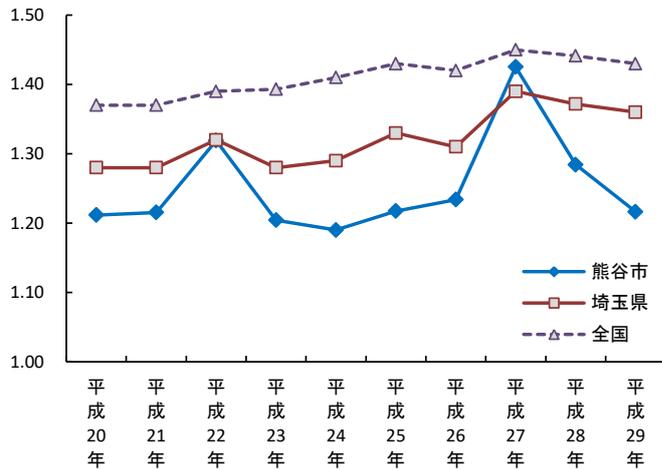


図表 21 総人口及び年齢4区分別人口の推移



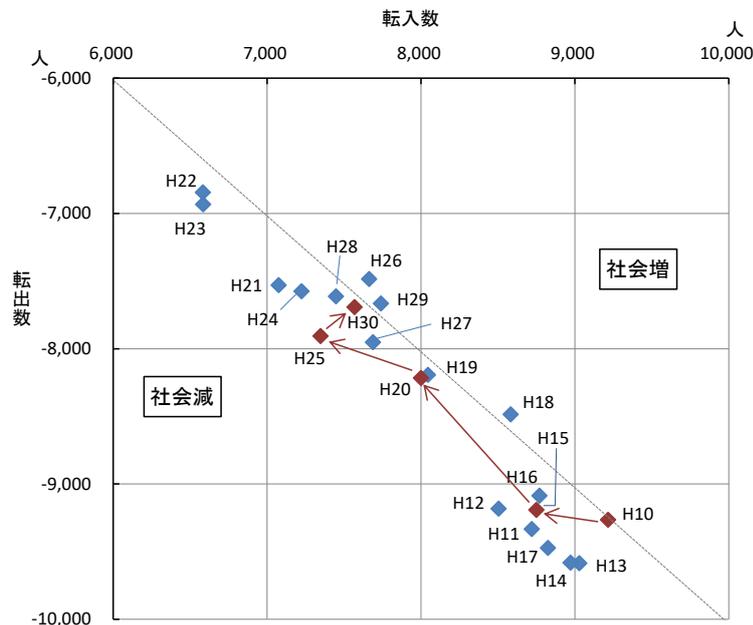
図表 22 出生・死亡の推移

※ RESAS（総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」。リーサス）により作成。図中の赤い矢印は5年ごとの傾向
 （出典）人口ビジョン6頁。グラフのみ掲載



図表 23 合計特殊出生率の推移

※ 「埼玉県の合計特殊出生率」により作成
 （出典）人口ビジョン7頁。グラフのみ掲載



図表 24 転入・転出の推移

※ リーサスにより作成。図中の赤い矢印は5年ごとの傾向
 （出典）人口ビジョン10頁。グラフのみ掲載

以上のように、社会動態には持ち直しの傾向が見られるものの、自然動態の大幅減少が継続しているため、全体としての減少傾向⁵⁸に歯止めが掛かっていません。このような現状にある本市の将来人口のシミュレーションを、人口ビジョンにおいて実施しました。その本市独自の人口推計結果⁵⁹は、図表 25 のとおりです。

人口ビジョンでは、最も人口減を抑制した場合であるパターン⑤を採用していますが、その場合でも本市の人口減少は続き、図表 26 にあるように 2020（令和 2）年と 2060（令和 42）年との比較では、年少人口は約 18%減、生産年齢人口は約 35%減の見込みです。一方で高齢者人口（前期・後期計）は、2040（令和 22）年前後にピークを迎えた後に減少に転じますが、40 年後では約 4%減とほぼ現状並みの見込みです。その結果、2060（令和 42）年時点での推計人口の構成比をみると、年少人口が約 12%、生産年齢人口が約 51%、高齢者人口が約 36%ですので、子供（15 歳未満）は市民 10 人に 1 人程度という状況であり、また、福祉や社会保障の視点からは、51%の生産年齢層が 49%の年少・高齢者層を支えるわけですので、正に 1 人が 1 人を支える状況となることが予想されます。そして諸施策の成果が上がらなかった場合は、事態が更に厳しいものとなることは避けられません。

以上から、本計画における人口推計としては、一定の幅を持った推計値⁶⁰（パターン①～⑤の複数の推計値）を全体として採用します。これにより、例えば面積の削減目標値も、基本方針におけるハコモノ施設の目標値 43%のような単一の数値ではなく、一定の幅を持った目標値を設定することを想定します。

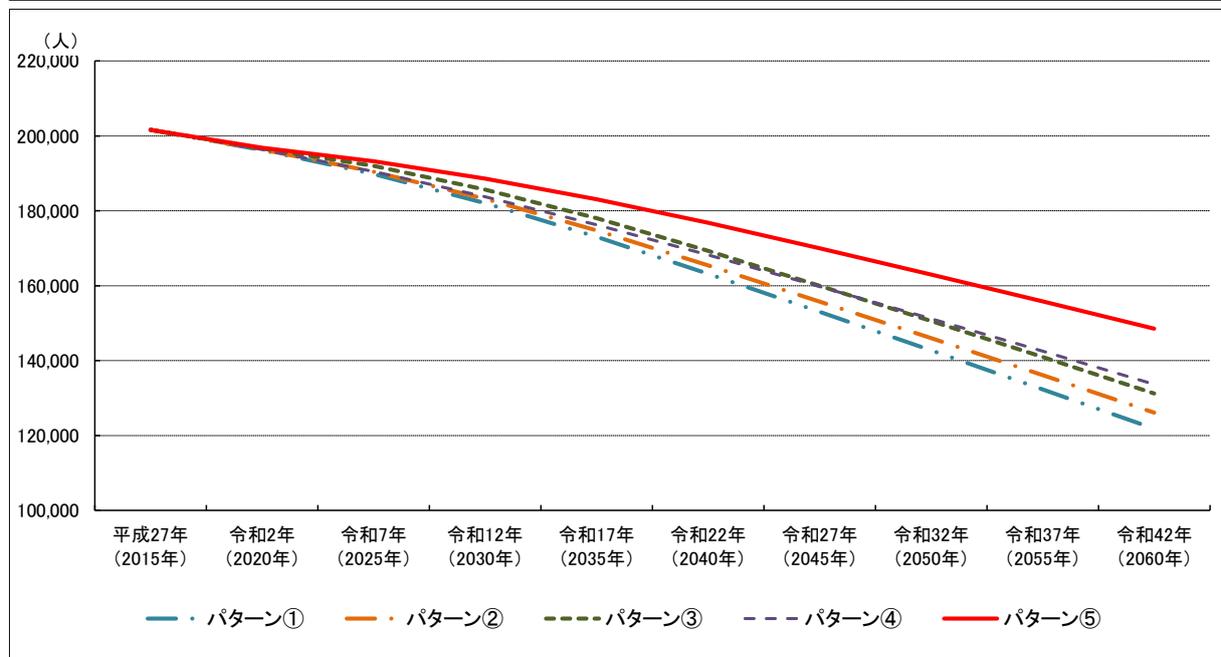
⁵⁸ 全体としての減少傾向：より詳細な人口の現状や地域経済なども含めた要因分析については、人口ビジョンを参照してください。

⁵⁹ 本市独自の人口推計：基本方針策定当時は熊谷市人口ビジョン（第 1 期）が未策定であったこともあり、基本方針では国立社会保障・人口問題研究所による推計を用いましたが、市の施策体系内部の整合性や、より長期の推計であることなどを重視し、本計画では人口ビジョンの推計を採用することとしました。

⁶⁰ 一定の幅を持った推計値：例えば 2060（令和 42）年の推計値としては、121,781 人～148,534 人（パターン①～⑤）を下限及び上限とする帯域を人口推計の「推計値」とします。

図表 25 本市の人口推計

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)
パターン①	201,612	196,266	189,865	182,060	173,049	163,200	153,005	142,715	132,340	121,781
パターン②	201,612	196,372	190,477	183,208	174,756	165,440	155,768	146,007	136,154	126,106
パターン③	201,612	196,648	191,994	185,706	178,039	169,297	159,992	150,541	140,979	131,221
パターン④	201,612	196,364	190,531	183,793	176,266	168,210	159,767	151,189	142,499	133,655
パターン⑤	201,612	196,845	193,269	188,618	183,091	176,847	169,998	162,980	155,834	148,534



※ パターン① 住民基本台帳人口に基づく独自推計 … 施策を講じず、現在の人口動向が続く場合
 パターン② 転入促進・定着 … 諸施策の成果により、2035（令和17）年までは毎年20歳代男女各30人・30歳代男女各20人の転入、2036（令和18）年以降は毎年20歳代男女各20人・30歳代男女各20人の転入を想定。Uターンを含む。
 パターン③ 子育て世代の転出抑制 … 夫35歳・妻31歳・子2歳の3人家族を想定し、諸施策の成果により、2025（令和7）年まで毎年120世帯、2026（令和8）年から2035（令和17）年まで毎年80世帯、2036（令和18）年以降毎年40世帯の転出抑制を想定
 パターン④ 合計特殊出生率の向上 … 諸施策の成果により、2020（令和2）年は1.41、2025（令和7）年は1.53、2030（令和12）年は1.65、2035（令和17）年は1.76と上昇し、2040（令和22）年以降は1.88で安定することを想定
 パターン⑤ 諸施策の成果により、パターン②・③・④が同時に成立することを想定
 （出典）人口ビジョン60頁以下。パターン①～⑤の説明について、表現を修正・補足

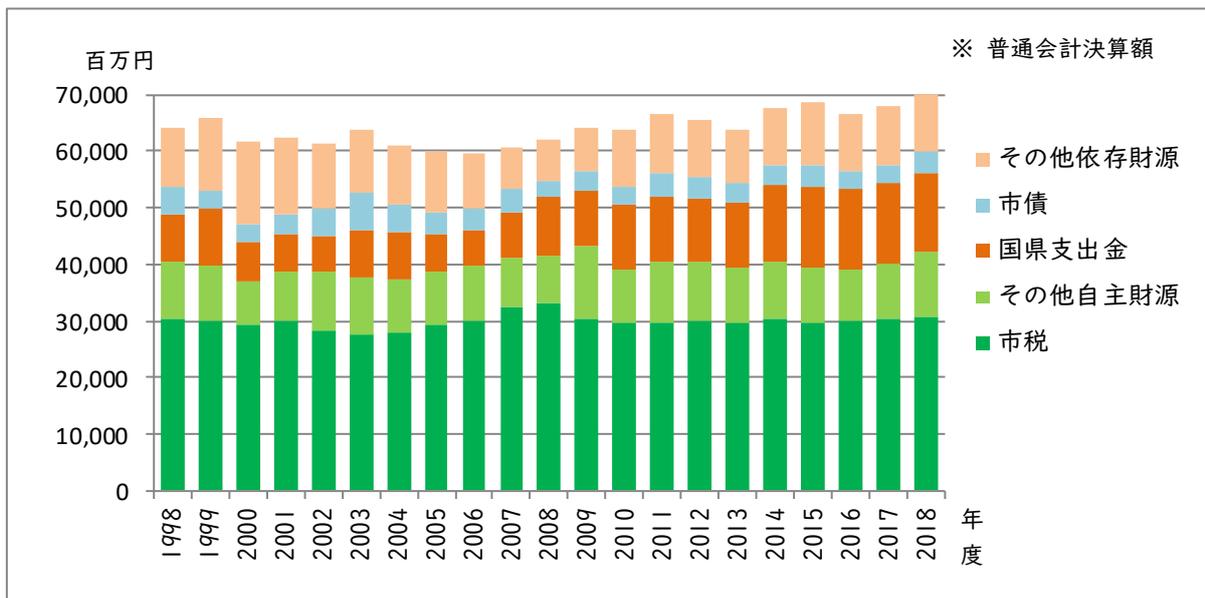
図表 26 年齢4区分別人口（パターン⑤の場合）

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)
総人口(人)	201,612	196,845	193,269	188,618	183,091	176,847	169,998	162,980	155,834	148,534
年少人口 (0～14歳)	24,792	22,671	21,685	21,451	21,777	21,816	21,306	20,404	19,305	18,538
生産年齢人口 (15～64歳)	125,787	117,780	112,712	107,456	100,903	93,345	87,321	83,038	79,507	76,091
前期高齢者人口 (65～74歳)	28,265	28,937	26,768	24,016	24,214	26,033	25,656	22,668	20,342	19,001
後期高齢者人口 (75歳以上)	22,768	27,457	32,104	35,695	36,197	35,653	35,715	36,870	36,680	34,904

2 財政の現状及び課題

本市の財政状況を普通会計決算額⁶¹の推移からみていきます。具体的には、2004～08（平成16～20）年度の5か年度平均と2014～18（平成26～30）年度の5か年度平均との比較を、おおむね直近10年間の推移とみなして検討します。

まず歳入については、図表27及び28にあるように、「市税」収入が2008年度に最大となった後に減少・横ばい（図表28では約3億円減）である一方、予算規模は拡大（同約74億円増）しています。自主財源の中核である市税の伸びが期待できない状況で拡大する予算規模に応じるため、「国県支出金」（同約61億円増）や地方消費税交付金等を含む「その他依存財源」（同約12億円増）などの依存財源に一層頼らざるを得ない事態が進行しています。図表28でも、自主財源の構成比⁶²は65.4%から59.1%へと低下しています。



図表 27 本市歳入の推移（自主/依存の財源別）

図表 28 5か年平均値による直近10年間の推移（歳入）

金額の単位：百万円

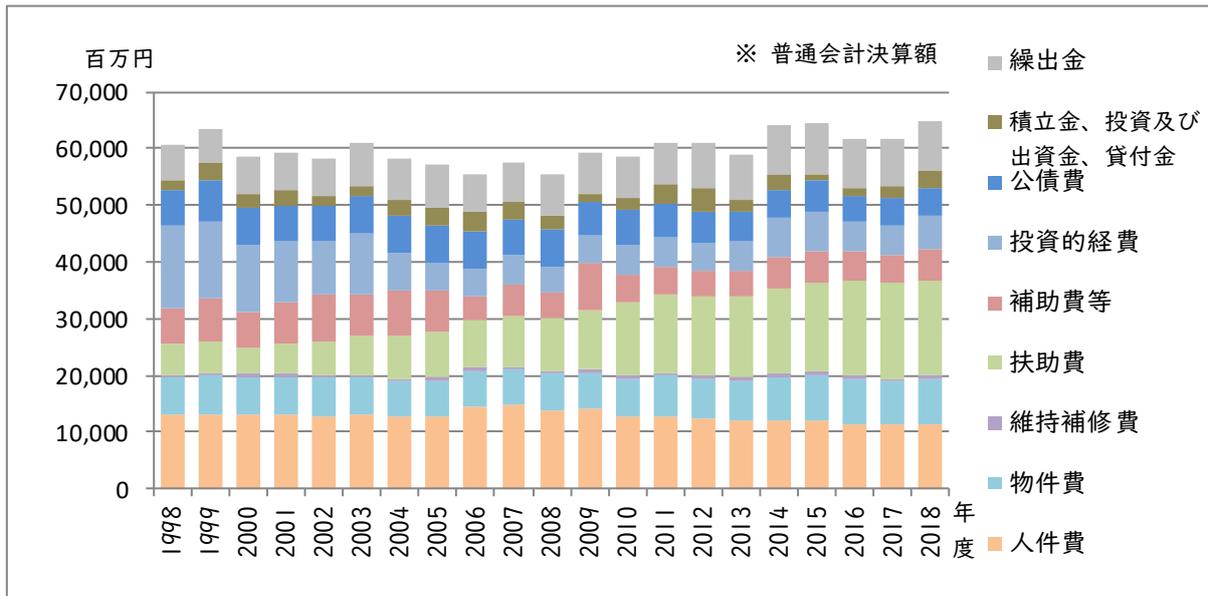
	2004-08(H16-20) 平均値(a)		2014-18(H26-30) 平均値(b)		増減 (b)-(a)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
自主財源	39,686	65.4%	40,260	59.1%	574	△ 6.3
市税	30,633	50.5%	30,325	44.5%	△ 308	△ 6.0
その他自主財源	9,053	14.9%	9,935	14.6%	883	△ 0.3
依存財源	20,960	34.6%	27,829	40.9%	6,869	6.3
国県支出金	8,000	13.2%	14,089	20.7%	6,090	7.5
市債	3,832	6.3%	3,441	5.1%	△ 391	△ 1.3
その他依存財源	9,128	15.1%	10,298	15.1%	1,170	0.1
合計	60,645	100.0%	68,088	100.0%	7,443	

※ その他依存財源：地方譲与税等。地方交付税を含む。

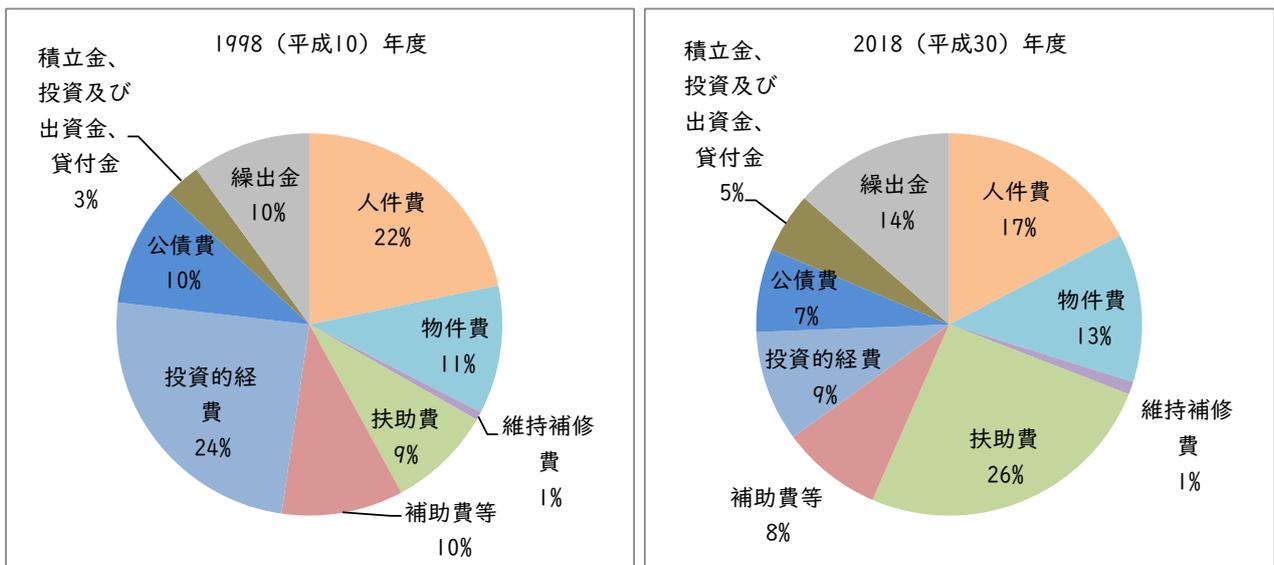
61 普通会計決算額：歳入及び歳出の決算額は、合併前の期間においても、旧1市3町（村）の合計額です。

62 自主財源の構成比：総合計画資料編156頁の財政フレームにおいても、自主財源の構成比は、53.6%（平成30～34年度）、52.0%（平成35～39年度）と更に低下していくことを想定しています。

次に歳出についてですが、性質別による歳出額の推移は、図表 29 のとおりです。高齢化の進行等による社会保障費の増大は、年々増加していく扶助費としてグラフに表れています。一方で、公共施設等を支える投資的経費は年々減少しています。扶助費と投資的経費との対照的な関係は、20年前と現在（1998（平成10）年度と2018（平成30）年度）を比較した図表 30 によって、より鮮明となります。具体的に構成比をみると、1998年度では扶助費9%・投資的経費24%であったものが、2018年度には扶助費26%・投資的経費9%とほぼ逆転しています。しかし、公共施設等（特にインフラ施設）の大量更新等に対応していくためには、今後、この投資的経費の部分をむしろ増やさなければならない状況にあるといえます。



図表 29 本市歳出の推移 (性質別)



図表 30 本市歳出の性質別構成比の推移 (1998 → 2018年度)

3 現状及び課題に関する基本認識

これまでの分析・検討から、現状に関する基本認識を次の3点にまとめます。

(1) 人口減少は現実であること。

人口ビジョンや総合計画に掲げる諸施策により、人口減少の抑制を図ることは引き続き必要です。しかしながら、現状及び当面の将来、更には諸施策が効果を発揮し得なかった場合において、人口減少を現実として受け入れなければなりません。人口減少対策としての諸施策に工夫を凝らし、その成果に期待しつつも、厳しい将来予測が現実化する事態も想定することが必要です。

(2) 長期的には財政力低下も想定されること。

前記2で財政に言及した際、人口減少にもかかわらず財政規模はむしろ拡大しており、依存的なものとはいえ財源も確保されている状況を見ましたので、財政規模縮小は杞憂ではないかという考えも成り立ちそうです。しかしながら現状及び将来において、一貫して自主財源比率の低下が想定されることから、長期的には、人口減少に起因する財政力の低下傾向⁶³が何らかの機会に表面化することも想定せざるを得ません。

(3) 公共施設等への投資水準の引上げが今後必要なこと。

現在本市が将来に向けて行っている投資の総額は約60億円/年度⁶⁴ですが、各個別施設計画の取組を実施した前提で必要とされる額は約100億円/年度⁶⁵です。平均で毎年度の必要額100億円に対して60億円しか充てていない計算ですので、端的に投資(支出)が不足している状況です。

例えば上水道を例に挙げると、水道管の総延長約1,200km⁶⁶に対し、2018(平成30)年度に更新された分の延長は約5km⁶⁷ですので、全ての水道管の更新を完了するには単純計算で240年掛かる計算になります。しかし、水道管の耐用年数は60年⁶⁸程度ですので、更新投資が不足していることは明らかです。

公共施設マネジメントの推進自体による財源捻出や事業目的に沿った補助制度の利用、基金の取崩しなども検討すべきですが、より抜本的な対策が必要です。また、起債(市債・企業債)の計画的な活用は、世代間の負担の公平性と財政の平準化を図っていくためにも有効です。

⁶³ 人口減少に起因する財政力の低下傾向：2001(平成13)年の臨時財政対策債の導入、2007(平成19)年の国から地方への税源移譲、2014(平成26)年の5%から8%への消費税率引上げなどによる地方の税源・財源強化の効果も織り込んだ上での現状です(2019(令和元)年度にも消費税率の引上げがなされていますが)、度重なる制度改正で予算規模がようやく維持されているように見受けられます。

⁶⁴ 約60億円/年度：本章第3節1及び3における分析等によると、約55億円/年度(投資的経費・普通建設事業費ベース)又は約61億円/年度(本計画における集計ベース)のため

⁶⁵ 約100億円/年度：各個別施設計画の取組を実施した場合における40年間の必要額約4100億円の単年度当たり平均額約103億円/年度を丸めたもの。補助金等による実質的な補填等を反映した後の額のため、基本方針の135億円/年度(積み残し分を含めると145億円/年度)よりは少なくなっています。

⁶⁶ 約1,200km：図表13によると約1,177km

⁶⁷ 約5km：配水管建設・改良工事の実績では、更新4,758m、除却115m、新設2,001m(前年度からの繰越分も含む。)

⁶⁸ 60年：水道アセット計画では管径等により40~81年を想定していますが、基本的な考え方として法定耐用年数の1.5倍を目安としているため、ここでは法定耐用年数40年×1.5=60年を代表的な値として用いました。

上記の基本認識を踏まえ、次の3点を課題として掲げます。

- (1) 人口規模や財政力に見合った数量の公共施設等を保有すべきこと。

人口減少により、公共施設等を利用する市民も減少し、自主財源の縮小による財政力の低下も懸念されることから、人口規模や財政力に見合った数量の公共施設等を保有していけるように、今から計画的に削減・集約・統廃合等を実施していくことが課題です。

- (2) 公共施設等の数量削減のみに頼ることなく、様々な手法を組み合わせたコスト節減・収支改善等に取り組むべきこと。

公共施設等の数量削減によらずとも、維持管理運営等に係るコストの節減、効果的な点検・修繕の実施等による施設の保全（予防保全）や長寿命化による単年度当たりコストの改善、より適切・公平な使用料等の設定や利用者増加による収支改善、公営事業への企業会計方式導入など様々な手法を組み合わせることで、予算・資金を有効活用していくことが課題です。

特に、建築物（ハコモノ施設）については、基本方針の「43%削減」のみを捉えた「公共施設マネジメントとは施設削減のことだ」という思い込みがあるかもしれません。施設削減も公共施設マネジメントの一部ではありますが、他の様々な手法も活用することを想定した枠組みを提示し、推進していくことが課題です。

- (3) 真に必要な公共施設等 — 特にインフラ施設 — の更新等のため、起債（市債・企業債）を計画的に行い、手遅れになる前に対処し続けるべきこと。

市民生活の基盤である道路・橋梁、上下水道等のインフラ施設については、コンパクトシティ⁶⁹の推進・形成による保有量削減（対象区域選別）も選択肢ですが、基本的には、長期間にわたる多額の投資を継続していくことが必要です。

市民生活の基盤である道路・橋梁、上下水道等のインフラ施設を、私達の身体の皮膚や骨格、血管等の臓器に例えるならば、これらを維持するために投入される資金（投資的経費）は、身体をつくるためのタンパク質やカルシウムに当たります。長期にわたってこれらの栄養素が不足すると、血管の損傷（埋設管の腐食・漏水）、骨粗鬆症（こつそしょうしょう）による骨折（橋梁の崩落）、内臓の機能不全（処理施設の機能停止）など、取り返しがつかない所まで健康を損なってしまいます。慢性疾患を予防するには、若い頃からの何十年にもわたる栄養摂取・健康管理が必須なように、インフラ施設の存続にも長期にわたる多額の投資の継続⁷⁰が不可欠です。

私達のまちの健全性を長期的に維持していくために、計画的な起債を主たる財源として、インフラ施設の更新等を進めていくことが課題です。

⁶⁹ コンパクトシティ：医療・福祉施設、商業施設、住居等、生活に必要な諸施設（機能）が主に徒歩圏内に存在するなど近接しているために高齢者等にも暮らしやすく、また、その限られた範囲内のみインフラ等を整備・更新すればよいことから、効率的で持続可能であるとされる都市又はそのような都市を形成する政策を指します。国（国土交通省）では、このコンパクトシティに公共交通によるネットワークの概念を加えること（コンパクト+ネットワーク）で、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定を推進しています。

⁷⁰ 投資の継続：投資だけでなく、予防的な修繕を含む日常の維持管理の継続も大切です。日常の維持管理による公共施設等の長寿命化は、体力づくりや入浴による清潔保持など、食事以外の面での健康への配慮に相当するとも考えられます。

第3章 管理等に関する基本的な考え方

本章では、まず検討の基本的な枠組みを簡単な式に整理した上で（第1節）、管理等に関する基本的な考え方及び数値目標を提示し（第2・3節）、最後に個別の実施方針・推進方針を列挙します（第4節）。

第1節 検討の枠組み

公共施設マネジメントにおける検討の枠組みを簡単な式で表すと、図表 31 のような形が考えられます。これらの式は行政コスト計算書等の財務諸表における諸関係を単純化したものであり、これのみで分析・検討すべき事項を網羅するものではありませんが、検討の枠組みとして参照します。次節以降との関連で特に重要なのは、【財政視点の関係式】における「総経費」の考え方です。

図表 31 公共施設マネジメントの関係式（検討の枠組み）

【基本の関係式】

$$\left(\underbrace{\text{支出}^{(1)} - \text{収入}^{(2)}}_{\text{(維持管理運営の場面)}} \right) + \left(\underbrace{\text{投資}^{(3)} - \text{投資財源}^{(4)}}_{\text{(改修・更新等の場面)}} \right) = \text{一般財源}^{(5)}$$

【財政視点の関係式】

$$\left(\text{支出}^{(1)} - \text{収入}^{(2)} \right) + \left(\text{投資}^{(3)} - \underbrace{\text{起債以外の投資財源}^{(4)'}}_{\text{(維持管理運営及び改修・更新等の必要額としての総経費)}} \right) = \text{一般財源}^{(5)} + \underbrace{\text{起債による投資財源}^{(4)''}}_{\text{(充当財源の面からみた総経費)}} = \text{総経費}$$

※1 いずれの関係式においても、投資 ≧ 投資財源とする。
また、起債以外の投資財源 + 起債による投資財源 = 投資財源

※2 関係式の中の用語の説明

- (1) 支出：維持管理運営（小規模な修繕等を含む。）にかかる支出・経費。具体的には、人件費、物件費、維持補修費、支払利息、移転費用、資産除売却損、リース債務（流動負債）等。なお、賞与等引当金繰入額等（人件費の一部）を含み、減価償却費を除く。また、除却費（実績値）は物件費に含む。
- (2) 収入：維持管理運営等に伴う収入。具体的には、使用料及び手数料などの経常収益、資産売却益、運営費に対する国県等補助金、利用者等の負担金等
- (3) 投資：改修・更新等にかかる支出・経費。具体的には、耐震化・長寿命化等の改修、更新、除却、新設等にかかる支出（設計委託料、工事請負費等）なお、除却費（推計値）は投資として取り扱う。
- (4) 投資財源：改修・更新等に伴う収入。具体的には、投資的経費に対する国県等補助金、起債収入等の特定財源。【基本の関係式】の左辺2つ目の括弧内を「投資－起債以外の投資財源」と置いた場合、右辺が「一般財源＋起債による投資財源」となり、財源として一般財源と起債をどのような配分で充てるべきかという検討の形式となる（⇒【財政視点の関係式】）。
- (5) 一般財源：収入や他の財源が不足する場合に一般財源で負担する額（一般財源充当額）

※3 検討の目的や集計対象期間（1年間、10年間、40年間等）に応じ、実績額又は見込額（推計額）の合計額又は平均額のうち適切なものを用いるものとする。

【基本の関係式】の左辺1つ目の括弧内「支出－収入」の部分は、維持管理・修繕や運営の場面を表しており、単純に「支出－収入>0」なら赤字⁷¹、「支出－収入<0」なら黒字です。左辺2つ目の括弧内「投資－投資財源」の部分を無視する（短期的に考えて0と仮定する）と、「支出－収入＝一般財源」と簡単になります。この式は、対象の公共施設等の収支が赤字の場合、これを一般財源（税金）で埋め合わせることとなる状況を示しています。

また、【基本の関係式】の左辺2つ目の括弧内「投資－投資財源」の部分は、改修・更新等の場面を表しています。左辺1つ目の括弧内「支出－収入」の部分を無視すると、「投資－投資財源＝一般財源」となります。この式において仮に投資財源=0という極端な例を想定する場合、それは起債その他の方法によって世代間の負担の公平性を確保することができず、一般財源（税金）の負担という形で現在の市民に重荷が集中する状況（投資＝一般財源）を表すこととなります。

ほかにもさまざまな側面からの検討が可能ですが、主要な着目点としては、経常的な「支出－収入」については赤字か黒字かが、必要とされる「投資」については保有量削減の可能性が、「投資財源」については必要となる投資の規模が、まずは考えられます。そのような着目点の組合せによる場合分けを行うと、図表 32 のとおりです。

公共施設マネジメントにおいては、ここに示した関係式、特に【基本の関係式】を変形した【財政視点の関係式】を常に念頭に置きつつ、「総経費」の削減・圧縮に向けて、他の視点も補いながら検討を進めていきます。

図表 32 維持管理運営及び改修・更新等の各場面の組合せによる場合分け

維持管理 運営	改修・ 更新等	総量削減の可能性				備考
		高い		低い		
		必要な投資額の規模		必要な投資額の規模		
		大きい	小さい	大きい	小さい	
経常的 な収支	赤字	総量削減＋ 特定・依存 財源活用 一般財源に よる穴埋め＋改善	総量削減＋ 自主財源対応 （単独費） 一般財源に よる穴埋め＋改善	新規整備抑制＋ 特定・依存 財源活用 一般財源 による穴埋め＋改善	新規整備抑制＋ 自主財源対応 （単独費） 一般財源 による穴埋め＋改善	改善手法につい ては、支出削減 と収入増加の両 方を検討
	黒字	総量削減＋ 特定・依存 財源活用 一般財源・ 投資財源に貢献	総量削減＋ 自主財源対応 （単独費） 一般財源・ 投資財源に貢献	新規整備抑制＋ 特定・依存 財源活用 一般財源・ 投資財源に貢献	新規整備抑制＋ 自主財源対応 （単独費） 一般財源・ 投資財源に貢献	経常的な収支の 黒字分がそのま ま投資財源に回 るわけではない が、充当も可
備考	世代間の負担の公平性 確保や財政平準化の要 請が強い場合（主に建 築物を想定）		世代間の負担の公平性 確保や財政平準化の要 請が強い場合（主にイ ンフラ施設を想定）			

71 「支出－収入>0」なら赤字：ここでは支出を正の数、収入を負の数で表現しているため、プラスマイナスの符号と黒字・赤字の対応関係が通常と逆になっていますので、御注意ください。

第2節 基本的な考え方

市民サービスの維持・向上という市政の基本に照らし、第2章第3節3で示した基本認識と前節で示した検討の枠組みを踏まえた本計画の基本的な考え方は、次のとおりです。

(1) 公共施設等の総経費に関する基本的な考え方

人口減少や財政力低下への対策を講じつつもその現実をしっかりと受け止めた上で、公共施設マネジメントにおいても市民サービスの維持・向上に引き続き取り組みます。公共施設等を利用する市民も減少することから計画的に削減・集約・統廃合等を進め、人口規模や財政力に見合った数量の公共施設等を保有していきます。また、数量削減のみに頼ることなく、様々な手法を組み合わせたコスト節減・収支改善等に取り組んでいきます。

(2) 公共施設等への投資に関する基本的な考え方

上記(1)のとおり総経費の削減も必要ですが、市民サービスの維持・向上の視点から、一定の数量の公共施設等は今後も存続させる必要があります。特にインフラ施設は、コンパクトシティの推進・形成による保有量削減という方法もあるとはいえ、その実施にはかなりの困難が伴うため、基本的に大量の施設が存続していくことが予想されます。したがって、インフラ施設をはじめとする必要不可欠の公共施設等の存続を図るため、長期にわたる着実な投資を今後も実施していきます。また、投資財源の確保に当たっては、世代間の負担の公平性と財政の平準化を図ることに留意します。

なお、上記の基本的な考え方に基づく具体的な取組内容は、対象となる施設の特性や技術的な諸条件、他の公共施設等との調整・相乗効果、施設を利用しない者も含めた市民の声などを参考としつつ、各個別施設計画等において定め、また、必要に応じ改めていくものとします。

第3節 数値目標

基本方針においては、更新費確保のシミュレーションを行う過程において、統廃合等による費用捻出、基金の取崩し、使用料等の引上げなどをあらかじめ織り込んだ上で、削減目標を示すという手順で検討しました。その結果、最後に出てきた削減目標がクローズアップされてしまい、他の様々な手法が目立たなくなってしまったようにも見受けられました。そこで本計画では、数量削減以外の様々なコスト節減・収支改善等の手法も、数量削減と同程度に着目・注力すべきであることを示す形を採りたいと考えます。

また、総合計画や人口ビジョンといった上位計画・関連計画との整合性を重視した数値目標を設けます。具体的には、人口ビジョンにおける幅のある人口推計（パターン①～⑤）に応じた削減目標を設定するとともに、特にインフラ施設を念頭に置いて、総合計画における成果指標（将来負担比率）⁷²の「めざそう値」（0%以下。前期・後期共通）を踏まえた数値目標を設けます。

⁷² 成果指標（将来負担比率）：総合計画 145 頁

1 公共施設等の総経費に関する数値目標

住民基本台帳人口及び人口ビジョンの人口推計によると、2020～60（令和2～42）年の40年間で、本市の総人口は、図表33にあるように38%減（パターン①）から25%減（パターン⑤）までの幅を持って予想することができます。そのため公共施設等の総経費削減に関する数値目標⁷³も、25～38%と幅を持って定めます。この数値目標自体も、今後の人口ビジョンの改定等を受け、5年ごとに見直していきます。

なお、各個別施設計画においては、独自の将来予測・推計等に基づき、これと異なる内容の数値目標⁷⁴を定めることもできるものとします。

図表 33 人口推計パターン別の減少率

推計値等 パターン	2020年 (令和2) 実績値(a)	2060年 (令和42) 推計値(b)	減少率 1-(b)/(a)
① 施策を講じず、現状の動向が継続	196,829人	121,781人	38%
② 転入促進・定着に一定の成功		126,106人	36%
③ 子育て世代の転出抑制に一定の成功		131,221人	33%
④ 合計特殊出生率の向上に一定の成功		133,655人	32%
⑤ ②・③・④を同時達成		148,534人	25%

※ 2020年の値について、人口推計の推計値ではなく、実績値（同年1月1日現在）を用いた。

◇公共施設等の総経費に関する数値目標◇

(1) 総経費を40年間で25～38%削減

維持管理運営及び改修・更新等の総経費を、40年間で25～38%削減する。目標値としての削減率自体も、人口減少対策の成果等も踏まえ、5年ごとに見直すものとする。

(2) 各個別施設計画における独自の数値目標

上記(1)にかかわらず、各個別施設計画においては、独自の将来予測・推計等に基づき、上記と異なる内容の数値目標を定めることもできるものとする。

ここでいう「総経費」とは、図表31の【財政視点の関係式】の左辺である「(支出 - 収入) + (投資 - 起債以外の投資財源)」を指しています。したがって総経費の削減には、①支出削減、②収入増加、③投資削減、④(起債以外の)投資財源確保の4つの方法⁷⁵があります。いずれの方法にも引き続き取り組んでいく必要がありますが、例えば②収入増加に関しては、既に上水道において段階的な料金改定⁷⁶を見込み、2020（令和2）年度に第1段階の改定を実施⁷⁷しており、他

⁷³ 総経費削減に関する数値目標：基本方針では人口削減率をそのまま目標値とせず、年齢の3階層区分別の特性も考慮した市民1人当たり税収額や市民1人当たり延床面積を求めるという方法で財政推計や面積削減シミュレーションを行いました。本計画では、人口推計の値をそのまま目標値として使用することとします。基本方針の論理では、人口推計の31%減が、財政推計では35%減へと減少幅が拡大しました。その理由は、社会を支える生産年齢人口の減少が大きいことが税収に対しより強いマイナス要因として働くことと仮定したためです。また、市民1人当たり延床面積を維持できる削減率として43%減を掲げました。年少人口の減少が大きく、かつ、学校等の子供用施設の面積が市有施設全体に占める割合も大きいことが減少幅（削減幅）拡大の要因です。しかしながら本計画では、総合計画や人口ビジョンの取組成果、保有量削減以外にも様々な手法を採り得ることや自主財源減少を補う依存財源という財政運営の現状も考慮し、基本方針で採用したような更なる悪化の要因は考慮しないこととしました。

⁷⁴ 異なる数値目標：例えば防災・河川施設については、防災・減災目的を優先し、保有量の削減は想定していません。

⁷⁵ 4つの方法：この間の事情は建築物である公共施設等でも同様ですが、具体的にみていくと、①支出削減策としては包括委託等の予防保全と事後保全を効果的に組み合わせた維持管理や効率的な新技術導入、②収入増加策としては料金・使用料等の引上げ、③投資削減策としては長寿命化やコンパクトシティ推進等、新規整備抑制、④投資財源確保策としては補助金等活用、寄附受入れなどが考えられます。

⁷⁶ 段階的な料金改定：2020（令和2）年度に20%（実施済み）、2025（令和7）年度に15%、2030（令和12）年度に10%の料金改定の見通しを立てています（熊谷市水道事業経営戦略 概要版（平成30年3月策定）11頁参照）。

⁷⁷ 第1段階の改定を実施：4月1日から平均約20%改定（値上げ）の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症による市民生活

の施設区分についても同様の検討が必要と考えられます。

また、総経費削減の状況を分かりやすく把握するため、維持管理運営及び改修・更新等の「総経費」と「保有量」から「単位保有量当たり経費」を求めた上で、「保有量」と「単位保有量当たり経費」の両者を独立した軸・次元として考えることで、削減すべき対象としての両者を並べて示す方法を採用します。この関係を式で表すと、次のようになります。

$$(\text{維持管理運営及び改修・更新等の}) \text{ 総経費} = \text{単位保有量当たり経費} \times \text{保有量}$$

上式の関係、会計区分（普通会計・公営事業会計）及び施設区分（建築物・インフラ施設）の組合せにより4つに分類して式で表すと、次のようになります（図表6及び20参照。総経費はいずれも単年度当たり）。

A 普通会計・建築物（保有量＝対象施設の総延床面積）

$$\begin{array}{l} \text{(総経費)} \qquad \qquad \text{(単位保有量当たり経費)} \qquad \qquad \text{(保有量)} \\ 14,987,805 \text{ 千円} = 27,290 \text{ 円/m}^2 \times 549,207 \text{ m}^2 \end{array}$$

B 普通会計・インフラ施設（保有量＝公園・道路・橋梁の各総面積の合計⁷⁸）

$$3,632,266 \text{ 千円} = 277 \text{ 円/m}^2 \times 13,118,416 \text{ m}^2$$

C 公営事業会計・建築物（保有量＝対象施設の総延床面積）

$$302,545 \text{ 千円} = 31,859 \text{ 円/m}^2 \times 9,496 \text{ m}^2$$

D 公営事業会計・インフラ施設（保有量＝上下水道・農業集落排水の各管路総延長の合計）

$$3,693,170 \text{ 千円} = 2,040 \text{ 円/m} \times 1,810,388 \text{ m}$$

これらA～Dの4つの式は、各個別施設計画の取組を実施しなかった場合（初期状態。図表20参照）に当たり、これらを図式化した場合は、図表34のようになります。

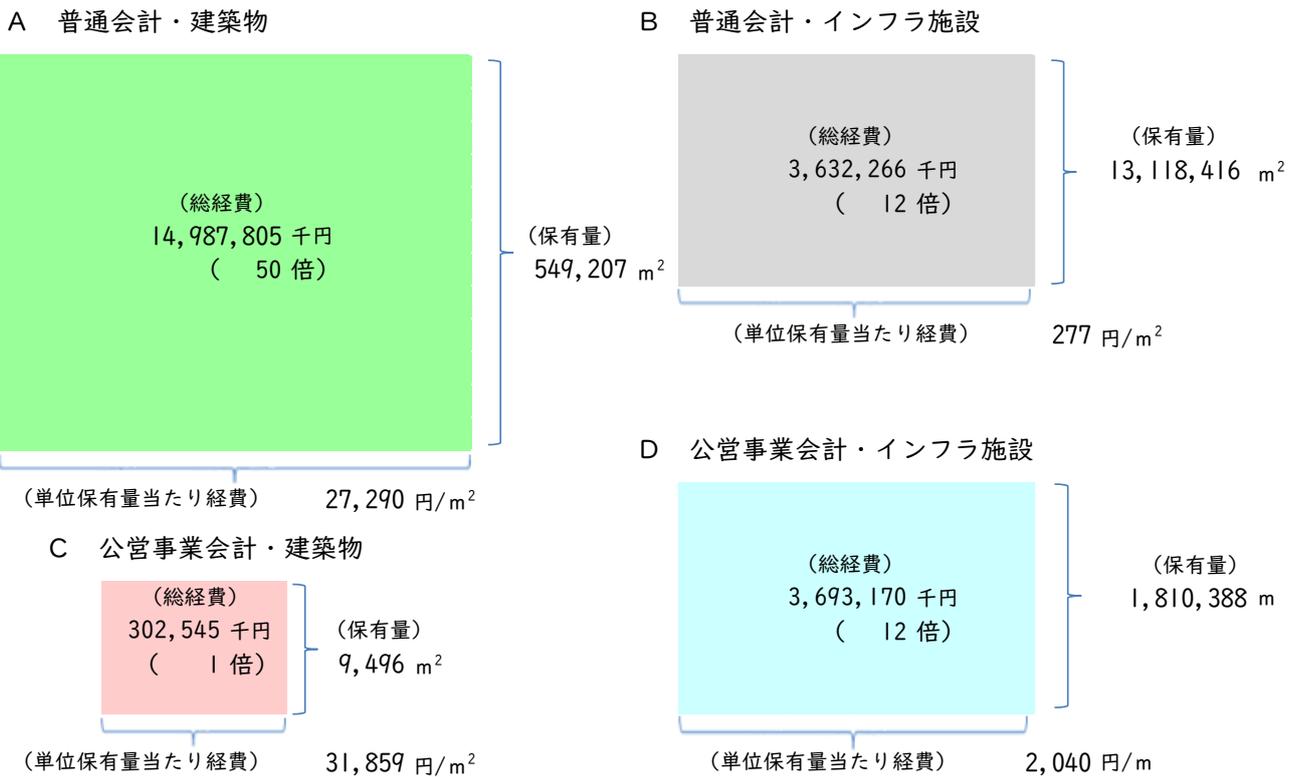
これら4つの長方形が数値目標（25～38%削減）の適用対象となります。数値目標を達成するためには、保有量を削減する方法もあれば、単位保有量当たりの経費を削減する方法もあり、また両方を用いる方法もあります。例えば総経費を34%削減（パターン②と③の間）しようとする場合（現状の1を0.66相当に縮小する場合）、保有量のみを34%削減（0.66倍）する方法もありますが、図表35のように保有量を25%削減（0.75倍）し、かつ、単位保有量当たり経費を12%削減（0.88倍）する方法（ $0.75 \times 0.88 = 0.66$ 倍）もあり、ほかにも組合せは様々です。

これら初期状態の長方形（各個別施設計画の取組を実施しなかった場合）に対して、各個別施設計画の取組成果を織り込んでいくことで、数値目標達成に近づいていく様子（長方形の面積が小さくなっていく様子）を視覚的に把握することができます。

及び事業活動への影響を軽減するため、6か月間見送りとしました。

⁷⁸ 公園・道路・橋梁の各総面積の合計：河川等管理施設について、その保有量（準用河川の管理延長で代表）は次元が異なるため、ここでの合計からは除外していますが、その総経費は合計に算入しています。

図表 34 数値目標の適用対象としての4つの長方形

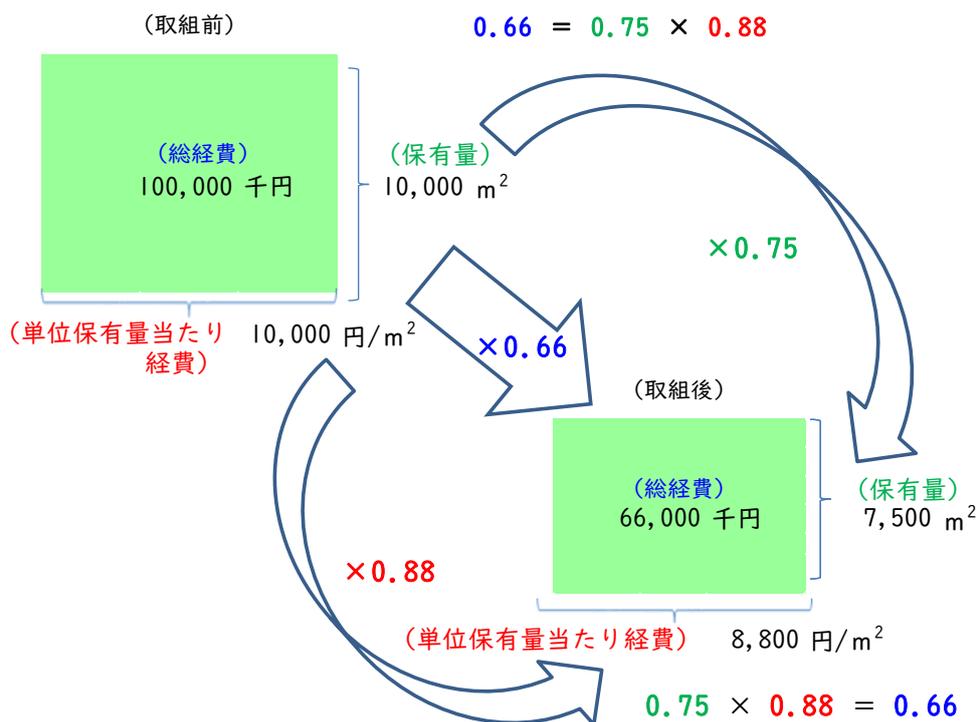


※1 辺の単位をそろえると極端に大きさが異なったり細長くなったりするため、程々の大きさになっています(形は不問)。

※2 各長方形内の括弧内の数字は、総経費の実際の比率(倍数)で、Cを1とした場合の値です。

※3 端数処理の関係で計算が不一致となる場合があります。

図表 35 数値目標適用の例 — 例えば、34%削減(=0.66倍への圧縮)の場合



2 公共施設等への投資に関する数値目標

市民生活の基盤であるインフラ施設をはじめとする必要不可欠の公共施設等の存続を図るため、また、世代間の負担の公平性を図る視点から、適切な起債に基づく投資を計画的に実施していきます。一方で、健全な財政運営を維持していくことは今後も必要ですので、投資の必要性和財政の健全性とを調整する目安が必要です。

そこで、普通会計においては、総合計画の成果指標及びその「めざそう値」である将来負担比率0%以下⁷⁹を参照することとし、この制約が許容する範囲内で、必要不可欠の更新等に充てるための起債を行っていくものとします。

なお、公営事業会計においては、中長期を見通した事業経営戦略等に基づき、コンパクトシティの推進にも留意しつつ、必要な起債を行っていくものとします。

◇公共施設等への投資に関する数値目標◇

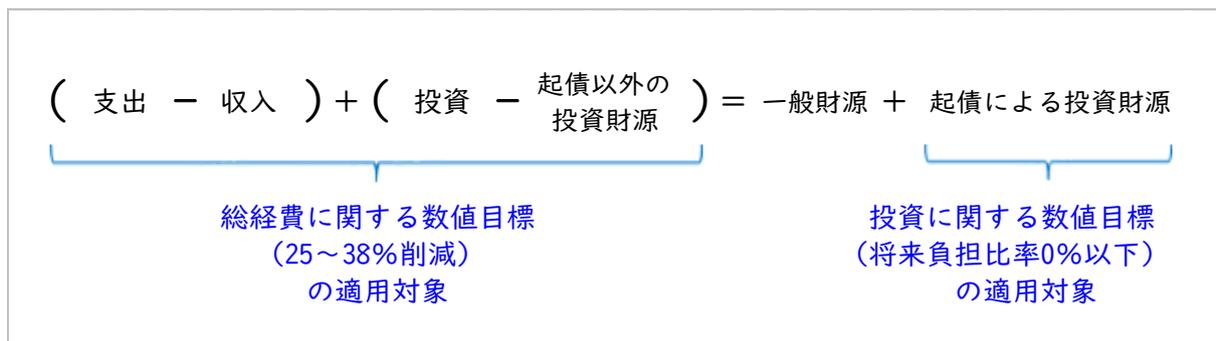
(1) 起債の目安としての将来負担比率0%以下

普通会計における起債は、必要不可欠の投資に充てるため、将来負担比率0%以下という許容範囲内において、世代間の負担の公平性を図る視点を重視しつつ、実施するものとする。

上記2つの数値目標の関係は、図表31の【財政視点の関係式】を用いて示すと、図表36のようになります。

市民サービスの維持・向上を念頭に置きつつ、25~38%の範囲内で総経費の削減を図るとともに、市民生活の基盤である公共施設等の存続のため、将来負担比率0%を上限として、必要不可欠な投資の財源としての起債を計画的に実施していきます。

図表 36 検討の枠組み（【財政視点の関係式】）と数値目標との関係



⁷⁹ 将来負担比率0%以下：「将来負担比率」とは、市が将来負担することになる市債の残高などが市の財政規模に対してどの程度あるのかを示す指標で、この数値が大きくなると、将来の財政を圧迫する可能性が高くなります。2019（令和元）年度の本市の将来負担比率を所定の方法で計算すると-64.2%（公式には数値が算定されないという意味で「-」）であり、財政的には極めて「健全」です。このような現状ですので、「0%以下」という制約の下でも、必要不可欠の更新等に充てるための起債を行う余地があります。

第4節 個別の実施方針・推進方針

第2節の基本的な考え方及び前節の数値目標も踏まえ、個別の実施方針・推進方針を次のように定めます。本節の実施方針・推進方針で示された基準・枠組みと施設白書等が示す現状把握に基づき、各個別施設設計画上の具体的取組を定め、また、定期的に又は必要に応じ改めていきます。

1 点検・診断等の実施方針

公共施設等の老朽化に起因する事故⁸⁰が現実には発生している事態を受け、早期に不具合を発見するための点検・診断等の重要性が高まっています。各種の法定点検を含む点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、本計画等の更新内容に反映させるとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策等にも活かしていきます。

また、特にインフラ施設では点検等の対象も大量であるため、周期で定められた期間内にその全ての点検等を実施することが困難な場合もあり、点検方法等の工夫⁸¹が必要です。さらに、日常的なパトロールを受託業務とする民間への包括委託等の有効な手法や、人間が容易に近付けない部分の橋梁の点検をドローンによる空中撮影で行うといった新技術の導入⁸²も検討していく必要があります。

点検・診断等による損傷箇所の早期発見と迅速・適切な修繕により、事故を未然に防止することを目指します。

【点検・診断等の実施方針】

(1) 点検・診断等の履歴の集積及び活用

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、本計画や各個別施設設計画の更新内容に反映させるとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策等に活用する。

(2) 有効な手法や新技術の導入検討

公共施設等の安全性を高めるため、民間への包括委託等の有効な手法や各種の新技術の導入について、引き続き検討する。

⁸⁰ 公共施設等の老朽化に起因する事故：中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故（2012年12月2日発生。9人死亡）や浜松市第一弁天橋のワイヤーケーブル切断事故（2013年2月10日に高校生7人が渡橋中に発生。死傷者なし）等

⁸¹ 点検方法等の工夫：例えば道路修繕計画では、交通状況や市民要望も踏まえた特性に応じて道路を分類し、各分類に応じた点検方法及び頻度を想定しています。

⁸² 新技術の導入：本市で導入済みの例として、道路の不具合等について写真と地図情報付きで通報することのできるスマホのアプリがあります。詳しくは、(市HP) トップページ>市政情報>広報>道路の不具合や外来生物などをスマホで手軽に通報できます

2 維持管理・更新等の実施方針

維持管理・更新等に関する取組として、予防保全の考え方を取り入れる、トータルコスト⁸³の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど様々なものが考えられますが、ここでは次の2点を強調します。

まず、予防保全は、損傷が軽微である早期の対応により損傷拡大による修繕費増加や施設短命化を予防できるという意味では優れた手法ですが、問題はその実施の判断とタイミングです。予防保全のうち、状態監視保全と時間計画保全のいずれが適しているかは施設の特性や技術的な諸条件によってケースバイケースと考えられるため、現場の実務のレベルでの判断を尊重し、これを各個別施設計画に反映していくことが適切です。また、場合によっては従来型の事後保全が有利なケースも考えられます。

次に、トータルコスト縮減に関し、使えなくなるまで古い施設を使用し続けることは不合理⁸⁴といえます。一定期間当たりで比較する場合、高額な修繕費や維持費を払って老朽施設を耐用年数まで使用し続けるよりも、早期に更新・除却等を進めた方が有利なケースも考えられます。また、同趣旨ですが、大規模修繕等を未実施のまま年数を経過している施設については、耐用年数まで使用するために必要とされる高額な工事（大規模修繕工事）を見送ることで更新等の時期を前倒しすることも選択肢です。躯体（くたい）以外の内外装や設備の寿命も考慮しつつ、適切な時期に更新等を実施することで、予算等の限られた資源を有効活用し、更新後の新施設等による市民サービス向上を目指します。

なお、トータルコストの視点で考えると、寄附を受けて建設したり、無償で譲り受けたりした施設の維持管理を市が行うよりも、市費で整備した施設を無償譲渡した上で先方に維持管理運営してもらう方が、コスト的に有利⁸⁵な場合もあります。もちろんその後の長期にわたる維持管理運営が担保される必要はありますが、市民に対して必要なサービスを提供できるのであれば、公営か民営かにこだわる必要はありません。

【維持管理・更新等の実施方針】

(1) 予防保全と事後保全を組み合わせた最も有利な手法による維持管理・更新等

施設の特性や技術的な諸条件を踏まえ、予防保全（状態監視保全・時間計画保全）と事後保全を組み合わせた最も有利な手法により、維持管理・更新等を行う。

具体的に採用すべき手法は、必要に応じ、各個別施設計画により定める。

(2) トータルコスト縮減等に向けた老朽施設等の更新等の検討・推進

修繕費や維持費のかさむ老朽施設や高額な大規模修繕等を未実施のまま年数を経過している施設については、トータルコスト縮減や市民サービス向上に資する場合は、更新・除却等の時期を前倒しする方向で検討・推進する。

⁸³ トータルコスト：中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理運営、更新等に係る経費の合計です。ほぼ同様の概念ですが、対象となる（特定の）公共施設等の建設から維持管理運営・修繕を経て最終的な解体・除却に至るまでの総コスト（いわばその公共施設等の生涯費用）を指して、ライフサイクルコストということもあります。

⁸⁴ 不合理：歴史的価値がある場合などは例外です。

⁸⁵ コスト的に有利：例えば保育所に関して、公私連携法人制度（協定に基づき公私連携法人に保育所を運営させることで、公立保育所では通常受けられない国・県の運営費負担金をもらうことも可）や、市立保育所の民間への無償譲渡・貸与（国庫補助により整備した場合であっても、一定の要件を満たせば補助金の返還不要）という手法があります。

3 安全確保の実施方針

老朽化進行や耐震性不足に起因して公共施設等の安全性に課題があると認められる場合は、点検・診断等により判明した危険の程度に応じた措置が必要です。

危険の程度が高い場合には、早急に使用中止・敷地への立入禁止等の措置を執った上で施設の廃止・除却⁸⁶を進めます。一方で危険の程度が比較的低い場合には、避難所としての指定があるときはそれを取り消した上で必要な修繕・耐震化等の工事を行うことを想定しますが、必要な工事を実施するまでの間は施設の供用自体を継続することも考えられます。

施設の供用継続によって提供される便利さ及び継続する危険性と、施設の供用廃止によって生じる不便さ及び確保される安全性とを比較衡量し、市民の立場に立って適切に判断していくことを目指します。

【安全確保の実施方針】

(1) 危険の程度に応じた必要な措置の実施

点検・診断等により判明した危険の程度に応じ、使用中止、避難所としての指定取消し等の必要な措置を執るものとする。

(2) 危険の程度が低い場合における供用継続

危険の程度が比較的低い場合には、必要な修繕・耐震化等の工事を行うまでの間、施設の供用を継続することができる。

⁸⁶ 廃止・除却：廃止せずに必要な修繕・耐震化等の工事を行うことも考えられますが、危険の程度が高いケースでは、そのような工事が非常に高額（建て替えた方がむしろ安価）であったり、工事自体が技術的に不可能であったりすることが想定されます。

4 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の機能確保⁸⁷の視点も含め、公共施設等の耐震化を図っていく必要があります。また、利用が低迷している施設や高コストの施設などは、更に費用を掛けてその耐震化を行うのではなく、施設自体を廃止したり、施設機能は別に移転して未耐震の建築物を除却したりすることで費用削減を図ることも考えられます。

また、インフラ施設の耐震化についても、国が示す基準や技術的な諸条件を考慮しつつ、引き続き進めていく必要があります。

なお、熊谷市建築物耐震改修促進計画（以下「耐震改修促進計画」という。）が対象とする特定建築物については、特に重点的に耐震化を進める必要があります。詳しくは、耐震改修促進計画を参照⁸⁸してください。

耐震化の早急な達成により、市民の安心・安全を確保することを目指します。

【耐震化の実施方針】

(1) 建築物の耐震化率の大幅な向上

建築物については、個別施設計画の計画期間内（2029（令和11）年度まで。ただし、各個別施設計画で別に定めている場合はそれによる。）に耐震化率を大幅に向上させ、市民の安心・安全を確保する。

(2) 耐震化を実施しない施設

各個別施設計画において、施設を廃止し、又は（施設機能は移転等により存続するものの）当該施設を構成する建築物を更新しない旨定めている場合は、耐震化は実施しない。

(3) インフラ施設の耐震化

国が示す基準や技術的な諸条件を考慮しつつ、各個別施設計画に従って推進するものとする。

⁸⁷ 災害時の機能確保：避難所に指定されている小中学校や災害対策本部が設置される市役所本庁舎の耐震化は完了しています。災害時のライフライン確保・消防水利整備の観点からは、上水道の基幹管路の耐震化や耐震性防火水槽への更新等を進めていく必要があります。

⁸⁸ 耐震改修促進計画を参照：（市HP）トップページ>各課のページ>建築審査課>建築物の耐震化について>改定熊谷市建築物耐震改修促進計画について

5 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化⁸⁹は、一定の場合には効果があります。ただし、長寿命化の方が更新よりもコストがかさむ場合⁹⁰もあることには注意が必要です。必要かつ有効な長寿命化を適切な時期⁹¹に実施すべきですが、更新費用不足を理由とした割高な長寿命化実施のような問題の先送り（子や孫への負担の押付け）は避けなければなりません。

建築物の長寿命化については、費用負担の平準化⁹²のため、あるいは施設統廃合の前提⁹³として実施する場合等の長期的に有利と認められるようなケースについて、トータルコスト等による比較検討の上、実施の可否を判断するものとします。

また、インフラ施設の長寿命化については、国が示す基準や技術的な諸条件を考慮しつつ、適用対象の選別や有効な具体的手法について各個別施設計画において検討の上、推進するものとします。

【長寿命化の実施方針】

(1) 建築物の長寿命化

費用負担平準化のための実施、施設統廃合の前提としての実施等の長期的に有利と認められるようなケースについて、各個別施設計画に従って推進するものとする。

(2) インフラ施設の長寿命化

国が示す基準や技術的な諸条件を考慮しつつ、各個別施設計画に従って推進するものとする。

⁸⁹ 長寿命化：老朽化した公共施設等の物理的な不具合を直し、その耐久性（経年劣化に対する耐性）を高めたり、回復したりすることです。大きく分けて、①コンクリートの中性化対策や鉄筋の腐食対策によって構造部分（躯体）自体の延命を図ること、②特に建築物の場合、躯体の健全性を確認した上で耐用年数のより短い内外装部分や電気・配管等の設備部分をリニューアルし、施設機能を回復（場合によっては向上）させることを指しています。

なお、耐震対策やバリアフリー化その他の質的向上のための工事も長寿命化に含める考えもあるようですが、あまり広く捉えるとかえって意味が曖昧になってしまうため、ここでは本文中に示した①及び②として把握します。鉄筋コンクリート造（RC造）の躯体については、その耐用年数が一般に60年とされるのに対し、内外装部分や電気・配管等の設備部分の耐用年数は15～30年程度とされています。仮に、内外装や電気・配管等の耐用年数を20年程度と考えた場合、耐用年数60年の建物に関しては、20年目と40年目に合計2回、これらの更新・修繕の必要があることとなります。長寿命化により建物（躯体）の耐用年数を80年にまで延命した場合は、20年目、40年目、60年目の合計3回の更新等が必要です。長寿命化や建替えの実施に際しては、これら内外装や電気・配管等の耐用年数（更新サイクル）も考慮して計画を立てることが必要です。

⁹⁰ 更新よりもコストがかさむ場合：長寿命化改修においては、建物の内外装を全て撤去し、躯体を露出させた上で必要な処置・工事を行うこととなりますが、事前には把握できなかった躯体の重篤な不具合が、内外装を撤去した段階で初めて判明するケースも少なくはなく、その傷み具合によっては長寿命化の実施は不可能、改築に変更ということもあるため、一定程度以上の老朽化が進行しているような場合は想定外のコストが掛かってしまうこともあります。また、新技術を導入した更新により享受できるコスト削減効果が長寿命化では得られない場合や、時間計画保全を多用したため結果的に余計にコストが掛かってしまうような場合なども考えられます。

⁹¹ 適切な時期に実施：例えば、「学校施設の長寿命化改修の手引～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～」の15・16頁によると、劣化が重度にならないうちの適切なタイミングは「おおむね築後45年程度まで」とされています。

⁹² 費用負担の平準化：更新時期の同時到来に伴う費用負担の時間的集中を回避し、将来の費用負担を平準化するために、計画に基づいて現在更新すべきものと将来更新すべきものを選別し、後者について、その更新すべき時期が到来するまでの間に限り、長寿命化を行うようなケースです。

⁹³ 施設統廃合の前提：将来の施設の統廃合を見据え、耐久年限が異なる統廃合対象の施設の供用期間の終期をそろえるために、先に耐用年数が到来する施設の長寿命化を行うようなケースです。

6 ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。

本市では、「熊谷市バリアフリー基本構想」を既に策定し、既存施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインへの適合(スロープや手すりの設置、誰にも使いやすい多目的トイレへの改修等)を、改修等の機会を捉えて順次実施しつつあります。引き続き、施設の更新・統廃合等の機会を捉えたエレベーターの設置等も含め、進めていく必要があります。

バリアフリー化やユニバーサルデザインへの適合を図り、誰もが使いやすい公共施設等の環境を整備していくことで、「心のバリアフリー」が達成された社会の実現を目指します。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

(1) 「心のバリアフリー」達成に向けたユニバーサルデザイン化の推進

誰もが使いやすい公共施設等の環境を整備することにより、「心のバリアフリー」が達成された社会を実現するため、既存施設の改修、更新・統廃合等の機会を最大限に活かしてユニバーサルデザイン化を推進する。

7 統廃合・複合化の推進方針

公共施設等の利用状況・耐用年数等を踏まえた選別の結果として、一部の施設について供用を廃止したり、現状より面積を減らして更新したりすることとなりますが、単に施設を減少・縮小させるだけでは、まちの魅力が減って人口減少に更に拍車を掛けることにもなりかねません。施設を減らしてもその機能は残すという機能存続の視点⁹⁴、サービスの量は減らしてもその質を維持・向上させるような視点が不可欠です。

具体的には、主に建築物の統廃合・複合化の場合ですが、廃止施設の機能を他施設が引き継ぐ機能移転の可能性を検討します。また、施設本来の機能を担う貸室等の専用部分の存続を優先する一方、玄関・廊下・トイレ等の共用部分を支障のない範囲で圧縮し、複合化のメリットを活かす方向で検討します。さらに、管理運営費のかさむ小規模施設の再編・集約等を速やかに推進するとともに、民間で提供される(できる)サービスは積極的に民間に委ねることとし、人員や予算等の限られた資源の有効活用を図りつつ、地域経済の活性化にも資する方向性を模索します。加えて、いわゆる交通弱者も含めた全ての市民にとって使いやすい施設、住みやすい地域・まちとするため、「熊谷市地域公共交通網形成計画⁹⁵」(以下「交通網形成計画」という。)と連携しつつ、移転・集約された施設へのアクセスを確保できるように公共交通の充実・再編を民間と協力・

⁹⁴ 機能存続の視点：物理的実体としての建物の存続にとらわれず、市民サービスの実体である施設の機能を存続させる視点に立って、建物は1つでも複数の機能を発揮できるのではないかと、建物をなくしても機能は残せるのではないかと検討を行います。

⁹⁵ 地域公共交通網形成計画：地域公共交通活性化再生法等の改正により、今後は「地域公共交通計画(マスタープラン)」として改定されることとなります。地域における輸送資源を総動員し、まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークを形成することで、持続可能な旅客運送サービスの提供を確保していくことを目指しています。

役割分担して推進する必要があります。

人口減少が進行する本市の将来を見据え、老朽化した施設を減らす代わりに市民ニーズに合致した施設の新設・集約を積極的に実施し、同時に公共交通の充実と民間施設の活用も推進することで、市民サービスの維持・向上と、人員や予算等の限られた資源の有効活用等を両立させることを目指します。

なお、インフラ施設の統廃合・複合化に相当すると考え得るものとして、コンパクトシティの推進・形成が挙げられます。コンパクトシティの推進等については、コンパクトで災害に強いまちづくりにつながるように、2021（令和3）年度策定（予定）の都市計画マスタープラン⁹⁶・立地適正化計画⁹⁷と連携しつつ、各個別施設計画に従って取り組んでいくことを想定します。

【統廃合・複合化の推進方針】

(1) 施設機能存続による市民サービスの維持・向上

主に建築物の統廃合・複合化については、機能移転や専用部分存続・共用部分圧縮等による施設機能存続を各個別施設計画に従って推進することにより、市民サービスの維持・向上を図るものとする。

(2) 小規模施設の再編等や民間施設活用による限られた資源の有効活用

小規模施設の再編・集約等や民間施設の活用を各個別施設計画等に従って推進することにより、人員や予算等の限られた資源の有効活用を図る。

(3) 公共交通の充実・再編の推進

移転・集約された施設へのアクセスを確保するため、交通網形成計画（地域公共交通計画）と連携しつつ、公共交通の充実・再編を民間と協力・役割分担して推進する。

(4) コンパクトシティの推進等

都市計画マスタープラン・立地適正化計画と連携しつつ、各個別施設計画に従ってコンパクトで災害に強いまちづくりを進めるものとする。

⁹⁶ 都市計画マスタープラン：市町村の都市計画に関する基本的な方針を指します。本市の新たな都市計画マスタープラン・立地適正化計画は、2021（令和3）年度に策定予定です（2020.10.1現在）。

⁹⁷ 立地適正化計画：都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉・利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画です。市街化区域内に都市機能増進施設の立地を誘導すべき都市機能誘導区域や人口密度を維持すべき居住誘導区域を設定し、これらを公共交通で結ぶことにより、人口減少と高齢化の状況下においても都市の持続可能性を確保していきます。宅地化を抑制するために居住を誘導しないこととする居住調整地域の設定も可能です。

8 推進体制の構築方針

公共施設マネジメント業務を円滑に推進するため、関係各課に施設マネジメント担当者が設置され、所管施設の利用状況・収支・健全度等の基礎情報の収集・更新、計画案の立案・改定等の業務を担当していますが、同業務は建物や設備等のハードウェアが相手であるため、これらに関する実地の知識・技能も一定程度は必要です。

しかしながら、建築・電気・土木等の専門的知識・技能を有する技術系職員の人数は限られているため、特に建築物については、事務系職員自らが施設の日常点検や簡易劣化診断を比較的容易に、かつ、的確に行えるような体制の構築が望まれます。庁内営繕部門が事務系職員向けの日常点検・簡易劣化診断研修⁹⁸を実施し、施設管理に役立つ実地の知識・技能を全庁的に共有できるような体制の構築を目指します。

【推進体制の構築方針】

(1) 施設の日常点検・簡易劣化診断に係る研修の実施

事務系職員自らが施設の日常点検や簡易劣化診断を行えるように、必要な研修を実施し、施設管理に役立つ実地の知識・技能を全庁的に共有できるように努めるものとする。

9 市民との情報共有の推進方針

市の公共施設等の将来の在り方については、市民の考えや意見を聴き、市民と市が共に考え、決めていくことが望ましいといえます。これまでの公共施設マネジメントの取組においても、各種計画策定時におけるパブリックコメント実施のほか、2014・2017（平成26・29）年度の市民アンケート実施、2018（平成30）年度の市民ワークショップ開催、2019（令和元）年度の公共施設再編方針案の公表とエリア別市民説明会・地域説明会開催、市政宅配講座等により、市民の考えの把握に努めてきました。引き続き市民との情報共有化を図り、公共施設マネジメントの議論における共通基盤の形成を目指していきます。

【市民との情報共有の推進方針】

(1) 議論の共通基盤形成のための市民との情報共有

公共施設等に関する情報について、市民との共有化を図り、公共施設マネジメントの議論の共通基盤の形成に努めるものとする。

⁹⁸ 日常点検・簡易劣化診断研修：民間には自治体職員向けの同様の研修を受託する事業者もありますので、民間委託による研修実施も有効な選択肢です。

10 PPP/PFIの実施方針

PPP/PFI⁹⁹に関しては、本市でも「熊谷市PPP/PFI導入ガイドライン」（以下「PPP/PFIガイドライン」という。）を策定し、その導入に向けて検討中¹⁰⁰です。本市におけるPPP/PFIの基本的な考え方については、PPP/PFIガイドラインを参照¹⁰¹してください。

PFIに関しては、施設・事業による向き・不向きの見極めが必要ですが、大まかな把握としては、整備段階では一括・大量整備が、運営段階では有料施設の運営が、PFIが効力を発揮するケースといえます。また、いずれのケースでも民間事業者に必要な裁量を与えることが必要です。そのような視点からすると、公共施設等運営権制度¹⁰²の活用は、有効な選択肢であると考えられます。

PFI以外のPPPに関しては、包括委託方式による維持管理運営や定期借地権の利用による施設整備など様々な手法・事例があり、研究対象・参考¹⁰³とすべきです。

PPP/PFIガイドラインに定める基準及び手続に従って検討を進めることで、PPP/PFI手法のメリットのみならずデメリットも適切に把握し、従来型手法との比較検討を十分に行った上で、PPP/PFI手法によることが望ましい案件について、その導入・実施段階へと進むことを想定します。

【PPP/PFIの実施方針】

(1) PPP/PFIの導入・実施

PPP/PFIガイドラインに定める基準及び手続により、PPP/PFIの導入・実施に引き続き取り組むものとする。

⁹⁹ PPP/PFI:「PPP」とは、Public / Private Partnership (パブリック・プライベート・パートナーシップ) の略で、公民連携・官民連携と訳されることもありますが、PFIのほか、民間委託、指定管理者制度なども含んだ広い概念で、公共部門と民間部門とによる適切な役割分担やそれによる事業化手法全般を指しています。一方、「PFI」とは、Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の略で、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設等の整備・維持管理・運営等を行う手法のことです。

¹⁰⁰ 検討中:2020(令和2)年10月現在で、総合子育て支援施設・保健事業拠点施設(の一部)や(仮称)道の駅「くまがや」が、PPP/PFI手法による整備・運営等の検討対象となっています。

¹⁰¹ PPP/PFIガイドラインを参照:(市HP)トップページ>各課のページ>施設マネジメント課>PPP/PFIについて

¹⁰² 公共施設等運営権制度:有料の公共施設等について、施設の所有権は公共部門に残したまま、運営権のみを切り離して民間事業者を設定し、その事業者が施設の運営・維持管理を行い、利用料金を自らの収入とすることのできる制度です(コンセッション方式)。指定管理者制度に似ていますが、①指定期間が通常3~5年程度である指定管理者制度に対して、公共施設等運営権制度は数十年間の長期契約を想定しているため、長期的な視点に立った投資・運営が可能になること、②みなし物権である公共施設等運営権を担保として抵当権を設定することで資金調達が可能であることなど、民間事業者が持てるノウハウや技術を最大限に発揮できるように、より配慮された制度設計となっている点が異なります。

¹⁰³ 研究対象・参考:PFI発祥の地であるイギリスにおけるPFIの見直しや、フランスにおける水道事業の再公営化といった海外の動向も伝わっていますので、PPP/PFIのデメリットについても十分な認識が必要です。

II 跡地活用の推進方針

廃止施設の建物を存続させることは、経費を払い続けることを意味します。全く使用していない施設であっても防犯・防火上の理由からの管理は必要ですし、敷地の除草も定期的に行わねばなりません。一方で跡地を売却すれば、民間活用による市民の利便性向上が期待でき、市には固定資産税等が入ります。廃止施設の除却にも相当の費用が掛かりますが、長期的視点に立って、売却を含めた跡地の活用を積極的に推進すべきです。

ただし、閉校となった小学校の跡地については、地域活動の存続・活性化の視点から、小学校閉校後においてもその地域の中核となるべき地域拠点施設¹⁰⁴としての存続・活用を目指します。地域拠点施設の再整備に当たっては、跡地の一部売却等の場合も含め、地域の声を聴きながら進めていきます。

【跡地活用の推進方針】

(1) 廃止施設の除却・跡地売却等の推進

廃止した施設の除却及び跡地売却を積極的に進める。売却等をしない場合には、賃貸借など普通財産としての有効活用を図るものとする。

(2) 小学校跡地の地域拠点施設化

上記(1)にかかわらず、小学校跡地については、地域拠点施設としての存続・活用を図るものとする。

¹⁰⁴ 地域拠点施設：第4章第1節参照

第4章 施設区分（類型）ごとの考え方

本章では、地域の中核となる「地域拠点施設」の在り方を提示し（第1節）、建築物（第2節）、インフラ施設（第3節）の順で、施設区分（類型）ごとの考え方を列挙します。

第1節 施設の分類と地域拠点施設の考え方

1 広域施設と地域施設

専ら建築物を想定して「広域施設」と「地域施設」という用語を導入します。

「広域施設」とは、市民全体で共同利用する施設です。市の全域を見渡し、人口分布や各エリア・地域間のバランスも考慮して、対象の施設をいくつ・どこに配置すべきか、という視点からその必要数や配置場所を検討することとなります。市民全体で共同利用する施設¹⁰⁵という性格上、個々のエリア・地域の立場からの要望を全てかなえることは原理的にできません。

広域施設に該当するのは、庁舎、コミュニティセンターや拠点的な公民館、ホール、図書館、消防署、市民体育館、大規模な公園などです。

「地域施設」とは、専ら各地域の住民が共同で利用する施設です。ここでいう「地域」としては、現時点における1つの学校区（小学校区・中学校区）又は学校区が複数集まったもの（学校統廃合の場合を含む。）を想定しています。1つの学校区（小学校区 = 中学校区）で1つの地域を構成する場合や2小学校区 = 1中学校区で1地域の場合、3小学校区 = 2中学校区で1地域の場合など、様々な場合¹⁰⁶が考えられます。

地域施設に該当するのは、小中学校、地域公民館等の地域の集会施設、地域体育館、保育所、児童クラブなどです。設定された地域ごとに、必要な種類の施設を配置することとなります。

広域施設と地域施設の概要をまとめると、図表 37 のとおりです。

図表 37 施設の分類

施設	{	広域施設・・・市民全体で共同利用する施設 （例）庁舎、ホール、消防署、図書館、コミュニティセンターや拠点的な公民館、市民体育館、大規模な公園 など
		地域施設・・・専ら各地域の住民が共同で利用する施設 （例）小中学校、地域公民館等の地域の集会施設、地域体育館、保育所、児童クラブ など

¹⁰⁵ 市民全体で共同利用する施設：例えば、総合的な市民体育館の必要数と配置に関し、「市内に1施設・Aエリアに配置」という方針が定められたとします。この場合、Aエリアの住民にとっては近くに市民体育館が存在するという利便性が生じ、BエリアやCエリアの住民は「私達も近くに市民体育館があれば良かった、欲しい」と感じるかもしれませんが、「市内に1施設、市民全体で共同利用」と定めた以上、B・Cエリアの住民も共にAエリアの施設を利用してもらうこととなります。ただし、将来（おそらく約50～80年後に）対象施設を更新する機会に、Aエリア以外への移転を検討することは可能です。

¹⁰⁶ 様々な場合：理念的には、地域が複数集まってエリア（市域を中央と東西南北に5分割。第5章第3節参照）になります。また、本計画ではこの地域の区割りを定めず、あえて融通が利くようにしてあります。その理由は、地域の設定が学校区の範囲を事実上決定し、それが学校の統廃合までを規定することになると想定されるためです。地域の設定は、学校の適正規模・統廃合についての十分な議論等を踏まえ、また、新たな都市計画マスタープラン・立地適正化計画の方向性も確認した上で、なされるべきものです。

次に、地域施設を「中核的地域施設」と「その他の地域施設」に更に分類します。

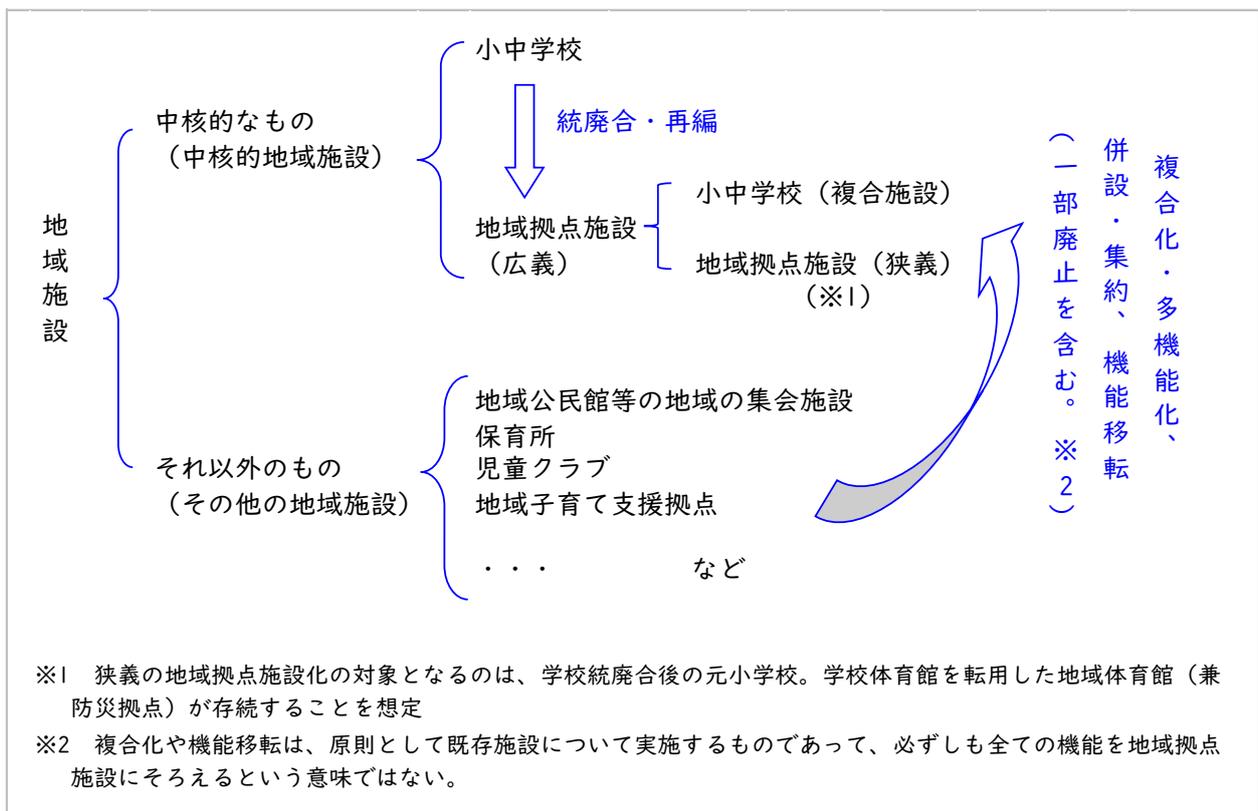
「中核的地域施設」とは、複合型又は併設型の地域施設を整備等する場合に、他の地域施設の機能の受入先となるべき施設を指します。具体的には、小中学校や、学校統廃合により機能移転した後の元小学校に整備される「地域拠点施設」を想定しています。学校統廃合・再編を経た後では、「小中学校（複合施設）」と「地域拠点施設（狭義）」とを併せて「地域拠点施設（広義）」として把握します。

一方、「その他の地域施設」とは、中核的地域施設以外の地域施設であって、中核的地域施設への複合化、併設、機能移転などの対象・候補となり得るものを指します。具体的には、地域公民館等の地域の集会施設、地域体育館、保育所、児童クラブ、地域子育て支援拠点などです。中核的地域施設とその他の地域施設の関係は、ビルオーナーとテナントの関係¹⁰⁷に類似しています。

地域拠点施設で提供されるべき施設機能・サービスについては、地域住民の考えを聴くとともに、同種の民間施設の機能・サービスの存在を考慮すべきです。その結果、地域によってはある公共施設等が廃止される一方で、民間施設や地域移管によって必要な代替機能が提供されるという状況も想定できます。また、地域施設の統廃合がなされる場合は、統廃合後の施設を再編前の隣接地域同士で共同利用¹⁰⁸をすることとなります。

地域施設分類の概要をまとめると、図表 38 のようになります。

図表 38 地域施設の分類



2 地域拠点施設

「地域拠点施設（広義）」の類型として、学校機能を有する「小中学校（複合施設）」と、学校機能を有しない「地域拠点施設（狭義）」の2つがありますが、煩雑な表現を避けるため、文意が取れる場合は単に「地域拠点施設」と表記します。

(1) 小中学校（複合施設）

学校機能を有する地域拠点施設においては、その複合施設化・多機能化や各種機能の集積・併設を目指すことが考えられます。そのような小中学校（複合施設）は、人口減少対策としての各種の子育て支援施策の物的基盤¹⁰⁹としても位置付けられます。

また、小中学校（複合施設）は、複合施設である小学校と複合施設である中学校とに更に分類できますが、具体的にどのような施設の複合化を図るべきか、どのような機能を対象として多機能化を目指すべきかについては、モデルとなる事例を参考としつつも、最終的には各地域の実情を勘案して、対象となる（1つ又は複数の）地域ごとに決定することとなります。その際に考慮すべき点としては、①学校運営における必要性と許容性¹¹⁰、②具体的な立地状況¹¹¹、③地域住民の意向¹¹²などを挙げるができます。

学校施設を他の施設と複合化した場合の一般的な事例では、普通教室部分は、複合化前と同様、児童生徒の専用部分として使用され、一般の利用者は立ち入ることはできません。これに対して、音楽室・家庭科室等の特別教室は、児童生徒と地域の利用者との共同利用部分となります。学校の授業優先での共同利用となりますが、休日や放課後はもちろん、学校のある時間帯でも授業がなければ地域の人々が利用することも可能ですので、音楽室はコーラスクラブなどの活動場所に、家庭科室は地域公民館の調理室に代わる料理研究会の活動場所になります。

また、学校への複合化の候補となる「その他の地域施設」については、複合化前からあったそれぞれの専用部分（会議室、保育室などの活動スペース）の機能は存続させる一方で、玄関、廊下・階段、トイレ、水道・給湯設備、エレベーター、事務室などの共用部分等（専用部分の効果発揮を助けるための部分）については、各機能が共同でこれらの設備を利用できるため、床面積的にもコスト的にも削減が可能な場合¹¹³があります。

学校と複合・併設させる事例¹¹⁴は色々あり、保育所と複合した小学校や地域と共用の図書館

¹⁰⁹ 各種の子育て支援施策の物的基盤：子育て世帯が日々必要とするサービスは、原則として、地域施設で全て賄えるようにする方向での検討が望まれます。

¹¹⁰ 学校運営における必要性と許容性：例えば、中学校では体育館や特別教室を部活動でも使用することから地域住民との共同利用の対象としては小学校施設の方が適切ではないか、学校図書館と地域図書館の兼用施設を整備する場合に蔵書のラインナップをより大人向けに設定できることから中学校施設での多機能化がふさわしいのではないかなど。また、児童生徒の安全性確保については2つの考え方があります。1つは他の利用者と物理的に隔離することで、児童生徒との接触自体を極力制限する方法です。もう1つは児童生徒と他の利用者（大半はその地域の住民）とをあえて隔離せずにお互い交流できる場を設けることで、利用者＝地域住民が、学校管理者や教師と一緒に児童生徒を見守るというスタンスをとる方法です。いずれの方法にも長所・短所はありますので、具体的な複合化等の場面でどちらの方法を採用するかは、児童生徒の保護者や地域住民の意向を確認した上で、各地域の実情に応じて決定すべきです。

¹¹¹ 具体的な立地状況：小学校と中学校が近接しているか否か、学校用地（校地）の面積や形状はどうか、校地の周辺への拡張可能性はあるかなど

¹¹² 地域住民の意向：民間施設を含め、どのような施設があったらよいか、逆にどのような施設は要らないかなど

¹¹³ 削減が可能な場合：フロアごとに機能を割り当てたようなケースや施設規模が大き過ぎるケースでは、共用部分等の削減ができない（むしろ増大する）場合もあります。

¹¹⁴ 学校と複合・併設させる事例：文部科学省の報告書「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～」(平成27年11月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)に様々な事例が紹介されています。いくつか挙げると、①千代田区立昌平（しょうへい）小学校（小学校、幼稚園、児童館、保育所、図書館の複合施設。改築+改修）、②目黒区立碑（いしぶみ）小学校（小学校、地区プール（屋内）、区出張所の複合施設。改築）、③京都市立京都御池（おいけ）中学校（中学校、保育所、老人福祉施設、民間店舗の複合施設。学校統合時にPFIで整備）、④志木

を併設した中学校の例などもあります。本市における学校の複合施設化をどのように進めるべきかについては、児童生徒の保護者や住民の声を聴き、優れたアイデアや合理的な要望があれば積極的に採り入れることで、子供からお年寄りまで地域の人々皆に親しまれる施設として整備していく方向を目指します。

(2) 地域拠点施設（狭義）

学校統廃合により学校が移転した場合の跡地について、特に中学校の場合は売却も選択肢となります。跡地を売却する場合、その収入を施設更新等に活用できるだけでなく、都市計画法の基準に適合した形での宅地供給や民間施設・事業所誘致¹¹⁵が期待できます。

一方で小学校跡地については、「地域拠点施設（狭義）」としての再編・整備を図ることを想定します。折衷のケースとして、跡地の一部を売却し、残りの用地で地域拠点施設を再編・整備する場合があります。

地域拠点施設においては、元の小学校体育館（全て耐震化を完了）は、原則として、地域体育館（兼防災拠点）としてそのまま転用します。また、既存校舎の転用も一時的には選択肢となりますが、管理や使い勝手の問題がある上、維持管理等のコストも過大になりますので、転用した場合であってもそのまま使用し続けるのではなく、除却や適正な規模への減築等を検討します。

なお、地域の生活利便性の維持確保のため、地域拠点施設（小学校跡地）は、その広さを活かして駐車場・駐輪場として整備し、ゆうゆうバスや民間路線バスの停留所として地域公共交通網の結節点¹¹⁶となるように活用する方法もあります。

また、必要に応じ、地域住民、特に高齢者の日常生活の利便性向上に資するコンビニ、診療所、薬局等の民間施設の誘致を図るため、これら事業者への土地の売却や貸付けを行う方法もあります。

移転した小学校に通っていた児童は、この地域拠点施設（学校跡地）まで「登校」し、ここからスクールバスで通学する方法も想定できます。

将来的には、地域拠点施設が対象地域における地域活動を支えるハード面の基盤となるよう、先を見据えた再整備を行うことが要請されます。学校統廃合・公民館等再編と絡めた地域拠点施設整備のイメージは、図表 39 のとおりです。

市立志木小学校（小学校、公民館、図書館、学童保育クラブの複合施設。既存校舎の一部を存続、他は除却後の跡地に整備）、⑤市川市立第七中学校（中学校、文化ホール、保育所、ケアハウス、老人デイサービスセンターの複合施設。PFIで改築）などです。

¹¹⁵ 宅地供給や民間施設・事業所誘致：市街化区域内であれば活用の選択肢が広がります。市街化調整区域内では、住宅新築に関しては、都市計画法第34条第12号による指定区域の場合、分家住宅等に限定されるという規制があります。なお、同条第11号による指定区域の場合は、一般住宅の新築も可能です。

¹¹⁶ 地域公共交通網の結節点：結節点として機能するようになれば、元々小学生が歩ける距離ですので、健康な高齢者であれば徒歩でのアクセスも想定できます。一般に1日に8千～1万歩以上歩くと健康に良いとされていますが、習慣的なウォーキングの励行は、手軽な方法で市民の健康維持・増進を図れる上、医療費削減という財政上の利点もあります。地域拠点施設を含む施設の統廃合・再配置に当たっては、福祉施策・健康増進施策との連携についても検討が必要です。なお、地域公共交通網の結節点としても位置付けられるべきであるという点では、小中学校（複合施設）も同様です。

第2節 建築物

本節では、本市の公共施設等のうち建築物について、主に統廃合、集約等の施設再編の視点から、施設区分ごとの考え方を提示します。具体的には、方針又は方向性、その理由、想定される主な事業、具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称の順で概要を記載します。

次の点に注意してください。

(1) 「方針又は方向性」と「理由」に付された黒丸数字は、対象とする施設・項目に関し、相互に対応しています。

なお、施設存続の方針又は方向性である場合、理由は記載していない場合もあります。

(2) 「想定される主な事業」については、原則として新規事業を掲げますが、既に取り組が開始されている場合は継続事業も掲げています。また、付記されている時期・期間は、対象施設の供用開始予定時期¹¹⁷であり、事業期間（計画・設計・工事等の期間）ではありません。

(3) 「具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称」については、本計画で既に略称を用いている場合も含め、正式名称で記載しています。

なお、建築物の整備・更新等は、都市計画法、建築基準法等の関係法令の規定・制約を遵守しつつ行われる必要があります。これらによって定められた開発要件等との関係上、事業内容が変更・修正される場合もあります。

1 庁舎等

(1) 方針又は方向性

庁舎機能を本庁舎建替え時に新庁舎に集約する（分庁舎方式の廃止）。分庁舎方式のメリットである行政センター機能の受け皿として、必要に応じ、（仮称）生涯活動センターへの出張所設置を検討する。

(2) 理由

分庁舎方式・施設分散によるデメリットの排除と業務効率化

(3) 想定される主な事業

ア 新庁舎整備事業（新規）… 2035-40年度期（第3期）供用開始

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市個別施設計画 ①庁舎等編

¹¹⁷ 供用開始予定時期：例えば、「2035-40年度期（第3期）供用開始」と付記されている場合、2035年度期（2035～39年度）から2040年度期（2040～44年度）にかけての期間内（＝第3期）に、対象施設（新規整備施設や統廃合・集約の対象施設等）が市民の利用に供される予定であることを示しています。

2 行政施設等

(1) 方針又は方向性

①環境美化センター、維持課分室等は、包括的業務委託等の導入に合わせ順次廃止する。②出張所・連絡所及びパスポートセンター（庁外窓口）は、原則として現状を維持する。③土地区画整理事業関係施設は、事業完了等により廃止・除却する。

(2) 理由

①委託化の推進と業務効率化。②引き続き市民の利便性を確保。③設置目的達成

(3) 想定される主な事業

—

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市個別施設計画 ②行政施設等編

3 市民文化施設

(1) 方針又は方向性

①（仮称）生涯活動センターは、基本的にはコミュニティセンター、市民活動支援センター、公民館等の複合施設とし、必要に応じて出張所機能（窓口）を併設する。各エリアに設置する（仮称）生涯活動センターと、各地域・校区に身近な（仮称）地域会館等（学校を含む地域拠点施設）とで、役割分担して機能存続を図る。②地域公民館、各種会館、老人憩の家等の地域施設は、耐震性に課題・老朽の施設の廃止を進めつつ、（仮称）生涯活動センター等への機能移転によるサービス維持を検討する。③農村センター、農業研修センター等の農業振興施設（「8産業施設」に該当するものを除く。）は、利用実態を踏まえ専ら貸館機能の維持を検討する。④地域コミュニティセンター等は、地元への譲渡を検討する。

(2) 理由

①施設の安全性向上、複合化・共用化等による施設の効率的利用、市民アンケート結果、貸室面積と稼働率の関係から読み取れる市民ニーズ（おおむね70～130平方メートルの貸室が高稼働）など。（仮称）第1中央生涯活動センターについては、北部地域振興交流拠点施設（仮称）整備との調整を図りつつ、最終的に決定。②地域施設の再編については、学校を含む地域拠点施設への機能移転・複合化等を目指す。①地域・学校体育館、②地域会館、③児童クラブ（③は児童数により要否を判断）の併設による地域拠点施設化を標準とし、学校がある場合は特別教室の地域との共同利用も検討。③当初の設置目的より利用実態を重視。④実態が自治会館類似

(3) 想定される主な事業

- ア（仮称）生涯活動センター整備事業（新規）… 2025年度期（第2期前半）以降供用開始
第1中央生涯活動センター、第2中央生涯活動センターなど、順次7施設の整備等を想定
イ（仮称）地域拠点施設整備事業（新規）… 2025年度期（第2期前半）以降供用開始
大幡会館、石原会館など、順次30施設の整備を想定

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市個別施設計画 ③市民文化施設編

4 社会教育施設

(1) 方針又は方向性

①ホールは、規模・グレードともに適切な1か所に集約する。熊谷文化創造館【さくらめいと】の更新時に、適正規模、再配置、併設すべき機能等も含めて検討する。②図書館は、人口分布等を踏まえた新設を含む再配置を検討・推進する（大里図書館の東部エリアも含めた再配置の検討、妻沼・江南図書館のエリア内での再配置の検討、（仮称）西部図書館の新設）。③博物館的施設は、①歴史・民俗、②美術、③埋蔵文化財のテーマ別による施設再編と全市的再配置を検討・推進する（妻沼展示館→（仮称）歴史・民俗館、熊谷図書館・同美術展示室→（仮称）図書館・美術館、江南文化財センター→（仮称）埋蔵文化財館、分散した文化財整理所・倉庫等の集約）。プラネタリウム館の後継となる（仮称）自然科学館も検討課題とする。④歴史公園（星溪園）は存続とする。

(2) 理由

①人口規模・財政力相応、市民アンケートが示す方向性。②新設の理由は市民アンケート結果、再配置の理由はエリア間の均衡・公平性。③市内に施設が散在する現状を一定の理念に基づき改善・再編

(3) 想定される主な事業

- ア 新文化ホール整備事業（新規）… 2035-40年度期（第3期）供用開始
- イ （仮称）西部図書館整備事業（新規）… 2035-40年度期（第3期）供用開始
- ウ （仮称）図書館・美術館整備事業（新規）… 2035-40年度期（第3期）供用開始
- エ （仮称）埋蔵文化財館改修整備事業（新規）… 2030年度期（第2期後半）供用開始
- オ （仮称）歴史・民俗館改修整備事業（新規）… 2035-40年度期（第3期）供用開始

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市個別施設計画 ④社会教育施設編

5 人権施設

(1) 方針又は方向性

①春日文化センターは、2035-40年度期（第3期）以降に存続の可否を検討する。②集会所は、おおむね①耐震性に課題、②老朽化、③利用者が少ない等の基準により順番を付け、順に存続等の可否を検討する。

(2) 理由

①少なくとも財産処分制限期間満了までは存続。②設置目的達成に向けた必要性和低い利用状況とを照らし合わせつつ検討

(3) 想定される主な事業

—

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市個別施設計画 ⑤人権施設編

6 保健福祉施設

(1) 方針又は方向性

①保健施設を蚕業試験場跡地ひろばに集約し、保健事業拠点施設として整備する。②休日・夜間急患診療所（内科・小児科）を蚕業試験場跡地ひろばに移転する。③休日急患診療所（歯科）は廃止する。④あかしあ育成園は存続とする。

(2) 理由

①サービス向上・業務効率化、耐震性等に課題のある施設の更新。②耐震性等に課題のある施設の更新、保育所・（仮称）こどもセンターとの併設による相乗効果。③利用の低迷と歯科の休日診療の普及

(3) 想定される主な事業

ア 保健事業拠点施設整備事業（新規）… 2025年度期（第2期前半）供用開始

イ 新休日・夜間急患診療所整備事業（新規）… 2025年度期（第2期前半）供用開始

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市個別施設計画 ⑥保健福祉施設編

7 水浴施設

(1) 方針又は方向性

①全年齢層向けの複数の屋内型水浴施設（温水浴＋冷水浴）の整備等を行う。老人福祉センターのような高齢者専用施設からの転換を図るとともに、水泳の授業も実施可能な施設（学校プール機能の受入先）として位置付ける。民間施設の利用も検討する。②熊谷運動公園屋外プールは廃止する。

(2) 理由

①市民アンケート結果、民間との役割分担、水泳の授業の校外実施による指導内容の向上・教員の負担軽減、学校プール廃止による経費節減。②効率性と熊谷運動公園屋内プール【アクアピア】による機能引受け

(3) 想定される主な事業

ア （仮称）【アクアピア2】整備事業（新規）… 2025年度期（第2期前半）供用開始

イ （仮称）【アクアピア3】整備事業（新規）… 2035-40年度期（第3期）供用開始

ウ （仮称）【アクアピア4】整備事業（新規）… 2035-40年度期（第3期）供用開始

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市個別施設計画 ⑦水浴施設編

8 産業施設

(1) 方針又は方向性

①めぬま有機センターは、代替の処理方法への移行後の廃止を想定する。②大里穀類乾燥調製施設【ライスセンター】は、民間譲渡を検討する。③その他の加工施設等は、民間譲渡、(仮称)道の駅「くまがや」への機能移転等を検討する。④めぬま物産センターは、除却し、民間による新施設の整備を見込む。⑤(仮称)道の駅「くまがや」を整備する。⑥勤労者福祉施設は、利用実態を踏まえ専ら貸館機能の維持を検討する。勤労青少年ホーム及び勤労会館は、(仮称)第2中央生涯活動センター整備を機に廃止し、同センターへの機能移転を検討する。

(2) 理由

①現在の「共同処理施設利用方式」から「個別処理方式」への移行を念頭に、その代替施設整備に係る期間を考慮。②③民間との適切な役割分担等。④借地返還及び民間との適切な役割分担。⑤日本を代表する“食”のテーマパークをコンセプトに、農業振興・情報発信・地域振興の拠点を形成。⑥当初の設置目的より利用実態を重視

(3) 想定される主な事業

ア (仮称)道の駅「くまがや」整備事業(新規)… 2025年度期(第2期前半)供用開始

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市個別施設計画 ⑧産業施設編

9 消防施設

(1) 方針又は方向性

①常備消防施設では、江南分署・大里分署の機能を吉岡地区周辺で水害の影響を受けにくい場所に移転・集約する。②消防団車庫は、更新時に近隣の常備消防施設や地域拠点施設への併設・複合化を検討する。

(2) 理由

①大里分署のハザードエリアからの移転、老朽化した江南分署・大里分署の更新、消防力の再編・向上。②地域防災力の維持及び施設併設による効率化等

(3) 想定される主な事業

ア (仮称)南部消防署整備事業(新規)… 2025年度期(第2期前半)供用開始

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市個別施設計画 ⑨消防施設編

10 環境施設

(1) 方針又は方向性

①旧妻沼清掃センターは除却し、跡地は災害廃棄物仮置き場として整備する。②ムサシトミヨ保護センター、公衆トイレ、一般廃棄物最終処分場は存続とする。

(2) 理由

①危険の未然防止のため

(3) 想定される主な事業

ア 災害廃棄物仮置き場整備事業… 2020年度期(第1期後半)供用開始

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市個別施設計画 ⑩環境施設編

11 防災・河川施設（倉庫）

- (1) 方針又は方向性
水防倉庫等は存続とする。
- (2) 理由
防災施設のため
- (3) 想定される主な事業
—
- (4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称
熊谷市個別施設計画 ⑪防災・河川施設編

12 公園・スポーツ施設

- (1) 方針又は方向性
①市民体育館の更新等の機会を捉え、周辺の再整備も含めた活用方策を検討する。必要に応じ、スポーツ・文化村【くまぴあ】体育館への（一時）機能移転も検討する。②大里・江南の各体育館と妻沼運動公園体育館については、地域体育館機能の供給状況（学校体育館の共同利用を含む。）を見据えつつ更新の可否を検討する。③東部・別府の各体育館は廃止する。④籠原体育館は、耐用年限まで使用後に廃止し、借地を返還する。⑤熊谷勤労者体育センターは、（仮称）第2中央生涯活動センター整備を機に廃止するが、同センターへの屋内スポーツ施設機能導入も検討する。⑥武道館は、当面存続するが将来的には他へ機能移転後に廃止する。
- (2) 理由
①耐用年限到来・耐震性も課題。熊谷駅近隣の好立地を活かす方法を検討。②学校統廃合に伴う地域体育館への転用等による体育館機能の供給過剰の予想。③耐震性に課題・老朽化も進行。④敷地の使用貸借契約の更新状況による。⑤耐震性に課題・老朽化も進行だが、生涯活動センター内の施設機能として存続できる可能性。⑥低い稼働率と他施設による機能引受けの可能性
- (3) 想定される主な事業
ア 新市民体育館整備事業（新規）… 2025年度期（第2期前半）供用開始
- (4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称
熊谷市個別施設計画 ⑫公園・スポーツ施設編

13 公共交通施設等

(1) 方針又は方向性

①本町駐車場は、当面存続後に廃止する。②その他の各駐車場・駐輪場・駅自由通路は存続とする。③屋根付きバス待合所は、条例廃止後に除却する（通常のバス停留所へ移行）。

(2) 理由

①長期の需要動向を見据え更新はしないが、当面の収支改善方策を検討。②公共交通網の維持に不可欠。③一般のゆうゆうバス停留所との均衡

(3) 想定される主な事業

—

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市個別施設計画 ⑬公共交通施設等編

14 葬斎施設

(1) 方針又は方向性

2030年度期（第2期後半）以降を目安に炉や収骨室の増設を検討する。更新時には火葬場機能のみの存続（斎場機能は民間）も検討する。

(2) 理由

今後の需要増加への対応

(3) 想定される主な事業

—

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市個別施設計画 ⑭葬斎施設編

15 学校施設

(1) 方針又は方向性

①小中学校は、学習環境改善のため規模適正化を推進する。おおむね①小学校優先、②児童生徒数の少ない学校優先で統廃合案を作成する。②廃校後の学校体育館は、地域体育館に転用する。③学校プールは、水泳授業への校外方式導入（【アクアピア】や民間施設の活用）に合わせ順次廃止する。④学校給食施設は新センターを整備し、自校式は順次センターへ統合する。⑤幼稚園は、幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえ検討する。

(2) 理由

①「熊谷市立学校の適正な規模に関する基本方針」（小学校は12～18学級、中学校は9～18学級を適正規模とする。）が基準。②既存施設の有効活用（元小学校については地域拠点施設化）。③使用期間が限られる屋外プール廃止による効率化、水泳授業の民間委託の場合は専門指導員によるサービス向上、教職員の負担軽減等。④学校間の公平性や効率的な運営等。⑤今後のニーズを見据えつつ検討

(3) 想定される主な事業

- ア 学校規模適正化事業（新規）… 2020年度期（第1期後半）以降供用開始
成田小・星宮小の統廃合、男沼小・太田小・妻沼南小の統廃合などを想定
- イ 校外方式水泳授業導入事業（新規）… 2020年度期（第1期後半）以降供用開始
- ウ（仮称）第1学校給食センター整備事業（新規）… 2025年度期（第2期前半）供用開始

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市立学校の適正な規模に関する基本方針
熊谷市個別施設計画 ⑤学校施設編

16 子育て支援施設

(1) 方針又は方向性

①保育所は、荒川・銀座・石原・玉井保育所の統合による（仮称）中央保育所や、中条・上須戸保育所の統合による（仮称）北保育所の整備等により機能を維持・強化する。②既存児童館は順次廃止し、（仮称）こどもセンター（雨天でも安心して子供を遊ばせることのできる施設）を新設する。③児童クラブと地域子育て支援拠点は、現在の方向性を維持する。

(2) 理由

①今後の保育ニーズを見据えつつ検討。②児童館に替えて現代の子育てニーズに対応できる施設を整備。③少子化の状況でも増加傾向のニーズを踏まえ、既定方針を踏襲

(3) 想定される主な事業

- ア（仮称）総合子育て支援施設整備事業（新規）… 2025年度期（第2期前半）供用開始
（仮称）こどもセンター、（仮称）中央保育所等の整備
- イ（仮称）北保育所整備事業（新規）… 2025年度期（第2期前半）供用開始

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市個別施設計画 ⑥子育て支援施設編

17 し尿処理施設

(1) 方針又は方向性

第一水光園敷地内に新施設を整備し、第一水光園、荒川南部環境センター及び妻沼南河原環境浄化センターの3施設の機能を集約する。新施設は処理水を公共下水道へ放流する方式とし、処理過程で生じる汚泥は資源化（助燃剤化）する。

(2) 理由

施設面積及びライフサイクルコストの削減

(3) 想定される主な事業

新し尿処理施設整備事業（新規）… 2030年度期（第2期後半）供用開始

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市し尿処理施設整備基本計画

18 市営住宅

(1) 方針又は方向性

募集停止中である準耐火構造の住戸（政策空家）を除き、計画的な修繕・改善により市営住宅の長寿命化を進め、引き続きその有効活用を図る。管理戸数786戸¹¹⁸のうち、中層耐火構造の713戸を計画的に維持管理するとともに、残りの準耐火構造の住戸については住替え・除却を進める。

(2) 理由

将来の需要予測に基づく必要戸数の維持、ライフサイクルコストの縮減

(3) 想定される主な事業

ア 地域住宅推進事業（継続）

イ 市営住宅住替え事業（継続）

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市営住宅等長寿命化計画

¹¹⁸ 管理戸数786戸：2020（令和2）年10月現在

第3節 インフラ施設

本節では、本市の公共施設等のうちインフラ施設について、施設区分ごとの考え方を提示します。記載方法・注意事項等は、前節と同様です。

1 公園

(1) 方針又は方向性

原則存続とする（附属施設については、前節「7 水浴施設」及び「12 公園・スポーツ施設」も参照）。

(2) 理由

都市公園法の規制による。

(3) 想定される主な事業

—

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市個別施設計画 ②公園・スポーツ施設編

2 道路

(1) 方針又は方向性

①既存路線については、路線の重要度と健全度に基づいて点検・修繕の優先順位を設定するとともに、従来からの事後保全型に加え、予防保全型の維持管理手法を導入する。優先度の高い路線は予防保全型、それ以外は事後保全型による維持管理（必要に応じ更新）を行う。②新規路線については、総合計画又はこれに基づく都市計画マスタープラン・立地適正化計画に必要とされる場合に、整備するものとする。

(2) 理由

①施設の安全性確保、長寿命化によるライフサイクルコスト縮減、修繕時期の平準化等。②市民生活・地域経済・防災等にとっての長期的な視点からの必要性

(3) 想定される主な事業

ア 道路維持経費（継続）

イ 道路整備事業（継続）

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市道路修繕計画

3 橋梁

(1) 方針又は方向性

①既存橋梁については、橋梁の重要度と健全度に基づいて設定された優先順位に従い、予防保全型の修繕を実施していく（原則として、架替えは想定しない。）。②横断歩道橋についても、同様とする。③新規橋梁については、総合計画又はこれに基づく都市計画マスタープラン・立地適正化計画に必要とされる場合に、整備するものとする。

(2) 理由

①②施設の安全性確保、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減、修繕時期の平準化等。

③市民生活・地域経済・防災等にとっての長期的な視点からの必要性

(3) 想定される主な事業

ア 橋りょう整備事業（継続）

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市橋梁長寿命化修繕計画

熊谷市横断歩道橋長寿命化修繕計画

4 上水道

(1) 方針又は方向性

経営基盤の強化と効率的な事業運営により、施設の適正な維持管理と管路の更新に努める。具体的には、①井戸の保全、施設監視の継続、水安全計画¹¹⁹の策定。②末端水質監視の継続、市内残留塩素濃度調査の実施、配水水質向上策の検討。③施設・管路耐震化の推進、老朽管更新の継続、施設更新・延命化の実施、適切な設備更新の実施。④応急給水訓練の実施、応急給水資機材の維持管理。⑤職員研修の継続、更なる民間委託の検討。⑥健全経営の維持、適正料金水準の検討。⑦施設能力適正化の研究、漏水調査の継続、広域連携の検討、水道PR・情報公開の推進、新技術導入の検討

(2) 理由

安全でおいしい水の安定供給。具体的には、①安心できる水道の維持。②よりおいしい水の追求。③強靱な水道施設づくり。④災害への対応。⑤効率的な事業運営。⑥健全な水道事業経営。⑦水道事業の持続可能性確保

(3) 想定される主な事業

ア 水道事業（継続）

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市水道事業ビジョン

熊谷市水道事業基本計画

熊谷市水道事業アセットマネジメント計画

熊谷市水道施設耐震化計画

熊谷市水道事業経営戦略

¹¹⁹ 水安全計画：水源から給水栓までの主に水質に関する安全管理について取りまとめた計画

5 公共下水道

(1) 方針又は方向性

①既存施設については、施設の重要性や社会的な影響度、劣化状況把握・不具合発生時期の予測の容易さにより対象施設を分類し、状態監視保全・時間計画保全・事後保全のいずれか適切な手法による維持管理・更新を行う。②新規施設については、荒川左岸側において市街化区域の整備を進める。

(2) 理由

①施設の効率的な維持管理、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減、修繕時期の平準化等。②公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水の防除

(3) 想定される主な事業

ア 公共下水道事業（継続）

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市公共下水道ストックマネジメント計画

熊谷市公共下水道事業経営戦略

熊谷市生活排水処理基本計画

6 農業集落排水施設

(1) 方針又は方向性

①既存施設については、機能保全上の措置の同期化・平準化により適正な維持管理を行う。また、処理区の統合や公共下水道への接続により処理施設を削減し、現在の17処理区を8処理区へと再編することを目指す。②新規事業は行わない。

(2) 理由

①維持管理コストの削減。②市全体の視点から効率的かつ効果的な生活排水処理を進めるため

(3) 想定される主な事業

ア 農業集落排水維持管理経費（継続）

イ 農業集落排水施設機能保全対策事業（継続）

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市農業集落排水施設最適整備構想

熊谷市生活排水処理基本計画

7 河川等管理施設

(1) 方針又は方向性

機能診断の調査結果・評価を踏まえた保全対策の方針に従い、適切な機能保全対策を講じる。

(2) 理由

水害に対する防災・減災のための施設として、適切に機能を保全していく必要があるため

(3) 想定される主な事業

ア 準用河川維持管理経費（継続）

イ 排水機場維持管理経費（継続）

ウ 新星川改修事業（継続）

エ 流域貯留浸透施設維持管理経費（継続）

(4) 具体的な基準・取組を記載する個別施設計画等の名称

熊谷市個別施設計画 河川等管理施設編

インフラ長寿命化基本計画に基づく個別施設計画(埼玉県策定の土地改良施設にかかる計画)

第5章 本計画の見直し等に当たっての留意事項・視点

本章では、本計画の見直しや運用、また、本計画の下位計画である各個別施設計画等の見直しや運用の際に留意すべき事項・視点を示します。

第1節 行政サービスの水準と民間施設の活用等について

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していく前提として、行政サービスのあるべき水準を検討することが望ましいことから、基本方針ではその目安として市民1人当たりの施設面積に着目した検討を行いました。本計画では基本方針におけるような定量的な分析は省略していますが、公共施設等の数量は削減しても市民サービスの水準は落とさない、可能であればむしろ向上させるという立場自体は踏襲しています。

また、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性の検討に際しては、民間による代替可能性など公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要です。民間施設の活用と屋内型水浴施設の整備を前提とした校外方式による水泳授業の導入（学校プールの廃止）の方針は、そのような検討の結果です。

行政サービスの水準を具体的にどの程度に設定すべきか、また、民間施設・民間サービスをどのように活用すべきかについては、新技術の実用化・普及の予測も含め、留意すべきです。

第2節 新規整備の許容と抑制について

不要・老朽施設の廃止・除却が公共施設マネジメントの一側面ではあるものの、廃止や除却ばかりでは「まち」としての魅力がなくなってしまうため、公共施設マネジメントのプラス面をアピールできるような新規整備も必要です。特に建築物については、既存施設の廃止とセットになった新規整備という形で、差引きでの総量削減と施設の機能・魅力向上とが一体となっているような施策の推進が望ましく、また許容されると考えられます。生涯活動センターの整備や総合子育て支援施設・保健事業拠点施設の整備は、そのような方向性を目指しています。

一方でインフラ施設については、多くの施設区分において、今後も新規整備が継続されることが見込まれています。今後40年間の保有量推計では、道路面積は約1090万 m^2 （2019年度）が約1120万 m^2 （2059年度）へと約3%増加、上水道管延長は約1180km（2019年度）が約1300km（2059年度）へと約10%増加、公共下水道管渠延長は約51km（2019年度）が約63km（2059年度）へと約23%増加の見込みです。

人口減少下でのインフラ施設の増加¹²⁰は、市民1人当たりではより大きな負担となつてのし掛かってくるため、何とかその抑制を図りたいところですが、道路や上下水道は日々の生活の基盤である以上、抜本的なコンパクトシティ化を推進するのでない限り、その抑制・削減は極めて困難です。

¹²⁰ 人口減少下でのインフラ施設の増加：（今回の保有量推計がおおむね正しいとすれば、）増加の要因としては、①人口減少にもかかわらず増加している世帯数、②空き家の増加などが考えられます（なお、公共下水道に関しては、予定している整備が完了していないことが最大の要因です。）。都市のスプロール化（無秩序・無計画な市街地の拡大・郊外への乱開発）は都市計画法等により緩やかに抑制されていますが、インフラ施設のスプロール化は進行しつつあるように見受けられます（なお、公共下水道に関しては、原則として市街化区域での整備のため本来スプロール化は問題になりませんが、市街化区域内部での選別（居住調整地域の設定）も検討対象とする立地適正化計画の視点からは課題となり得ると考えられます。）。

総合計画でも「多核連携型コンパクト&ネットワークシティ」の形成を目指しているところですが、2021（令和3）年度策定（予定）の都市計画マスタープラン・立地適正化計画において、コンパクトシティに向けた具体的な方向性を示すことを目指しています。

第3節 公共施設等の再編・再配置について

本市（旧市）は、1889（明治22）年の町制施行を経て、1933（昭和8）年の市制施行により熊谷市となりました。2005（平成17）年には大里町・妻沼町との合併で新熊谷市となり、その2年後には江南町も加え、当時県北初の20万都市となりました。本市の廃置分合の概要は、図表40のとおりです。

図表 40 廃置分合の概要

年 (西暦)	年月日 (元号)	熊 谷	大 里	妻 沼	江 南	事柄
1889	M22.4.1	○				熊谷宿・石原村合併（町制施行：熊谷町）
1913	T2.4.1			○		妻沼村・弥藤吾村合併（町制施行：妻沼町）
1923	T12.4.1	○				肥塚村編入
1927	S2.4.1	○				成田村編入
1932	S7.4.1	○				大幡村編入
1933	S8.4.1	○				市制施行：熊谷市
1940	S16.1.1	○				佐谷田村（一部）編入
	S16.4.10	○				玉井村、大麻生村、久下村（一部）編入
1954	S29.4.1	○				中条村編入
	S29.11.3	○				奈良村、別府村、三尻村編入
1955	S30.1.1	①	②	③	④	①吉岡村編入、②市田村・吉見村合併（大里村）、③男沼村、太田村、長井村、秦村編入、④御正村・小原村合併（江南村）
	S30.9.30	○				太井村（一部）編入
	S30.10.1	○				星宮村の行田市編入後、その一部を編入（境界変更）
1985	S60.11.1				○	町制施行：江南町
2002	H14.4.1		○			町制施行：大里町
2005	H17.10.1	○	○	○		熊谷市・大里町・妻沼町合併（新熊谷市）
2007	H19.2.13		○		○	江南町編入

※ 「熊谷市史 通史編」ほかを参考に作成

それぞれの地域には、過去から積み重なった歴史に基づく地域性や伝統があり、それ自体は今後も尊重し、継承していくべきであると考えます。しかしながら、輸送・交通や情報通信のインフラが発達した現代においては、施設再配置の検討に際し、旧村や合併前の市町の区域や境界にとらわれ過ぎないことも大切です。一方では地域のお祭りや伝統行事を尊重し、継承していく機会をしっかりと確保しつつ、他方で熊谷の未来に思いを致すならば、日常生活においては、より広い地域の一体化や連携を図ることにより、効率性の追求や公平性の確保を図ることも必要です。

総合計画の基本構想¹²¹では、市域を中央エリア、東部エリア、西部エリア、南部エリア、北部エリアの5つのエリアに区分して、地域の特色を活かした整備を目指しています（地域別拠点整備方針）。本計画も基本構想の考え方になり、5つのエリアに区分するという枠組みに従って公共施設等の再編・再配置を検討しています。具体的な市域の区分¹²²については、主要な公共交通幹線の整備状況（国道、鉄道とその駅勢圏）、自然環境（山地や広大な林野、湖沼がない熊谷においては河川。特に荒川の存在）、各地区の人口バランスなどを考慮すると、図表41のような形が考えられます。

最も人口が多いのは熊谷駅周辺を含む中央エリアですが、次に多いのは籠原駅周辺を含む西部エリアですので、施設の再編・再配置の検討に際して人口分布を重視するならば、西部エリアは中央エリアの次に優先度が高くなります。一方で南部エリアの人口は西部エリアの半分強程度（約55%）ですが、実際の施設配置では、西部エリアにはない行政センターや図書館が、南部エリアには各2つある状況です。旧町役場や旧町立図書館の配置を合併後も引き継いでいることが原因ですが、新市として未来に目を向けるならば、これら施設の再配置や移転についての検討は避けられません。そのような問題意識から、さくらめいと出張所を設置（2018（平成30）年度）したり、（仮称）西部図書館の整備（2035-40年度期（第3期）供用開始予定）を想定したりしています。

本計画や各個別施設計画の今後の見直し等に際しても、エリア間のバランスや防災面も考慮しつつ、施設の再編・再配置や統廃合の検討¹²³を行っていくことが必要です。

¹²¹ 総合計画の基本構想：第2次熊谷市総合振興計画基本構想 3 将来都市像 (3)土地利用構想（同計画24～26頁）

¹²² 具体的な市域の区分：総合計画の基本構想で市域を5つのエリアに区分することとしていますが、各エリアの面的な広がりや境界については基本構想に明確な記載がありません。そのため本計画では複数の学区区のみを想定した上で、土地利用構想（地域別拠点整備方針）の趣旨を解釈して概要図を示すことに努めました。したがって図表41が示すエリア区分は確定的なものではなく、一定程度は可変的・流動的なものといえます。次に、各エリアについて補足します。

中央・西部・東部の3エリアは、南東-北西方向に走る市の主要交通幹線であるJR高崎線や新幹線、国道17号と、東西方向に走る秩父鉄道、国道140号などの存在により、交通インフラが充実しています。この点が他の2エリア（北部・南部）とは異なります。これら交通インフラ充実エリアを、中核となる鉄道駅の配置を考慮して3分割したものが、中央エリア（熊谷駅勢圏を中核。上熊谷駅・石原駅もあり。）、西部エリア（籠原駅勢圏を中核。ひろせ野鳥の森駅・大麻生駅もあり。）、東部エリア（熊谷駅及び行田駅の駅勢圏を含む。ソシオ流通センター駅もあり。）です。なお、西部エリアに関しては深谷市と、東部エリアに関しては行田市との広域化の視点も欠かせません。

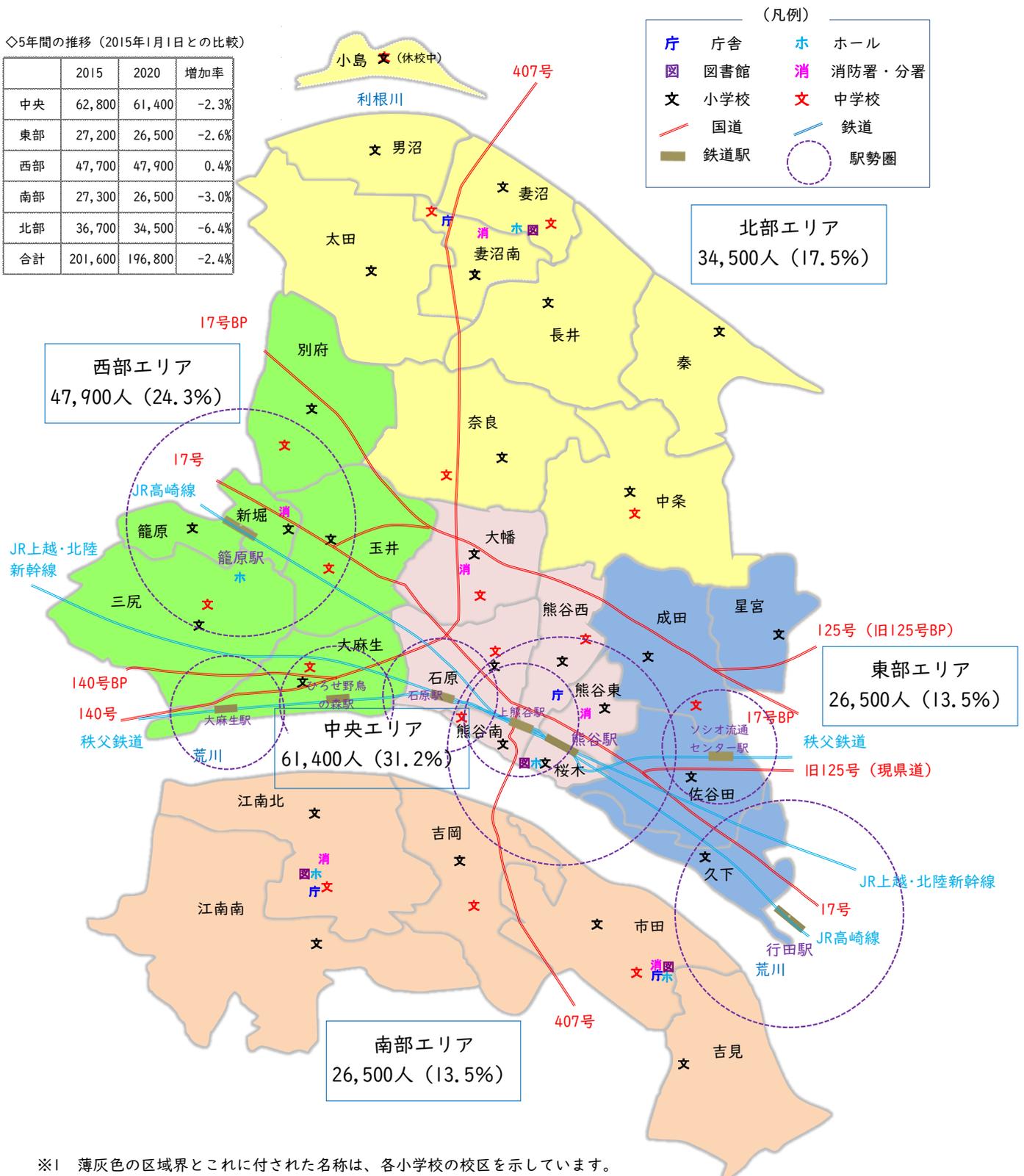
南部エリアは、次のような特徴・課題を共有する吉岡・大里・江南地区を併せ、一体として整備・振興を図ろうとする考えに基づくものです。その特徴・課題とは、①荒川によって橋梁（東から、久下橋、荒川大橋、熊谷大橋、押切橋）による以外は他の市域から隔てられていること、②エリア内に鉄道駅がなく、鉄道を利用したい場合、荒川を北に渡るか、市外の吹上駅（JR高崎線）や森林公園駅・東松山駅（東武東上線）などにアクセスする必要があること、③その面積が広く、特に東西方向に長いこと、東西方向の幹線交通（基本構想における「（仮称）東西幹線道路」など）の整備を検討する必要があることなどです。

北部エリアは、南部エリアと同様の特徴と課題（特に、②鉄道駅の不在、③東西方向の幹線的な交通インフラがやや貧弱）に着目し、妻沼地区に中条・奈良の2地区を合わせて構成されるものとなりました。

南部及び北部エリアの交通利便性向上のためには、幹線道路の整備改良や公共交通（バス路線など）の充実等の施策について、引き続き検討していく必要があります。

¹²³ 施設の再編・再配置や統廃合の検討：そもそも必要とされる施設数自体については、当該施設の設置目的や人口減少を踏まえた利用（需要）予測、公共交通再編の可能性などを踏まえ、具体的な配置場所の選定に先立って検討されるべきものです。

図表 41 総合振興計画土地利用構想（将来都市像）の趣旨を踏まえた5つのエリア



※1 薄灰色の区域界とこれに付された名称は、各小学校の校区を示しています。

※2 各人口は、2020年1月1日現在の行政区（旧大字等）別の住民基本台帳人口をエリア別に集計したもの（概算）で、校区別の人口を集計したものとは厳密には異なる場合があります。括弧内は総人口に対する構成比です。

※3 左上の小さい表は、人口の5年間の推移を示しています。概数表示のため数値が不一致の場合があります。

※4 各駅勢圏は、熊谷・籠原・行田の3駅については半径2km、その他の駅については半径1kmで想定しています。

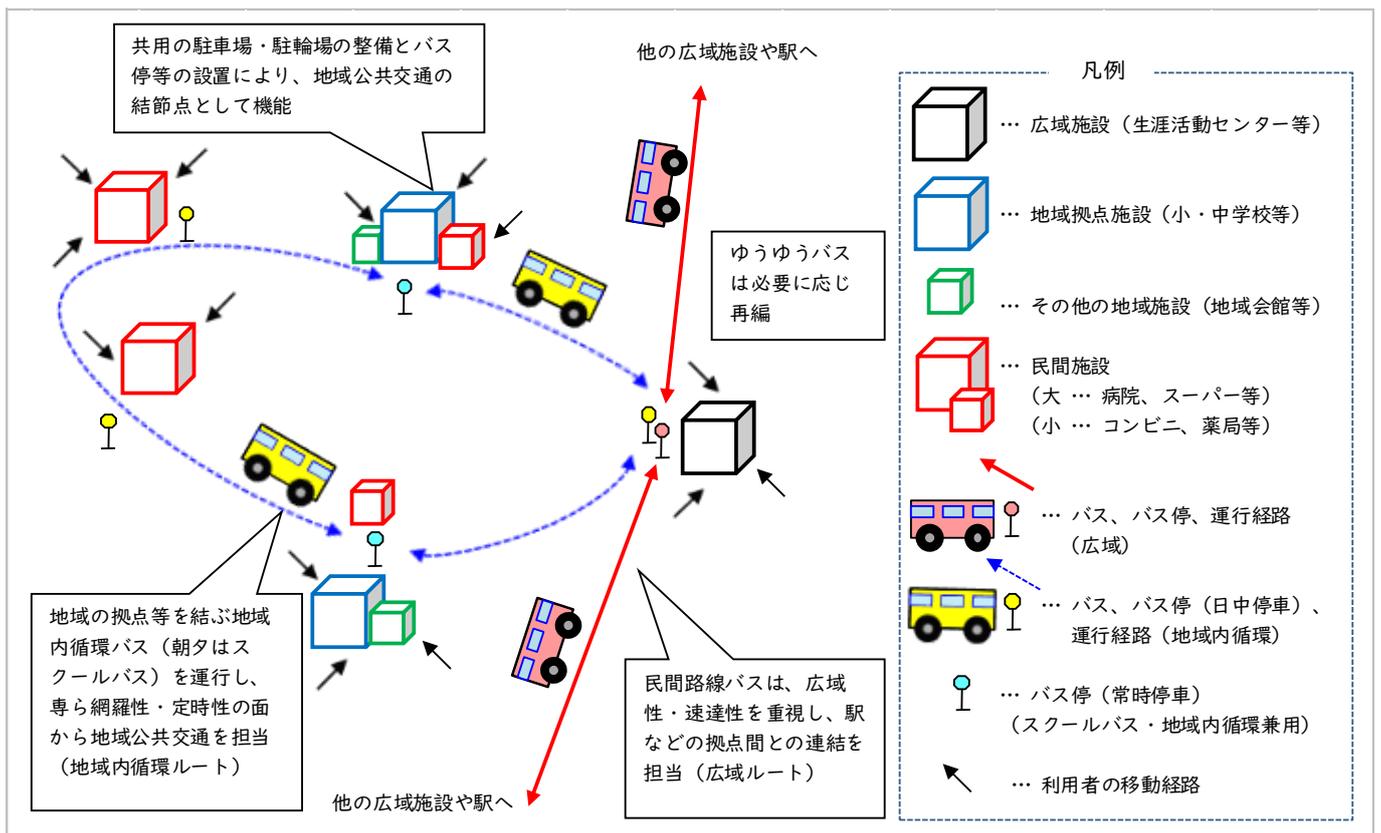
第4節 地域公共交通の再編・充実について

統廃合によって施設自体はリニューアルされたものの、旧施設が廃止・移転となった地域の住民にとって新施設は遠くて使いづらい、という距離の問題¹²⁴に対しては、バスなどの地域公共交通を充実させることでアクセスの利便性を維持したり、不便さを緩和したりする方法が考えられます。

学校統廃合に伴って運行される予定のスクールバスも、登下校のためにのみ運行するのではなく、子供の利用がない日中は地域のバスとして活用することで、全体として利便性が高く、効率的でしかも分かりやすい地域公共交通の再編・充実につなげていくことが望ましいといえます。

その際の視点として、各校区・地域内を網羅性・定時性重視で回る地域内循環ルート（スクールバスの時間転用を主に想定）と、これらの各校区・地域同士を広域的に結び付ける速達性重視のルート（民間路線バスを主に想定）とで役割分担¹²⁵し、前者を後者のフィーダー系として位置付けて整備・導入を進めることで、子供を含む地域住民の利便性と民間事業者の採算性・事業継続性との両立を図れるような方向性が有効と考えられます。この視点を図示すると、図表 42 のとおりです。

図表 42 地域公共交通の再編・充実の視点



¹²⁴ 距離の問題：小学校児童の通学距離・通学時間に関する基準について、国（文部科学省）は「おおむね4 km以内」という距離の要件のほか、「おおむね1時間以内」という所要時間による要件も設けていますが、統廃合によって学校から遠くなる児童の事情を考慮し、スクールバスによる登下校を想定したものとされています。

¹²⁵ 役割分担：時間転用のスクールバスによる地域循環路線と民間路線バスによる広域速達路線を2本の柱とし、ゆうゆうバス（既存のコミュニティバス）の再編を前2者の足らざるところを補うように調整していく形（民間路線バスの廃止路線や空白地帯を運行させることは現に実施）が1つの理想の型とも考えられます。このような考え方は、法改正により、地域自らがデザインする地域の交通（地域公共交通計画（マスタープラン）の作成）や地域の多様な輸送資源の活用（スクールバス等）、既存の公共交通サービスの改善の徹底（等間隔運行、定額制乗り放題運賃等）などを掲げる国の施策の方向性とも一致すると考えられます。

学校や地域拠点施設、地域の民間施設を定期運行するバス等をつなぐことで、相互の利便性が更に高まることが期待されます。住民の意見・要望を聴きながら、地域拠点施設等が公共交通網により連携した環境を創出することで、全ての人にとって住みやすいといえる地域づくりを目指していく必要があります。そのような地域公共交通網の再編・充実と二人三脚で推進することができた場合に、公共施設マネジメントの成果に対しても、より多くを期待することができるものと考えられます。

第5節 負担の公平性について

施設の使用料・利用料金については、その施設の設置条例その他の規程により定められています。その額は、消費増税その他の法制度の改正や社会情勢の変化等を受け、定期的に見直しを行っているところですが、公共施設マネジメントの視点からは、使用料等のみを原資として、その施設の維持管理運営費のみならず、更新費まで賄えることが理想的です。

特に、既に企業会計方式・独立採算制を採用している上下水道事業のほか、同様の方式を採用できる農業集落排水事業、駐車場事業、廃棄物処理事業などについては、仮に企業会計方式を採用しない場合であっても、実質的な独立採算制の確立を目指して、将来の更新費用等の確保まで考慮して使用料等を設定することが望ましいといえます。

しかし一方で、市の施設の中には福祉目的から使用料等を無料又は安価に設定している施設（高齢者用施設など）もあります。これらの施設については、施設の設置目的から考えても利用者に更新費用まで負担させることは適切ではありませんが、その分は、他の市民が税金という形で負担していることを忘れるべきではありません。2014（平成26）年度に実施した市民アンケートでも、「施設の利用料金を引き上げ、施設利用者の負担割合を増やし、税金で賄う分を減らす（受益者負担）」という「利用料金引上げ」の方策についてどう思うかを尋ねた設問（問2の11番目）に対して、「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と回答した市民の割合は合わせて64.0%でした。それは、「反対」又は「どちらかといえば反対」という回答の合計26.7%を大きく上回り、ほとんど3分の2に近い割合となっています。施設の維持管理運営に掛かる費用については、施設の設置目的には配慮しつつも、利用者による負担の増加という方向性で検討することが多くの市民の考えにも合致するものといえます。

また、そのような検討・見直しに当たっては、施設の利用機会の公平化・平等化¹²⁶や、既存施設の稼働率上昇¹²⁷の視点からの検討も、併せて行うことが適切であると考えられます。

次に、公共施設等の経費の負担方法¹²⁸を、だれが負担するか（市民全体か、受益者・利用者か）また、いつ負担するか（現在か、将来か）という2つの視点から合計4つの類型にまとめると、図表43のようになります。

¹²⁶ 施設の利用機会の公平化・平等化：例えば、以前は無料で利用できる団体が事実上優先的に利用していたが、利用料金が設定されたことで自分たちの団体にも利用機会が回ってきたというようなケース

¹²⁷ 既存施設の稼働率上昇：例えば、老朽施設の使用料が非常に低額であったため、最新の設備を備えた施設が遊んでいたが、使用料見直しを境に利用者が新鋭施設に移ってきたというようなケース

¹²⁸ 公共施設等の経費の負担方法：国や県の補助金については、ここでは直接は考慮しません。

図表 43 負担の種類

		いつ負担を支払うかという視点 (現在の世代と将来の世代との間の負担の視点)	
		現在の負担	将来の負担
だれが負担するか という視点 (市民全体と 受益者・利用者との 間の負担の視点)	市民全体で負担	①税金	②市債
	受益者・利用者が負担	③使用料・利用料金	④分担金・受益者負担金

市民全体の現在の負担が「①税金」、市民全体の将来の負担が「②市債」、受益者・利用者の現在の負担が「③使用料・利用料金」、受益者・利用者の将来の負担が「④分担金・受益者負担金¹²⁹⁾」と類型化できます。2つの視点を踏まえた適切な負担の在り方については、相互に納得できる公平性を確保・維持するため、市と市民の間や立場の異なる市民同士の間で一定の合意（コンセンサス）が得られていることが望ましいといえます。受益者・利用者が負担すべき範囲・割合による類型化を行うと、図表 44 のようになります。

図表 44 受益者・利用者が負担すべき範囲・割合による類型化

経費等による区分		維持管理・修繕 (減価償却の対象外)	改修・更新等 (減価償却の対象)	該当する施設の例
A 公営事業会計の施設	理念上の負担割合	100% (独立採算)	100% (独立採算)	上下水道施設、農業集落排水施設など
	主な財源	③使用料・利用料金	②市債 (企業債) ④分担金・受益者負担金	
B 普通会計の施設 (開放型)	理念上の負担割合	0% (無料)	0% (無料)	公園 (貸館型の有料利用の場合を除く。)、道路など
	主な財源	①税金	②市債	
C 普通会計の施設 (貸館型)	理念上の負担割合	m% (一定の範囲)	n% (一定の範囲)	コミュニティセンター、公民館、各種スポーツ施設などの貸館型の部分 (利用申請が必要な場合。多くは有料)
	主な財源	①税金 ③使用料・利用料金	②市債	
D 普通会計の施設 (その他)		関連法令等による	関連法令等による	学校、図書館、市営住宅など

類型Aの公営事業会計の施設については、その制度趣旨からも独立採算が原則です。ただし、上下水道施設における消火栓や下水道施設における雨水関係の施設・管渠などは防災・減災機能を有し公共性・公益性が高いため、これらの更新等に掛かる費用は市民全体で負担すべきものとし、公営企業への繰出基準に基づいた一般会計負担金等で対応するのがむしろ公平であり、適切です。

類型Bの普通会計の施設 (開放型) については、市民ならだれでも利用できる施設 (利用形態が排他的・独占的でない施設) を市民全体の負担で整備・運営等するという形で利用と負担の主体が一致していることから、基本的に公平性が保たれていると考えられます。したがって、現状どおり

¹²⁹⁾ 分担金・受益者負担金：水道工事加入者分担金、下水道受益者負担金、農業集落排水事業分担金のような形でこれらのインフラ施設の使用権を取得する際に徴収されるものであり、負担するのはあくまでもその加入や使用開始の時点などですが、実質的には整備費・更新費に対する負担と考えられるため、ここでは「将来の負担」に相当するものとしてしました。

無料の施設を皆の税金で支えていく方向性が妥当です。

類型Cの普通会計の施設（貸館型）については、利用機会の平等を図る視点も重要ですが、利用者が実際に施設を使うときは、一定の時間・場所を独占的に使用するという性格上、負担の公平性の視点も重要であると考えます。具体的には、利用者・受益者が負担すべき範囲（＝m% or n%）をどの程度に設定すべきか（m% or n%＝…10%、20%、30%…）、具体的な施設・施設区分ごとに異なる水準を設定すべきかなどに関し、市民の意見を聴くことが考えられます。

この場合に特に留意すべきは、その施設を利用する市民の声だけでなく、その施設を利用しない市民の声にも耳を傾けなければならないということです。なぜならば、それらの施設は、通常利用者が払う使用料等のみで整備・運営されているわけではなく、必要な費用の大半は税金などから支出されており、その施設を全く利用しない市民も実質的に負担者であるからです。

施設の利用は市民に開かれているのだから、受益者・利用者と負担者を区別すべきでないという考え方もあると思います。しかしながら主に時間的制約により施設を利用する機会が限られている市民が少なくないことも事実であり、また、好みや生活スタイルなどの相違から、ある市民にとっては必要な施設が別の市民にとっては不要な場合もあります。このように価値観やライフスタイルが多様化した現代においては、市民を、施設の利用者であり、かつ、コストの負担者であると一律に捉えるばかりでなく、施設を利用する市民と、利用はしないが税金という形で施設の経費を負担している市民とを別々に捉えた上で、その間の公平性や利害調整を図るようなきめ細かな議論も必要です。市民の声¹³⁰に耳を傾けながら、適切な使用料等を定めていきます。

第6節 隣接市町との広域連携等について

本市では、廃棄物処理と介護保険については一部事務組合の形で既に広域連携を行っています（大里広域市町村圏組合）。また、深谷市と寄居町とは、「公の施設の相互利用に関する協定」を締結しており、市民体育館、ホール等の協定対象施設について、相互に、施設設置市町の住民と同等のサービス¹³¹を受けられるようになっています。

隣接市町との広域連携については、原則としては現状を維持しつつ、より効率的な連携又はより住民サービスに資する連携の可能性を探るべきです。ただし、広域連携には財政負担の問題（負担は公平になされているか）や距離の問題（施設まで遠すぎる）もありますので、連携拡大・推進の選択肢とともに、連携縮小・解消の選択肢も常に保持すべきであると考えます。

さらに、国や県が整備した施設が市内又は近隣にある場合は、その施設が同種の市有施設の機能を代替している点も考慮した上で、施設の統廃合・再配置等を検討することが必要です。

¹³⁰ 市民の声：市民全体の意見を聴く手続としては、無作為抽出による市民アンケートが適切です。また実施の際は、統計学的な信頼性を確保するため、おおむね1,000件以上の有効回答を得られるように努めるべきです。また、受益者・利用者の意見を聴く手続としては、利用者に対するアンケート、利用者を対象とした説明会・意見交換会、利用者や利用団体の代表者等からの意見聴取などの方法のうち、対象施設の所管部門が適切と判断するものによることが考えられます。双方の意見を尊重しつつ、必要な見直しを行うこととなりますが、実際の見直しに際しては、利用者の負担が過重にならないような配慮も必要です。

¹³¹ 施設設置市町の住民と同等のサービス：例えば、熊谷市民が深谷市の総合体育館を利用する場合、深谷市民と同等の料金で利用可能です（協定の対象外の住民（例えば東松山市民）は、割高な料金を支払わなければなりません）。

付録

公共施設マネジメントに関する取組の経過は、図表 45 のとおりです。
また、最新の動向については、市ホームページを参照¹³²してください。

図表 45 公共施設マネジメントに関するこれまでの取組

年度	年月 (元号)	主な取組	主な取組対象			所管課
			総合 管理 計画	施設 白書	個別 施設 計画	
2011	H23.10	施設データ収集・整理に着手（取組開始）				企画課
2012 ～13	H24～25	報告書作成 ^{※1}				庶務課
	H26. 3	庁内組織（アセットマネジメント計画策定委員会 ^{※2} ・アセットマネジメント推進会議 ^{※3} ）設置	○			企画課
2014	H26. 5～ 7	推進会議（2回）開催	○			
	H26. 7～ 9	市民アンケート実施（1回目） ^{※4}				
	H26.12～27. 2	推進会議（2回）・策定委員会（3回）開催。基本方針案の検討				
	H27. 2～ 3	パブリックコメント実施（2/23～3/23）				
H27. 3	「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針」 ^{※5} 策定	○				
	パブリックコメント結果公表（3/31） 意見総数1件・提出者1人					
2015	H28. 2	先進団体視察 ^{※6} （2/12宮代町、2/12吉川市） 推進会議（1回）開催	○			行政改革推進室
2016	H28. 4	庁内組織改編（施設分野別検討会設置による3階層化）	○	○		
	H28. 5	先進団体視察（5/20川越市）				
		推進会議（1回）開催				
	H28. 5～ 8	施設分野別検討会立上げ（打合せ延べ15回開催）				
	H28.11～29. 1	推進会議（4回）・策定委員会（2回）開催。基本計画案の検討				
	H29. 2	行政改革推進委員会にて基本計画案への意見を聴取（2/23）				
H29. 3～ 4	パブリックコメント実施（3/21～4/20）					
2017	H29. 4	「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本計画」 ^{※7} 策定				
		パブリックコメント結果公表（4/28） 意見総数4件・提出者1人				
	H29. 4～30. 3	市報連載「どうなる？どうする！公共施設」（計12回）				
	H29. 5～ 8	推進会議（1回）・策定委員会（2回）開催				
	H29. 9	「熊谷市公共施設白書」作成				
	H29.12～30. 1	市民アンケート実施（2回目） ^{※8}				
	H30. 2	個別施設計画策定支援業務委託契約締結（2019年度末まで）				
	H30. 3	市民説明会開催（3/25）				

¹³² 市ホームページを参照：（市HP）トップページ > 各課のページ > 施設マネジメント課（本庁舎） > 公共施設アセットマネジメントについて

年度	年月 (元号)	主な取組	主な取組対象			所管課
			総合管理計画	施設白書	個別施設計画	
2018	H30. 5	庁内組織改編（施設分野別検討会正式設置） 策定委員会（1回）・推進会議（1回）開催。工程・事務分担の確認等			○	行政改革推進室
	H30. 5～11	施設分野別検討会開催（計16回）				
	H30. 7	所管課ヒアリング実施（計29回・延べ40課）				
	H30. 11～12	公共施設マネジメント市民ワークショップ開催（11/17・12/1）				
	H31. 1	所管課ヒアリング実施（計6回・6課）				
	H31. 2	推進会議（1回）・策定委員会（2回）開催。再編方針案の検討				
2019	H31. 4	庁内組織改編（推進会議廃止と分野別検討会再編による3階層から2階層へのフラット化）			○	施設マネジメント課
	H31. 4～R1. 6	分野別検討会開催（計5回）				
	R1. 5	個別施設計画案の作成に関する庁内説明会（5/14AM・PM）。個別施設計画の作成要領（ひな型）提示等				
	R1. 6	公共施設再編方針案（個別施設計画案の前身）の公表				
	R1. 6～ 7	エリア別市民説明会開催（計5回） 6/29西部、7/6AM北部・PM中央、7/13AM東部・PM南部				
	R1. 7	先進団体視察（7/10北本市）				
	R1. 7～2. 2	地域説明会開催（計9回） 7/13太田、7/21秦、7/27男沼、7/28星宮①、8/17市田、10/19成田、10/20成田西部、12/14星宮②、2/24妻沼南				
		市政宅配講座実施（計8回）				
	R1. 9～11	保護者等との意見交換会開催（計39回） 9/17～9/21星宮小（20回）、11/18～11/23男沼小・太田小・秦小（計19回）				
	R1. 11	策定委員会（2回）開催。個別施設計画案の検討				
		先進団体視察（11/12太田市、11/21鴻巣市）				
	R1. 12～2. 1	パブリックコメント実施（12/18～1/20）				
	R1. 12～2. 2	分野別検討会開催（計4回）				
	R2. 2	策定委員会（1回）開催。個別施設計画案の取りまとめ				
R2. 3	パブリックコメント結果公表（3/5） 意見総数116件・提出者47人（延べ51人）					
	「熊谷市個別施設計画」※ ⁹ 策定					

年度	年月 (元号)	主な取組	主な取組対象			所管課
			総合管理計画	施設白書	個別施設計画	
2020	R2. 4	庁内組織改編（計画策定段階から事業実施段階への移行に伴い、策定委員会を推進委員会に改編）	○			施設マネジメント課
	R2. 4～7	分野別検討会開催（計6回）				
	R2. 7	先進団体視察（7/31さいたま市、7/31戸田市）				
	R2. 8～10	分野別検討会開催（計6回）				
	R2. 11	推進委員会開催（計2回）。総合管理計画案の検討				
		先進団体視察（11/6深谷市）				
	R2. 12～3. 1	パブリックコメント実施（12/21～1/20）				
	R3. 2	推進委員会（1回）開催。総合管理計画案の取りまとめ				
	R3. 3	パブリックコメント結果公表（3/ ） 意見総数 件・提出者 人				
「熊谷市公共施設等総合管理計画」※10策定						

(※1) その後、基本方針、施設白書等が策定・作成されたため、市ホームページでの公表は終了

(※2) 主に部長級で構成された庁内会議

(※3) 主に課長級で構成された庁内会議。策定委員会の下部組織（2018年度末で廃止）

(※4) アセットマネジメントの取組への賛否（賛成84%）など総論的内容のもの

(※5) 国が策定を要請する「公共施設等総合管理計画」に該当

(※6) 先進団体視察は、その当時の施設マネジメント統括担当課が参加したもののみを掲載

(※7) 基本方針に従い、取組の基準・枠組み等を定めるもの

(※8) コミュニティ施設と公民館の複合化への賛否（賛成77%）など各論的内容のもの

(※9) 国が策定を要請する「個別施設計画」に該当。インフラ施設等の所管課が独自策定する分の各個別施設計画も同時期までには策定完了

(※10) 基本方針・基本計画を一体で改定したもの

熊谷市公共施設等総合管理計画

平成 27 年 3 月策定

(策定時の名称：熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針)

令和 3 年 3 月改定

熊谷市総合政策部施設マネジメント課

048-524-1111 (内線 210)